



日本一輝いているまち

燕市総合計画

後期基本計画

平成24年度～平成27年度



燕市

日本一輝いているまちを目指して



平成18年3月20日に3市町が合併して誕生した新生・燕市では、平成19年度末に「燕市総合計画」（基本構想・前期基本計画）を策定し、市民の皆さまとともに新たなまちづくりをスタートさせました。

このたび、平成20年度からの8年間を計画期間とする基本構想が中間年を迎えるに当たり、社会情勢の変化を踏まえて新たな視点に立ち「後期基本計画」を策定いたしました。

この後期基本計画では、あえて基本的な方針や施策レベルの表現にとどめ、具体的にどんな事務事業を実行するのかについては、あまり記載していません。

その一方で、後期基本計画が内容的に前期の計画と大きく違うのは、「施策の達成目標」を数値で明記したことです。

例えば、市民の皆さまの福祉向上のために、あるいは燕市の産業振興のために、4年後に理想とする状況を思い描いて、それに向けてどのような数値指標を掲げるべきか、それによって実行すべき施策や事業は当然変わってきますので、私自身も現場を担う各担当部署もこの指標設定には熟慮を重ねました。

そして、計画には明記していない具体的な事務事業は、毎年度の予算編成作業などを通じて、その時々状況変化も踏まえて、指標を達成するために効果的な施策・事業は何かを考え、計画の実現を図ってまいります。

また、目標を数値で進行管理することにより、その取組みの達成状況が明確になりますので、これにより従来の慣習や常識を打ち破り、スピード感と実行力をもって市政を運営していく所存です。

その意味で、計画は策定して終わりではなく、実行と検証をきちんと行っていくことが重要と考えています。

燕市民が地元を誇りと愛着を持ち、住んで良かったと思えるようなまちづくりを目指してまいりますので、市民並びに議会、関係諸団体の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

燕市長 鈴木 力

目

次

第1部 総論	6
1. 後期基本計画の策定の趣旨	6
2. 後期基本計画の構成と期間	6
3. 燕市を取り巻く社会潮流の変化	7
4. 後期基本計画の体系	10
第2部 分野別計画	13
第1章 新しい活力を創造するまち	13
第1節 ものづくり活性化への支援	14
第2節 観光の振興	16
第3節 商業・建設業の振興	18
第4節 農業の振興	20
第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち	23
第1節 燕らしい特色のある教育の推進	24
第2節 教育環境の向上	26
第3節 子育て支援の充実	28
第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち	31
第1節 市民が主役の健康づくり	32
第2節 医療サービス・保険制度の充実	34
第3節 高齢者福祉の充実	36
第4節 障がい者福祉の充実	38
第5節 地域福祉の充実	40
第6節 生涯学習・文化活動の充実	42
第7節 スポーツを通じた健康づくり活動の推進	44

第4章	快適で住みやすく、愛着を感じるまち	47
第1節	防災と消防・救急体制の充実・強化	48
第2節	防犯と消費者保護対策の充実・強化	50
第3節	交通安全対策の充実・強化	52
第4節	環境にやさしい社会の構築	54
第5節	公共交通の整備促進	56
第5章	利便性が高く、にぎわいを創るまち	59
第1節	市街地環境の整備	60
第2節	公園・緑地の整備・充実	62
第3節	道路網の整備	64
第4節	下水道の整備	66
第5節	上水道の安定供給	68
第6章	市民とともに築くまち	71
第1節	市民との協働の推進	72
第2節	男女共同参画の推進	74
第3節	行財政の効率化・健全化	76
第3部	後期基本計画の推進	78
1.	後期基本計画の進行管理	78
2.	主要個別計画の管理	79
資料編		81
1.	策定体制・策定経過	82
2.	市民意識調査結果（概要）	87
3.	将来推計人口	105
4.	用語の説明	106

燕市総合計画後期基本計画

■ 第1部 総論

■ 第2部 分野別計画

- 第1章 新しい活力を創造するまち
- 第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち
- 第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち
- 第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち
- 第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち
- 第6章 市民とともに築くまち

■ 第3部 後期基本計画の推進

第1部 総論

1. 後期基本計画の策定の趣旨

本市は、平成19年度末に「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を将来像とする基本構想を策定しました。この基本構想に掲げられた将来像を実現するため、平成23年度までを期間とする前期基本計画を策定し、市民と行政が一体となって各種施策に取り組んできました。

この間、世界的な景気の後退や超高齢社会¹の進展など本市を取り巻く社会潮流が激しく変化する中で、柔軟に対応しながらまちづくりを展開してきましたが、平成23年度をもって前期基本計画が終了することから、これに続く基本計画として後期基本計画を策定します。

後期基本計画は、前期基本計画を引き継ぎ、新たな市政運営方針や激しく変化する社会潮流に迅速かつ柔軟に対応しながら、基本構想の達成に向けたまちづくりの指針として策定するものです。

2. 後期基本計画の構成と期間

(1) 計画の構成

1) 第1部 総論

燕市を取り巻く社会潮流の変化や後期基本計画を策定するにあたっての基本的な考え方を示します。

2) 第2部 分野別計画

基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、6分野別の政策に基づき、推進すべき施策の方針や展開を体系的に表します。

3) 第3部 後期基本計画の推進

後期基本計画の達成度検証の方法を示します。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

! ¹ 超高齢社会：世界保健機構(WHO)では、高齢化率(総人口における65歳以上の割合)が、21%を超えた社会を「超高齢社会」、14~21%未満を「高齢社会」、7~14%を「高齢化社会」と定義しています。

3. 燕市を取り巻く社会潮流の変化

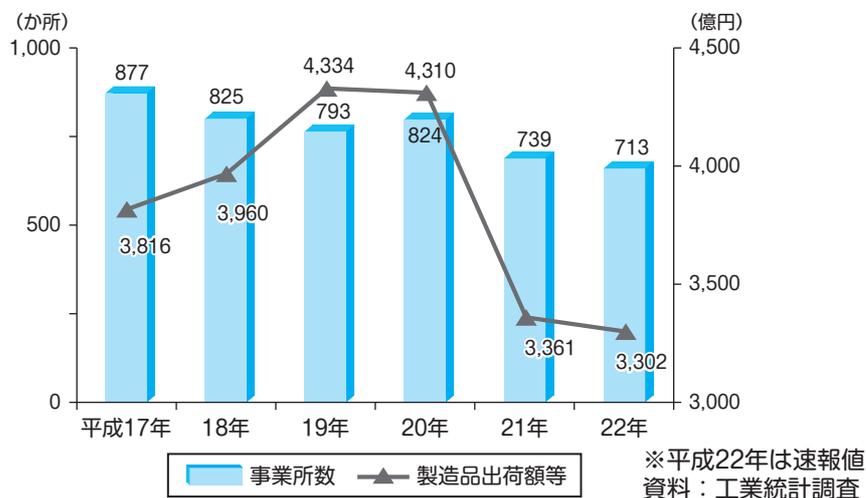
(1) 経済・雇用情勢の激しい変化

平成20年のリーマンショック²以降の世界金融危機の後遺症に加え、東日本大震災による日本経済の落ち込みや急激な円高の進行は、本市の金属加工産業をはじめとする事業所の経営や雇用情勢にも大きな影響を及ぼしました。製造品出荷額等では、平成20年の4,310億円が平成22年には3,302億円と大きく落ち込むとともに、事業所数も平成20年の824か所から平成22年には713か所と減少し、地域経済の低下が懸念されています。

また、平成22年12月の市民意識調査においても、「働く場の確保・提供」で市民の満足度が大幅に低下しており、市民目線からも産業の振興や雇用の確保が強く求められています。

今後は、基幹産業である金属加工産業をはじめとした、ものづくり産業の育成・支援とともに、新たな成長産業への進出や販路拡大に取り組む必要があります。

事業所数、製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）



(2) グローバル化の進展

ICT³の進歩や交通機関の充実などにより、地球規模での活動が引き続き活発になっています。その結果、これまで国と国との間で繰り返されてきた交流・活動は企業、自治体、市民など幅広い層に広がっています。

グローバル化が進む中、世界に通用する人材が求められており、資源の無い日本において、将来にわたって活力にあふれる安全で安心な社会を構築していくためには、科学技術の一層の振興や時代の変化に迅速に対応できるグローバルな時代を生き抜く人材の育成が求められています。

² リーマンショック：米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻（平成20年9月）とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事を言います。

³ ICT：情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）のこと。同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）がありますが、国際的にはICTが用いられています。

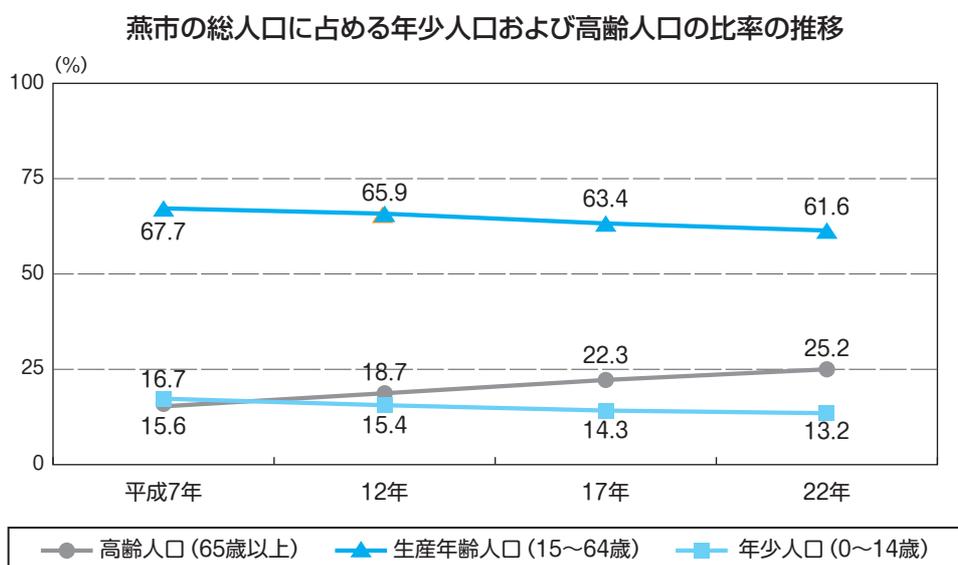
(3) 人口減少の加速と超高齢社会の進展

わが国の人口は戦後一貫して増加傾向にありましたが、平成17年に減少に転じました。平成22年国勢調査による本市の人口は81,876人となっており、平成17年と比較して1,393人減少し、平成27年における本計画の目標人口である80,000人を達成するには厳しい状況が続いています。

また、平成22年国勢調査による本市の年齢構成比率を見ると、年少人口13.2%、生産年齢人口61.6%、高齢人口25.2%と高齢者の比率が引き続き高まっています。

そのような中、健康で長生きすることは市民共通の願いであり、子どもたちの元気な声が響き、高齢者が笑顔で暮らせるまちづくりが必要です。

また、高齢者を取り巻く状況について見ると、一人暮らしや高齢者のみの世帯がますます増加しているため、認知症⁴や寝たきりにならずに生活できる健康寿命を延ばすことも課題になっています。



資料：国勢調査

(4) 地球温暖化問題、エネルギー問題の深刻化

世界的な経済活動の拡大により、自然環境への負荷が増大し、その結果、異常気象の増加や地球温暖化が進行していると指摘されています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災において原子力発電所や火力発電所が被災し、電力の供給不足も懸念されています。

本市においても、利便性・快適性を追求するエネルギー消費に依存したライフスタイル⁵からの転換を図り、環境負荷の低減に向けた取り組みや3R⁶の推進を行っていますが、行政のみの対応では限界があります。

今後は、行政、市民、事業者が一体となって、省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みや3R活動、節電に取り組んでいく必要があります。

⁴ 認知症：一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。

⁵ ライフスタイル：人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生活様式・営み方・生き方を指します。

⁶ 3R：リデュース（Reduce:廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再資源化）の頭文字をとった言葉で、3Rに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくろうとするものです。

(5) 再認識された安全・安心の重要性

東日本大震災においては、鉄道、港湾、道路、ガス、上水道、下水道などの社会資本が壊滅的な被害を受けるとともに、これまで安全とされてきた原子力発電所も被災し、放射能が拡散したことにより、周辺地域の住民も集団避難するなど改めて自然災害の恐ろしさを体験しました。

「7.13水害」、「新潟県中越地震」、「新潟県中越沖地震」では、近隣市町村において多数の死傷者が発生し、住民の生活や財産などに甚大な被害を受けたことを教訓に、災害に強い体制づくりを進めてきましたが、東日本大震災を踏まえ、自然災害に対する一層の備えが重要であることを思い知らされました。

超高齢社会が進展する中、今後は災害弱者や要援護者⁷への避難支援方法について検討を進めるとともに、「自助⁸」「共助⁹」「公助¹⁰」の役割分担を図りながら、防災意識を高める必要があります。

(6) 行財政改革の推進

最近の地域経済情勢の悪化による税収の落ち込みなどを背景に市の財政が厳しさを増しているうえ、今後、地方交付税および補助金制度などの大きな見直しが予想され、行財政改革の推進も重要な課題となることから、無駄を排除した効率的、効果的な行政運営を図ることはもちろん、職員数の一層の適正化や各種公共施設の統廃合・民営化も進めていく必要があります。

一方、財政の健全化だけでなく、行政運営にあたる基本姿勢や仕事のスタイルも見直していく必要があります。そのため、情報公開の推進など説明責任を果たすことや地域間競争を生き残るための変化に適応した組織風土の改革、市民目線に立った独自施策の立案や国や県への政策提案を行う体質への転換が必要です。

また、平成25年度の新庁舎移転開庁を見据え、より一層の行政サービスの効率化や効果的な行政運営、各種公共施設の効率化も必要です。

(7) 求められる地域主権

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、自己決定・自己責任を基本原則とする地方分権が進められてきました。

また、地域主権を確立するため、地方自治法の抜本の見直しが進められ、平成21年12月に定められた地方分権改革推進計画に基づき、義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大などが進められています。

本市においては、平成23年4月にまちづくり基本条例¹¹を定め、みんながまちづくりについて考え、話し合い、行動していくことで、個性豊かで魅力のあるまちを創りあげ、誰もが暮らしたい、訪れたいと思える燕市を次の世代に引き継ぐことを目指しています。

今後は、この条例の施行を契機として、市民と協働しながら地域の公共的な課題解決に取り組む必要があります。

! ⁷要援護者：情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人を言います。例えば、高齢者、障がいのある人、傷病者などが該当します。

⁸自助：自分の責任で、自分自身が行うことです。

⁹共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うことです。

¹⁰公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うことです。

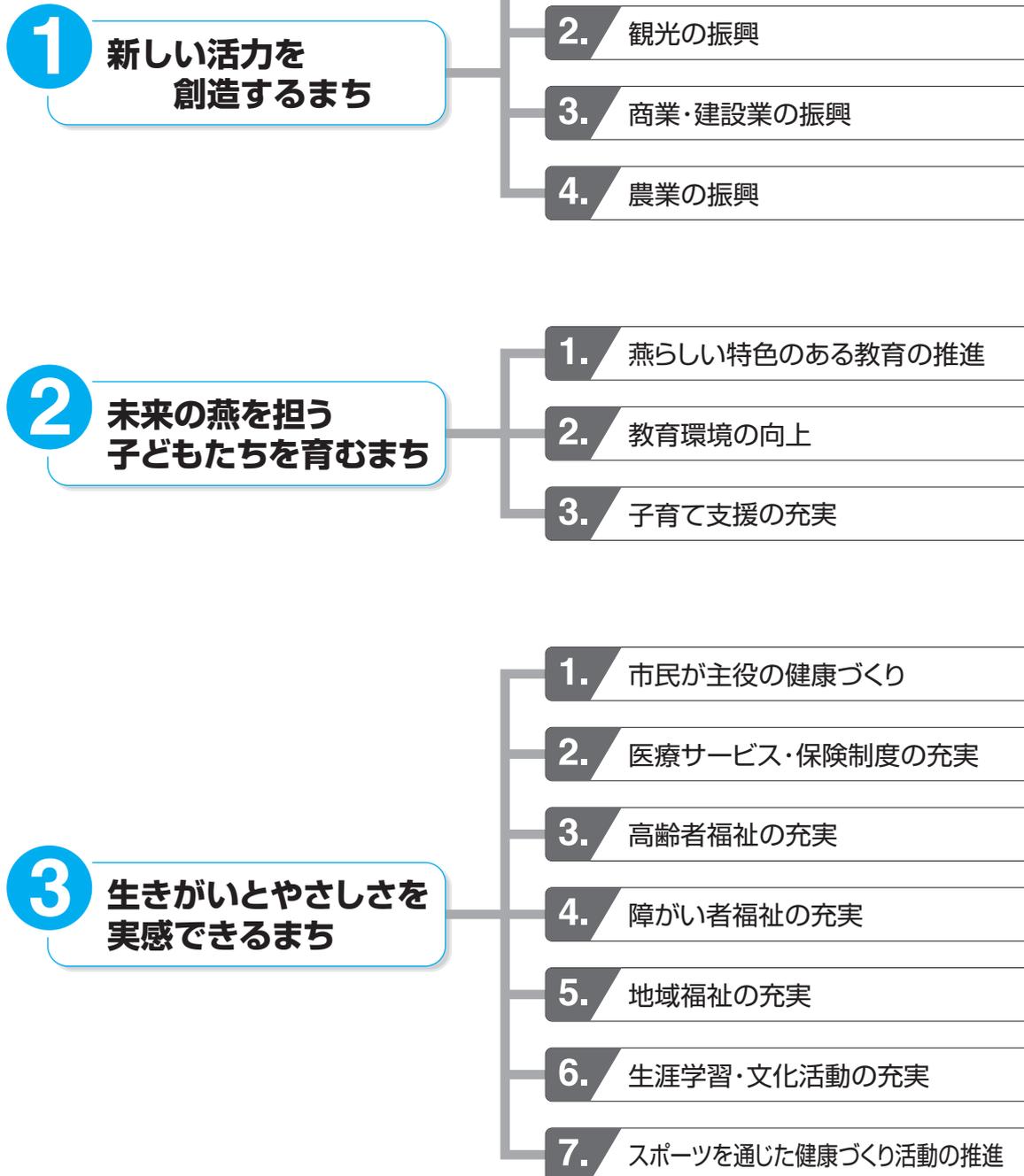
¹¹まちづくり基本条例：地方自治体がまちづくりに関する独自の制度を法律の範囲内で定めることができるもので、市民と行政が協働で策定するものです。

4. 後期基本計画の体系

前期基本計画では第2章を「生き生きと学び、心豊かな人を育むまち」としていましたが、本市の将来を担う子どもたちの健全育成のため、幼児や児童生徒に対する教育、子育て支援を一体的かつ重点的に推進するため、「未来の燕を担う子どもたちを育むまち」に見直しを行いました。

政 策

基 本 施 策



政 策

基 本 施 策

4 快適で住みやすく、
愛着を感じるまち

1. 防災と消防・救急体制の充実・強化
2. 防犯と消費者保護対策の充実・強化
3. 交通安全対策の充実・強化
4. 環境にやさしい社会の構築
5. 公共交通の整備促進

5 利便性が高く、
にぎわいを創るまち

1. 市街地環境の整備
2. 公園・緑地の整備・充実
3. 道路網の整備
4. 下水道の整備
5. 上水道の安定供給

6 市民とともに築くまち

1. 市民との協働の推進
2. 男女共同参画の推進
3. 行財政の効率化・健全化

解説

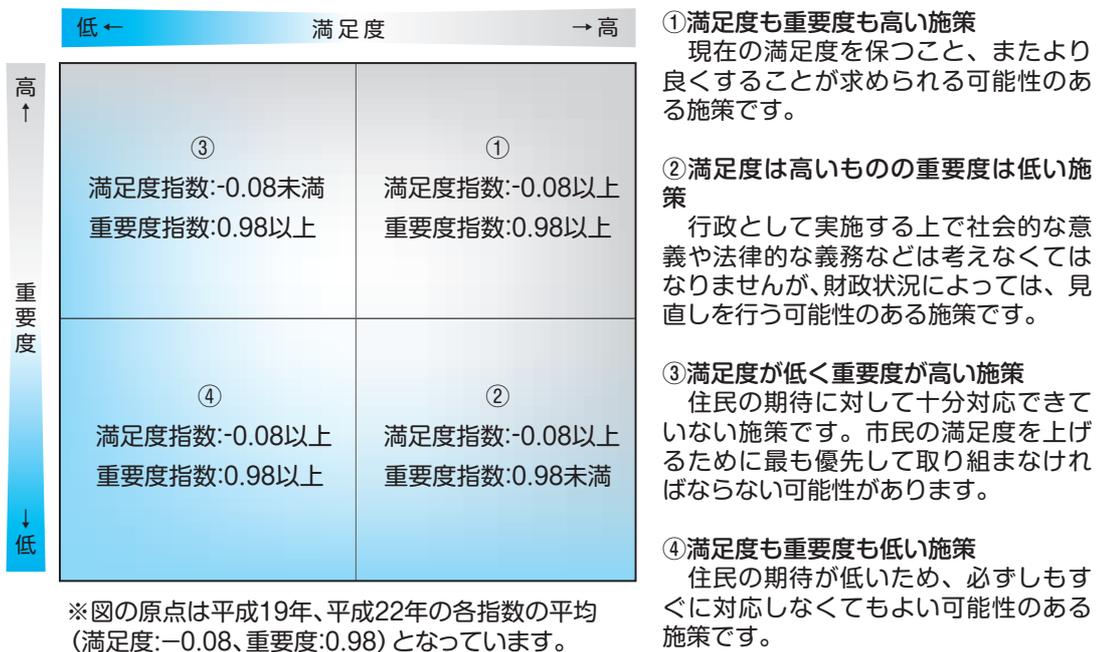
後期基本計画における「市民意識調査の各施策の満足度と重要度」グラフの見方

後期基本計画の第2部各章の扉では、平成22年に実施した「市民意識調査」によって得られた各施策の満足度と重要度を指数化し、両者の関係をグラフで示しています。

また、平成19年に実施した「市民意識調査」の結果もあわせて図示し、前期基本計画の策定時からの市民の施策に対する意識の変化を把握し、施策の方向性や優先度を検討する際の参考として活用するものです。

ただし、たとえ重要度が他の施策よりも低い施策でも、将来を見据えて実施すべきものや本市の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどについては、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

■図の見方



□ 指数の算出方法について

満足度指数は各項目の回答を、「満足」：2点、「どちらかと言えば満足」：1点、「どちらとも言えない」：0点、「どちらかと言えば不満」：-1点、「不満」：-2点として、当該施策に対する有効回答者数の合計で除した。

(例)

「工業の振興」について、59人は「満足」、210人は「どちらかと言えば満足」、677人は「どちらとも言えない」、300人は「どちらかと言えば不満」、130人は「不満」と回答した。有効回答者数は1,458人中1,376人である。この場合、満足度指数は…

$(59人 \times 2点 + 210人 \times 1点 + 677人 \times 0点 + 300人 \times -1点 + 130人 \times -2点) \div 1,376人 = 約 -0.17$

重要度指数は各項目の回答を、「重要」：2点、「やや重要」：1点、「あまり重要ではない」：-1点、「重要ではない」：-2点として、その施策に対する有効回答者数の合計で除した。

第2部 分野別計画

第1章 新しい活力を創造するまち

施策体系

1 新しい活力を創造するまち

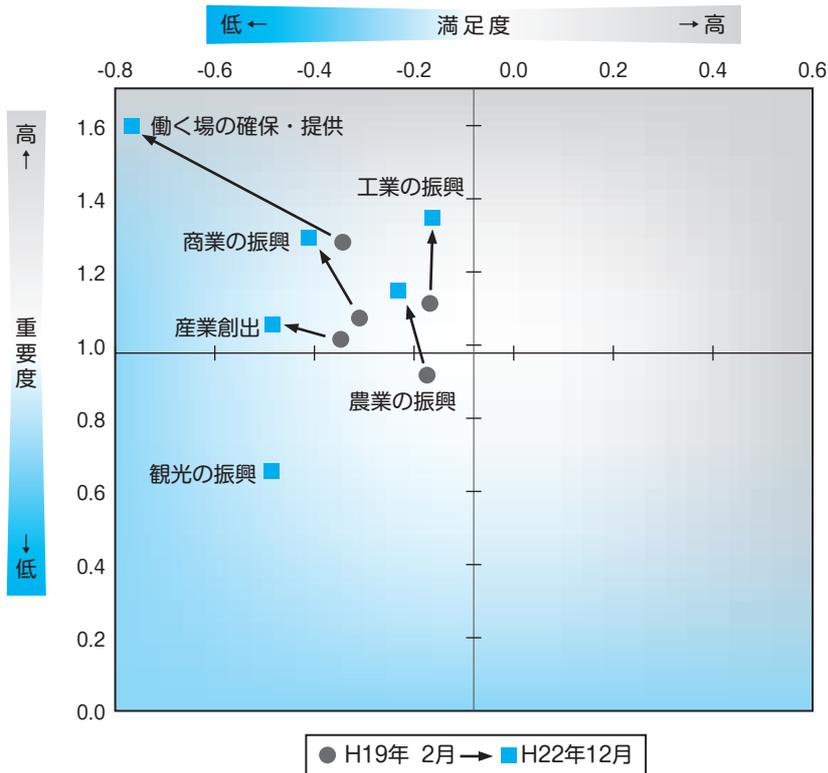
1. ものづくり活性化への支援

2. 観光の振興

3. 商業・建設業の振興

4. 農業の振興

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 ものづくり活性化への支援

現況と課題

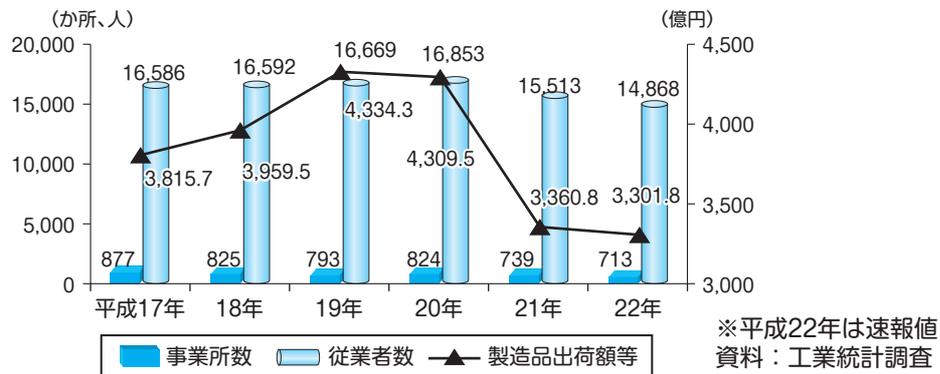
江戸時代の和釘^{わくぎ}や鋤起銅器^{ついきどうき}¹²づくりを起源に持つ本市の金属加工産業は、ヤスリや煙管^{きせる}¹³、矢立^{やたて}¹⁴へと拡大し、その後ステンレス材料を導入した金属洋食器と金属ハウスウェア¹⁵は、国際的にも高い評価を得てきました。現在では、今まで培った金属加工技術を応用し、チタンやマグネシウムなどの新しい素材にもその加工範囲を広げており、国内屈指の金属加工産業集積地となっています。

しかし、本市の金属加工産業は、アジア諸国との価格競争の激化やステンレス材料の高騰、さらに、リーマンショックによる世界同時不況の影響を受けて、平成21年以降の製造品出荷額等は大きく落ち込み、本市の事業所の大半を占めている中小企業は、非常に厳しい状況が続いています。

そのため、中小企業に対する経営安定のための金融制度を充実させるとともに、高度な金属加工技術を活かし、新たな成長産業へチャレンジする企業への支援や付加価値の高い新商品・新技術開発への支援、各業界団体との連携による新たな市場を見据えた販路開拓・需要開拓のための支援が必要です。

また、中小企業で働く人たちの福祉の充実が図られるように、事業所に対して勤労者福祉の改善を働きかけていくことが求められています。

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(従業者4人以上の事業所)



基本方針

- 今後成長が期待される産業分野にチャレンジする企業への支援を推進するとともに、付加価値の高い新商品・新技術開発の支援の充実を図ります。
- 海外市場をはじめとした新たな販路の開拓と需要開拓のための支援を推進します。
- 事業所に対し、雇用促進や勤労者が働きやすい環境づくりのため、勤労者福祉の充実に努めます。

! ¹²鋤起銅器：燕市の伝統的な工芸品のひとつで、一枚の銅版から、鋤やタガネを用いて打ち延ばしたり打ち縮めたりして作成する茶器や花器などのことです。

¹³煙管：喫煙道具のひとつで、刻み煙草をつめて吸います。

¹⁴矢立：筆と墨つぼを組み合わせた携帯用の筆記用具のことです。

¹⁵金属ハウスウェア：ステンレス製などの食卓用容器および台所用器具を言います。

施策の展開

1. 経営安定化への支援

依然として本格的な回復基調が見いだせない景気動向の中、中小企業者の経営基盤の安定と継続的で健全な発展を図るための金融対策に取り組みます。

2. 新需要創出・販路開拓への支援

業界団体との連携による海外市場への販路開拓プロジェクトや地域間連携による県外企業とのビジネスマッチング事業に取り組みます。また、見本市などへの出展小間料の補助を継続するとともに、小規模事業者を対象とした展示会共同出展事業での販路拡大とPRを行います。

また、給食センターなどの施設において、より使いやすい食器や調理器具などの開発を行うため、地元産業界と調理の現場とで共同研究を進めます。

さらに、付加価値の高い新商品・新技術開発の一層の支援と新分野進出のための調査研究を支援するために、補助対象経費の弾力化を含めて、補助制度の拡充を図ります。

3. 新たな産業分野への進出支援

グローバル経済や生活者ニーズの多様化への対応など構造的な変革や将来への成長戦略を見据え、本市の金属加工産業の特性を活かし、再生可能エネルギー産業、航空機産業および医療機器産業など、今後成長が期待される産業分野にチャレンジする企業を支援します。

そのため、アドバイザーの委嘱や新潟大学との連携により、研究会の開催や技術指導などを行います。

4. 産業基盤への支援

企業誘致および新規事業者や地元企業の指定地域への工場移転・建設などを推進するため、優遇措置の活用を促すとともに、情報の収集・提供を行い、進出企業などへの支援を行います。

5. 雇用対策と勤労者福祉

関係機関と連携して、高度技能の継承や就労を希望する人たちに対する情報の提供や相談体制の充実を図り、勤労者が働きやすい環境の改善を目指します。また、燕西蒲勤労者福祉サービスセンターへの加入促進を支援します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎従業員1人当たりの製造業付加価値額※	822万円(H22)	1,033万円
・新商品・新技術開発補助事業の商品化件数	7件(H22)	25件 (平成24~27年度)
・新たな産業分野に事業展開した事業所数	—	10件 (平成24~27年度)

※従業員4人以上の事業所

第2節 観光の振興

現況と課題

本市の燕地区には、全国的に有名な主要産業である金属洋食器、金属ハウスウェアおよび伝統工芸品産業である鎚起銅器などの工場見学と作業体験ができる産業観光資源があります。一方、分水地区には、国内最初の国定公園の1つである佐渡弥彦米山国定公園に指定されている国上山と大河津分水があります。国上山周辺には道の駅などが整備され、良寛ゆかりの史跡をはじめとする歴史文化や豊かな里山の自然を求めて多くの観光客が訪れ、大河津分水路周辺には国内有数の桜並木や大河津分水公園・大河津分水さくら公園など、雄大な河川環境が整備されています。

また、市内各地には、産業史料館・長善館史料館・分水良寛史料館・信濃川大河津資料館の4つの個性ある施設や産業観光施設などが整備されていますが、入込客数は伸び悩み傾向にあるのが現状です。

近年の観光は、通過型・団体型の物見遊山的な観光から、地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める体験型・交流型・個人型観光へと転換してきており、今後は、市内の多様な観光資源を効果的に連携させ、さらに周辺市町村との広域観光も推進しながら、多様化・高度化している旅行者のニーズに対応していくことが必要です。

目的別観光入込客数の推移

(単位：人)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
温泉	87,600	98,320	98,920	83,890	139,550
自然景観	187,220	147,930	141,500	137,920	122,000
名所・旧跡	82,350	89,570	61,890	93,240	89,880
文化施設	12,030	11,280	10,390	10,220	17,620
産業観光	194,500	184,740	87,000	86,300	86,400
まつり・イベント	317,300	293,000	219,500	210,000	218,000
その他	53,960	75,190	73,770	70,280	72,800
合計	934,960	900,030	692,970	691,850	746,250

出発地別観光入込客数の推移

(単位：人)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県内	670,630	643,120	556,220	544,450	590,050
県外計	264,330	256,910	136,750	147,400	156,200
北海道	2,150	980	1,500	1,500	1,200
東北	28,040	25,390	13,600	13,220	16,100
北陸	8,740	11,260	11,100	14,350	15,700
関東	161,230	172,520	82,000	88,400	90,200
中部	30,740	36,910	19,600	20,390	22,000
近畿	21,660	3,430	4,500	5,950	6,600
中国・四国・九州	4,040	4,160	3,150	1,830	2,300
外国人	7,730	2,260	1,300	1,760	2,100
合計	934,960	900,030	692,970	691,850	746,250

資料：新潟県の観光動態の概要

基本方針

- 国上山などの自然や良寛、金属洋食器など魅力ある地域資源を活用した、着地型観光を積極的に推進します。
- 各地域で行われているイベントの支援とともに、国内外への観光情報発信の充実に努めます。

施策の展開

1. 着地型観光の推進

産業観光資源、自然観光資源など各地区の地元資源の発掘、活用方法の見直しを図り、各資源の連携を強化することにより着地型観光を推進します。

産業観光資源については、産業史料館、磨き屋一番館ともタイアップしながら、金属洋食器、鋤起銅器の工場見学や金属研磨の作業体験などを取り入れた企画を推進します。

自然観光資源については、国上山や大河津分水周辺では、眺望の素晴らしさとともに四季折々の草花など一年を通して自然が豊富であることから、自然遊歩道を利用したトレッキング企画や、良寛ゆかりの地での座禅、拓本、写経などの体験型企画、信濃川大河津資料館での学ぶ企画などを取り入れて活用を図ります。

さらに、各地域で親しまれている食文化を掘り起こし、背脂ラーメン・地元スイーツなど食に関するおすすめ逸品の紹介や、天神講イベントの拡大などを効果的に結びつけ、身近な「食」を素材とした企画も推進します。

2. イベント等による誘客の推進

観光関係団体などとの連携により、分水おいらん道中、くがみ山酒呑童子行列、燕青空即売会、夏まつりなどの各地区で行われているイベントを支援し、交流人口の増加に努めます。

また、周辺自治体や観光関係団体などとの連携により、観光パンフレット、ポスターやインターネットをはじめ、各種マスコミを活用した効果的な情報発信、誘客宣伝に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎観光入込客数	707,930 人(H22)	779,000 人
・産業史料館、道の駅国上の利用者数	76,438 人(H22)	88,000 人

第3節 商業・建設業の振興

現況と課題

《卸売業》

本市の地場産品の物流関係を支えている産地製品卸売業については、引き続き円高の影響で輸出を取り巻く環境は厳しく、国内においてもデフレ基調の中、厳しい状況にあります。加えて、アジア新興国の台頭など産地を取り巻く状況はますます厳しいものとなっています。

これらのことから、多様化する消費者ニーズやグローバル化に対応し、産地として消費動向を見据えた上で、これら市場開拓のための調査、研究を支援するとともに、国際化を進めるための人材育成を行い、国内外市場の販路開拓を進めるため、関係団体への支援が必要です。

《小売業》

小売業では大型複合ショッピングセンターの進出により、商業集積も駅前型から郊外型に変化し、ロードサイドショップと言われる幹線道路沿いの大型店などの集客力が増した結果、市街地の商店数の減少と既存商店街の衰退傾向が続いています。本市でも、燕三条駅周辺に大型複合ショッピングセンターを中心とした大規模商業集積地があり、また幹線道路沿いに大型商業施設が数多く立地しており、主要な商業機能は従来の市街地から当該地域に移っているのが現状です。

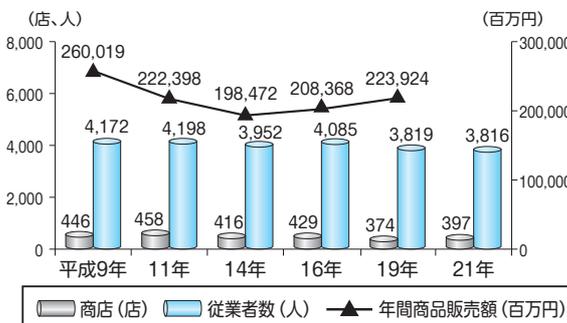
これからは、地域に密着し超高齢社会にも対応した、地域の消費者に親しまれる魅力ある個店づくりを支援し、これら魅力ある個店が連携した商店街づくりに向けた対策が必要です。

《建設業》

市内の雇用確保や除雪・災害時の対応などにおいて欠かすことのできない建設業ですが、公共事業の減少や地域経済の縮小などにより厳しい経営環境におかれています。

このため、市内建設業の経営基盤強化や収益力向上を図るため、市としても支援を行っていく必要があります。

卸売業商店数、従業者数、年間商品販売額



小売業商店数、従業者数、年間商品販売額



資料：商業統計調査
(平成21年は経済センサス基礎調査)

基本方針

- 産地製品卸売業の市場開拓、調査、経営強化のための人材育成を支援します。
- 商工会議所・商工会など関係団体との連携に努め、商店への効果的な支援を推進します。
- 市内建設業の育成と活性化を図ります。

施策の展開

1. 卸売業への支援

関係団体が主体となって実施する市場開拓のための調査研究、経営基盤強化のための人材育成事業を支援することにより、消費ニーズを的確にとらえ、産地としてのビジネスチャンスを生かすことのできる国際競争力を培い、商品ニーズの多様化、高度化に即応した供給体制の確立を図ることにより産地の活性化を進めます。

2. 商店街活性化への支援

商工会議所や商工会、商店会との連携により顧客満足度の視点に立った魅力ある個店づくりを進め、これと併せて誘客イベントを開催するとともに、燕の特性を活かした情報発信や徹底した経営強化のための支援を行います。

3. 建設業への支援

公平・公正な入札制度を維持しながら、市による地元調達を一層推進するとともに、工事受注の機会を増進させるための経済対策を実施します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎年間商品販売額	314,201 百万円(H19)	333,000 百万円
・魅力ある小売店養成講座への参加商店主数	20 人(H23)	30 人

第4節 農業の振興

現況と課題

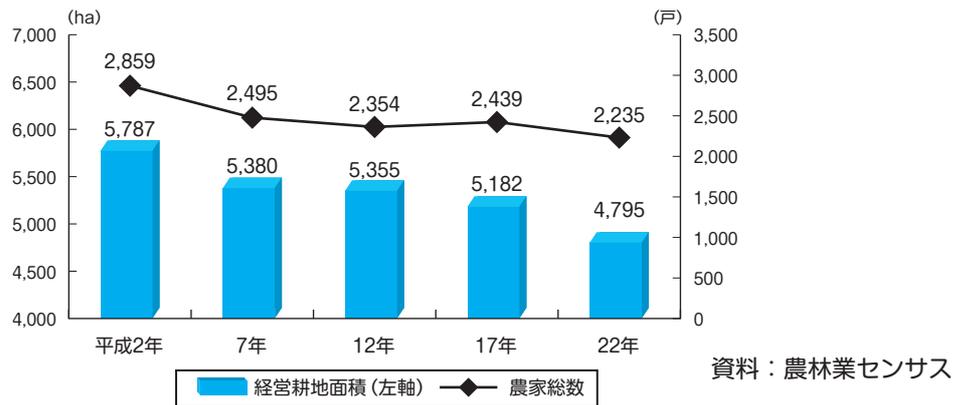
信濃川や中ノ口川などがもたらす肥沃な大地に恵まれた本市は“米どころ新潟”を支える田園地帯が広がっており、稲作を中心に、果樹や野菜などの生産も盛んに行われています。

しかし、近年特に後継者不足や農業従事者の高齢化などが進行し、さらに米消費量の減少、米価の下落などにより農業所得の減収が続いており、農業経営の先行きがますます不安定な状況となっています。

今後は、担い手の育成に積極的に取り組みながら、農業経営の効率化、安全で安心な農産物の安定供給を図り、消費者のニーズに合った「こだわり栽培」や「農産物の加工」など付加価値をつけた農産物づくりを進め、“職業としての農業”をより魅力あるものにしていくとともに、近年注目されている食育¹⁶、地産地消の動きに対応し、地域産品への理解を深める施策の充実や販路拡大が求められています。

また、農業の生産性の向上と農業の持つ多面的機能¹⁷を維持・増進させる取り組みが必要です。

農家総数および経営耕地面積



基本方針

- 自然環境への負荷低減に配慮した持続的な取り組みについて支援します。
- 農業の6次産業化¹⁸に向けた組織を立ち上げ、新たな需要拡大に向けた取り組みを推進します。
- 農業の生産性の向上と省力化に向けた生産基盤の整備を推進します。
- 明日の農業を担う意欲ある農業経営者(担い手)の育成に努めます。
- 高付加価値の農作物(ブランド化)・農産加工品づくりに向けた支援を行います。

¹⁶食育：様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育することを言います。

¹⁷農業の持つ多面的機能：農業生産による農産物の供給機能の他に農地は、良好な農村景観形成、水源の確保、豪雨時の貯水機能、水生動植物の生息環境保全、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。

¹⁸6次産業化：農産物の生産(第1次産業)だけでなく食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業を活性化させようということです。例えば、農業のブランド化、消費者への直接販売、飲食施設の経営などが挙げられます。「第6次産業」という名称は、農業本来の第1次産業だけでなく他の第2次・第3次産業を取り込むことから、1、2、3を足し算する(または掛け算する)と「6」になることを表した造語です。

施策の展開

1. 環境保全型農業¹⁹の推進

自然循環機能を活用し、堆肥など有機質資源を循環利用した土づくりなどを通じて、減農薬・減化学肥料栽培による環境への負荷の低減に配慮した、自然豊かで持続的な農業および生物多様性に寄与する冬期湛水管理などの取り組みについて支援します。

2. 農業所得の向上

都市と農村の交流（農業体験など）を通じ、燕産農産物の販路拡大を推進するとともに、6次産業化に向けた組織を立ち上げ、新たな需要拡大に向けた取り組みを支援します。

また、国の農業者戸別所得補償制度²⁰の活用とともに、農業経営の法人化などを促進し、産業として魅力ある農業経営を通じて、農業所得の向上を目指します。

3. 農地の保全と基盤整備の推進

燕・吉田・分水の3地区に分かれている「農業振興地域整備計画」を統合して新たな計画を策定し、農業生産の基盤である農用地などの確保および地域の農業の振興を図ります。

また、ほ場^{じょう}や農道、農業用排水路の整備や長寿命化対策などを通じて農業の生産性の向上と省力化に努めるとともに、農業の持つ多面的機能の発揮と環境に配慮した基盤整備や農村地域の生活環境の整備を図ります。

4. 担い手の育成・確保

担い手の育成に向けた施策を充実させるとともに、認定農業者制度²¹の活用や農業生産法人の設立などを促進し、営農体系の確立を目指します。

5. 魅力ある農産物の生産拡大

農業を米づくりだけに頼らない自立した産業として育成し、農業経営の安定化を図り、地産地消の推進など担い手農家の複合営農を推進します。

また、米粉の流通促進を支援するとともに、農産物を加工することにより付加価値を高め、消費者のニーズに対応した魅力ある農産物や特色ある製品のブランド化による生産拡大を積極的に支援します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎他産業並の所得を確保する経営体数	43 経営体(H22)	110 経営体
・環境に配慮した農業実践者数(エコ・ファーマー)	376 人(H22)	1,000 人
・30 アール区画以上のほ場整備率	62.1%(H22)	63.5%
・化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減による水稲作付面積および飛燕舞 ²² の販売数量	740ヘクタール(H23) 11.9トン(H22)	1,000ヘクタール 50トン
・ブランド農産物の出荷額(トマト・きゅうり・なす・えだまめ・ねぎ)	2億2,607 万円(H22)	2億6,000万円
・6次産業化による商品化数	0(H22)	2 商品化

¹⁹環境保全型農業：農業の持つ循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うことです。

²⁰農業者戸別所得補償制度：販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すための制度です。

²¹認定農業者制度：市町村が、農業者（または農業を営もうとする者）が作成した農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の認定を行い、計画の実現のために支援を行う制度を言います。

²²飛燕舞：燕市内で生産された特別栽培農産物（農薬や化学肥料の使用量が一定基準以下で栽培された農作物）の品質を有するコシヒカリです。

第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち

～教育立市宣言の具体化～

施策体系

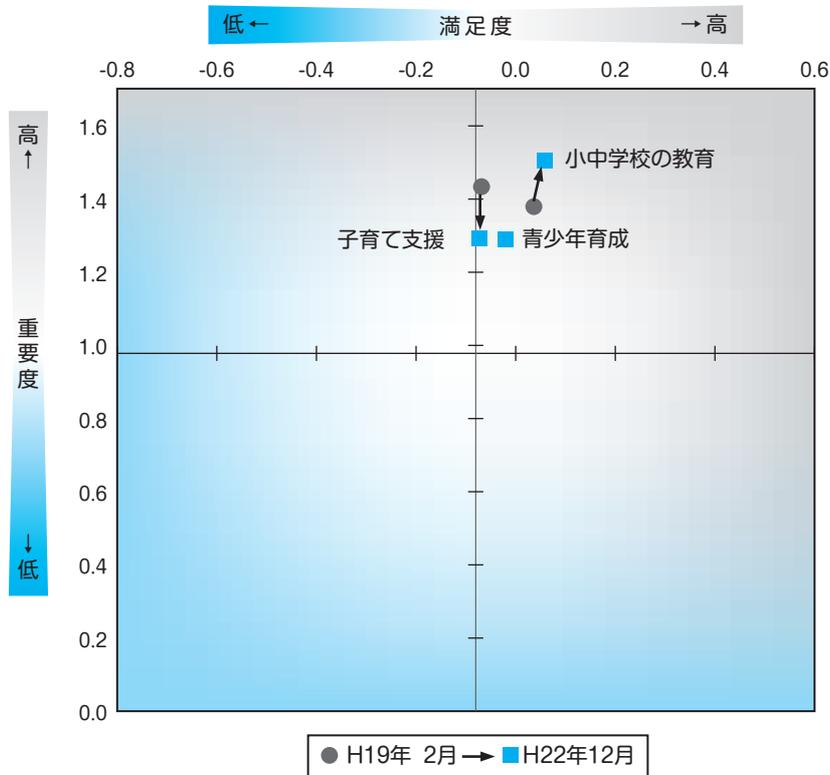
2 未来の燕を担う子どもたちを育むまち

1. 燕らしい特色のある教育の推進

2. 教育環境の向上

3. 子育て支援の充実

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 燕らしい特色のある教育の推進

現況と課題

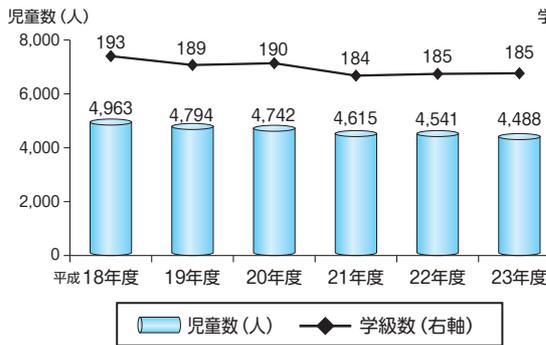
本市では、平成20年9月に「教育立市」を宣言し、人をまちづくりの原点として、市民とともに豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着を持った人づくりを推進しています。燕の未来を担い、次の時代をリードする人材の育成には、「教育立市宣言」の具体化が必要です。

そのためには、幼稚園・保育園、小学校および中学校の一貫した教育の推進、燕の伝統・文化に関する教育や地域学習の推進など、燕市らしい特色のある教育を推進し、生きる力²³や郷土を愛する心を育む必要があります。

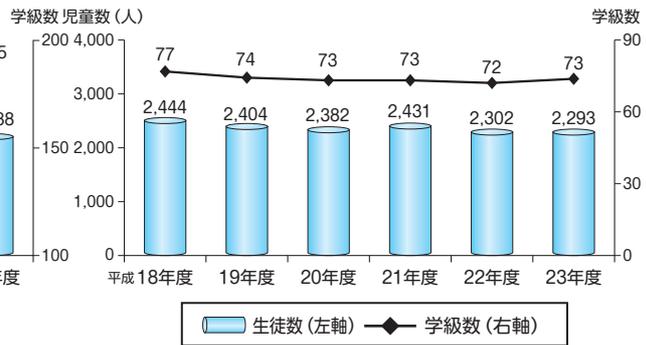
また、幼稚園・保育園、小学校および中学校段階での知識の定着、基礎・基本の徹底と併せて、学んだ事柄と実生活との結びつきを実感させ、習得した知識・技能を活用していくことのできる言葉の力を育成することが必要です。

一方、グローバル化の進展により、地方においても国際化への対応は重要な課題となっており、子どもたちの国際性を育み、世界に通用する人材の育成が求められています。

小学校の学級数および児童数の推移



中学校の学級数および生徒数の推移



資料：学校教育課（学校基本調査）

基本方針

- 発達と学びの連続性を重視するとともに、文化・伝統・産業などの特色を生かした教育を推進します。
- 確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成などを通して、子どもたちの生きる力を育みます。
- 幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、豊かな人間性や生きる力の基礎を培います。
- 子どもたちの国際性を育むため、姉妹都市などとの友好、交流を促進します。

²³生きる力：自ら課題を見つけ、学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心・感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を指します。

施策の展開

1. 燕市らしい特色のある教育の推進

子どもの発達と学びの連続性を重視した教育を推進するため、幼稚園・保育園では「つばめおはようタイム」、小学校では「燕長善タイム」を推進し、発達段階に合わせた集中力や基礎学力の向上を図ります。

また、ものづくり教育や伝統・文化に関する教育などを充実させるとともに、「つばめっ子かるた」「燕ジュニア検定」などを活用して郷土への誇りや愛着を持った子どもを育みます。

家庭や地域においては、次世代を担う燕市の子どもたちの健全な育成を目指し、豊かな心の育成活動を推進するとともに、「心の燕市8つのチャレンジ²⁴」に取り組みます。

さらに、市民の皆さんからいただいた善意の寄付をもとにした「子ども夢基金」を活用し、夢に向かってチャレンジする子どもを積極的に支援します。

2. 心豊かで生きる力がみなぎる教育の充実

確かな学力の向上を図るため、幼児期から言葉の力を育成することを目指し、幼保小中一貫した言語環境の整備や言語活動の充実に取り組みます。

また、科学技術の重要性が一層高まることが予想されるため、科学技術への興味関心や学習意欲を高めるとともに、理数教育の充実を図ります。

豊かな心を育成するため、全教育活動を通じて児童生徒一人ひとりの道徳性の育成を図るとともに、いじめや児童虐待など人権課題にかかわる学習を推進し、人権を守る意欲や態度を育てます。

さらに、健やかな体を育成するため、子どもたち一人ひとりが運動や体を動かすことの楽しさを知り、健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育や食育の推進を図ります。

3. 幼児教育の充実

生きる力の基礎を培うため、幼児教育の質の向上を図るとともに、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」に基づいた就学前教育を充実させます。

また、小学校区を基本に、保護者の就労にかかわらず地域の子どもたちを受け入れて、就学前教育施設として幼児教育・保育を一体的に受けられる「こども園」への移行を目指します。

さらに、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性を重視した幼児教育の充実を図ります。

4. 国際交流を通じた人材育成の推進

姉妹都市との青少年相互派遣や中学生の海外派遣を通じて、国際的な視野を持った次代を担う人材の育成を推進します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎小中学校の教育等に対する満足度 (学校評価において満足と答えた人の割合)	—	90%
・教研式全国標準学力検査(NRT)指数50未満 の学科の数	2学科(中1) 1学科(中2) 2学科(中3)	0学科

24心の燕市8つのチャレンジ：次代を担う子どもたちの健全育成を目指し、豊かな心を育む活動を推進し、人が生きていく上での当然の心得として、「明るいあいさつをさせよう」「はっきりと返事をさせよう」「履物をきちんとそろえさせよう」「食事をしっかりとらせよう」「そうじや手伝いをさせよう」「子どもをしっかりとほめ、きちんと叱ろう」「がまんをする体験をさせよう」「お年寄りや目上の人を敬う心を育てよう」の8つの事項を定め、「心の教育」を充実させる指針のことを言います。

第2節 教育環境の向上

現況と課題

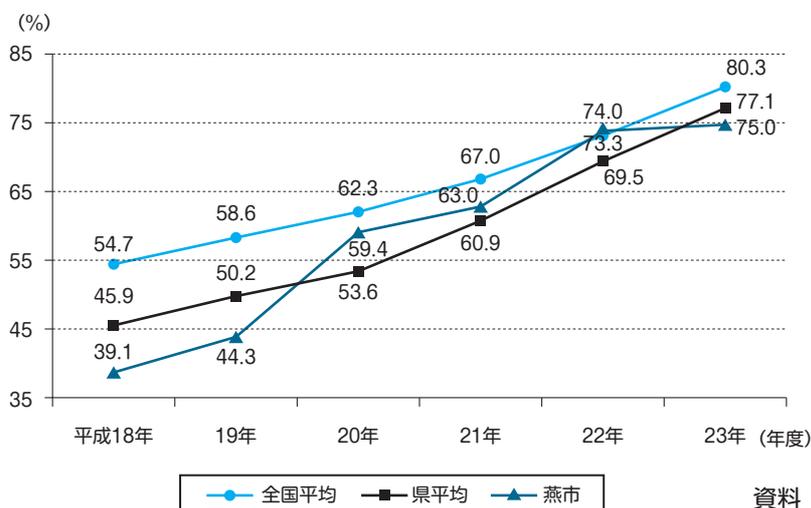
未来に向かって成長する子どもたちが、安全で安心な環境で学び、様々な体験をし、生活できるようにすることは、教育立市宣言の具体化には必要不可欠です。

このため、市では、学校施設の耐震化をはじめとした施設整備、教職員研修の充実、学習指導補助員の配置など教育環境の整備・充実に努めてきました。

また、平成21年度から全小中学校で「燕市学校支援地域本部事業」に取り組んでおり、それらの活動を通じて、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことが重要です。

今後も、これらの取り組みを充実させ、子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備することが求められます。

学校施設の耐震化率の推移



基本方針

- 教職員の授業力・指導力・人間力の向上を図り、信頼される学校を目指します。
- 学校・家庭・地域などの関係者が一体となった連携協力を強化し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりや社会全体の教育力の向上に努めます。
- 未来に向かって成長する子どもたちが、安全で安心な環境で学び、様々な体験をし、生活できるよう教育環境の整備、充実に努めます。

施策の展開

1. 信頼される学校づくり

子どもたち一人ひとりを大切に、質の高い教育を提供し続けるため、教職員研修を充実し、自らの資質能力の向上に努める教職員を支援することで、教員の授業力・指導力・人間力の向上を図り、人権感覚豊かな信頼される教職員を育成します。

また、校長のリーダーシップの下、教職員が協働して学校の教育課題解決に対応できるよう、学校組織力の向上に努めるとともに、指導主事などによるきめ細やかな学校支援を行い、信頼される学校を目指します。

2. 教育力を高める学びの環境づくり

燕市学校支援地域本部事業や放課後の子どもの居場所づくりなどで、保護者や地域の人々が様々な形で学校や子どもたちの活動を支援する機会を作るとともに、相互の信頼関係を強化し、地域や社会の持つ教育力を高めていきます。

また、図書館などの社会教育施設と学校教育との連携や市民のボランティア活動などを促し、誰もが身近な場所で、教育支援を受けたり参加したりすることができる体制づくりを進めます。

3. 教育施設の整備

学校施設の耐震化をはじめ教育施設の整備を推進し、子どもたちの安全・安心な教育環境の確保に努めます。

また、学校給食センター建設基本計画を基に、老朽化した施設の統合・改築を進めるとともに、施設の管理運営は市で行い、調理・配送業務を民間に委託し、安全で安心な給食を提供します。

質の高い教育環境の整備を目指し、学校における情報化の推進や学校図書館の充実を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎学校施設の耐震化率	74.0%(H22)	100%
・ICT機器活用授業についてわかりやすい、楽しいと評価する児童生徒の割合	—	90%

第3節 子育て支援の充実

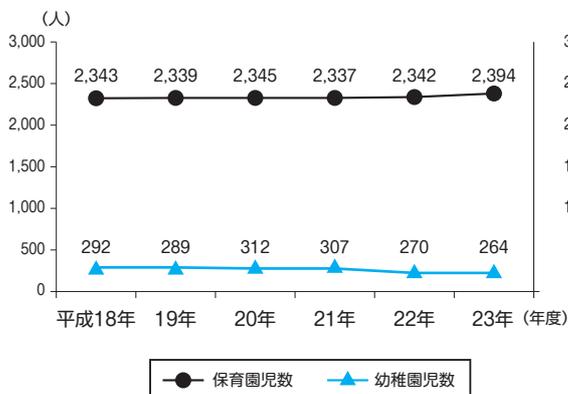
現況と課題

安心して子どもを産み健やかに育てていくには、子育て環境を整備し、多様な保育サービスや子育て家庭への支援を充実させるなど子育て世代のニーズを踏まえた総合的な取り組みが求められています。

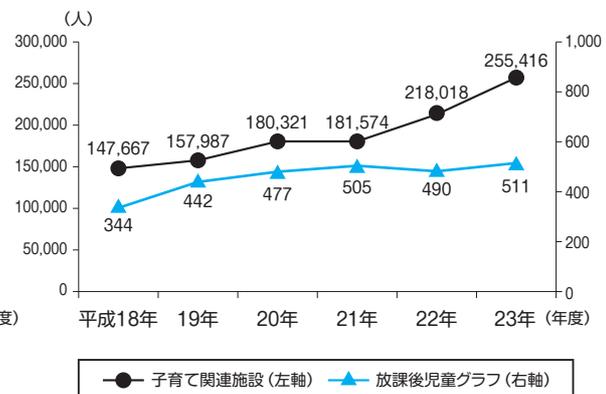
市内の公立保育園、幼稚園では、少子化の影響を受け、今後入園児数の減少が見込まれる一方、老朽化が進んでいる施設も多く、大きな転換期を迎えています。

今後は、平成21年3月に策定した「幼児保育・幼児教育基本計画」に基づき、政府の幼保一体化²⁵の検討状況に留意しながら、就学前の子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼稚園・保育園の適正配置や多様な保育サービスを提供できる施設整備などにより、子どもと子育て家庭を支援し、家庭や地域の養育力を高める必要があります。

保育園児数および幼稚園児数の推移



子育て関連施設の利用者数の推移



資料：子育て支援課（学校基本調査）

基本方針

- すべての子どもが必要な乳幼児保育を受けられるよう環境づくりを推進します。
- 子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保育サービスの充実を図ります。
- 子どもの育ちに最適な環境づくりのため、施設の適正配置や充実を図ります。
- 子どもを地域で見守り、育てるため、学校、家庭、地域の連携を促進し、「地域教育力」の向上に努めます。

²⁵幼保一体化：質の高い教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を目的に、幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設の創設などを行うものです。

施策の展開

1. 乳幼児保育・幼児教育の充実

平成21年3月に策定した「幼児保育・幼児教育基本計画」、平成22年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの発達、成長過程に応じたきめ細やかな乳幼児保育や一人ひとりに応じた総合的な指導を行う幼児教育を進めます。

また、多様な家庭を支える乳幼児保育の推進、職員の資質向上を図るための研修の充実、家庭・園・小中学校との連携や評価による保育の質の向上を図ります。

2. 多様な保育ニーズに対応したサービスの充実

子育てしながら仕事や社会参加ができる環境づくりを進めるため、保護者ニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

特に、要望の多い乳児・未満児保育については拡充を図るとともに、障がい児保育や早朝・延長保育の充実、病後児保育の導入を図ります。

3. 保育園・幼稚園の施設の充実と適正配置

小学校区を基本に幼稚園・保育園の適正配置を進め、保護者の就労にかかわらず地域の子どもたちが一緒に幼児教育・保育を受けられる環境づくりを目指すとともに、施設については老朽度、園舎や園庭の広さ、駐車場の有無、学校区内の児童人口の推移などを総合的に勘案して、最適化を検討します。

また、多様なニーズに対して保育サービスを拡充するため、各地区1～2園の民営化を目指します。

4. 地域の子育て支援

保護者同士の交流、育児相談や育児講座などを充実して保護者の育児不安を解消し、子育て家庭へのきめ細やかな支援を行います。

地域子育て支援拠点事業の育児講座や、保育園・幼稚園の園開放、一時預かりなどを充実し、地域との交流や子育て家庭が必要とする様々な子育て情報提供や情報発信を進めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎子育て支援講座の満足度 (参加家族へのアンケートで満足と答えた人の割合)	—	70%
・児童館利用者数	485人/日(H22)	520人/日
・子育てサークル数	6か所(H23)	7か所
・保育園での乳児受入数	92人(H22)	130人

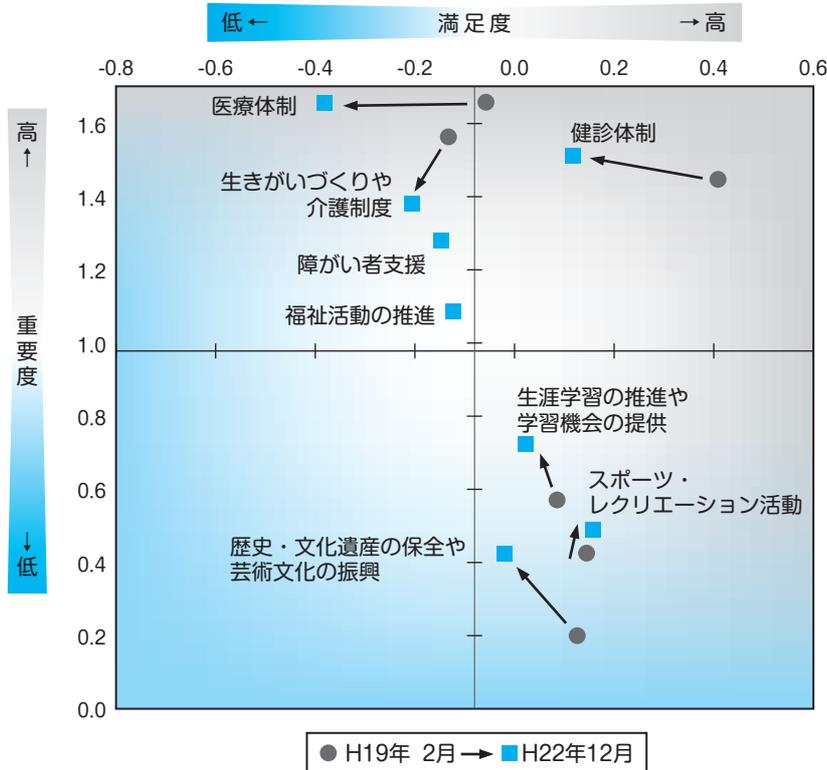
第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち

施策体系

3 生きがいとやさしさを実感できるまち

1. 市民が主役の健康づくり
2. 医療サービス・保険制度の充実
3. 高齢者福祉の充実
4. 障がい者福祉の充実
5. 地域福祉の充実
6. 生涯学習・文化活動の充実
7. スポーツを通じた健康づくり活動の推進

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 市民が主役の健康づくり

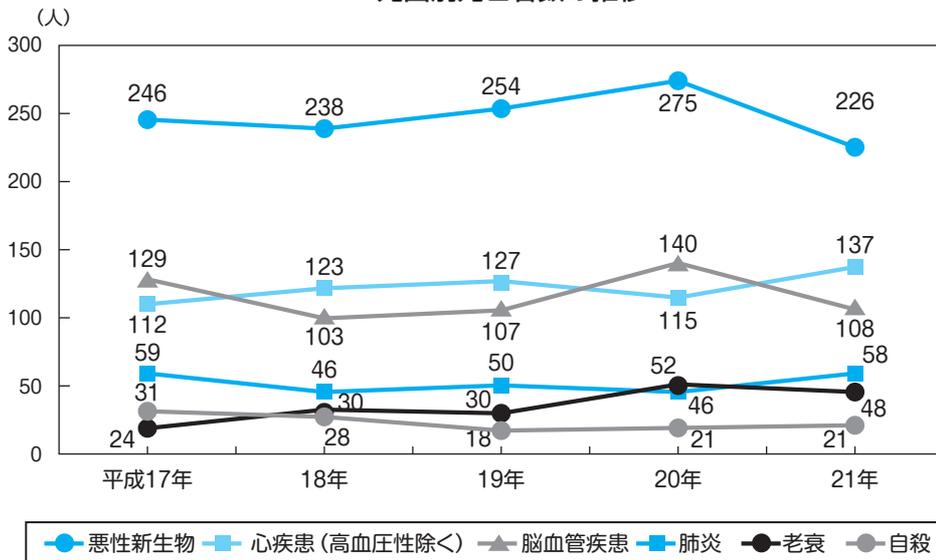
現況と課題

近年、社会環境、生活環境の急激な変化により、生活習慣病²⁶やこころの病など、国民の疾病構造が多様化しています。特に、がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病が壮年期死亡原因の多くを占めるようになってきており、その原因として食生活や生活様式の変化などが考えられ、これからの時代は、生活習慣病発症の大きな要因となっているメタボリックシンドローム²⁷の対策も求められています。

さらに、超高齢社会の到来とともに、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防・疾病予防の推進を図り、“健康寿命”を伸ばすことが課題となってきています。

本市では、平成20年3月に「健康増進計画」を策定しており、これを実践していくため、新たに元気増進対策という視点を取り入れ、乳幼児から高齢者まで各世代において病気の予防やその進行を防ぎながら、生きがいややりがいなどを持ち、いきいきとした生活を送ることが出来る健康増進を推進する必要があります。

死因別死亡者数の推移



資料：新潟県三条地域振興局（健康福祉環境の現況）

基本方針

- 生活習慣病の早期発見および悪化防止のため、各種健(検)診²⁸や健康相談・健康教育などの充実を図ります。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健対策を充実します。
- 健康増進計画を円滑に推進し、妊娠・新生児期から高齢期にいたるすべてのライフステージ²⁹に応じた健康の維持・増進を市民が実践できるよう支援します。
- 元気なこころづくりを目指し、こころの健康相談窓口やこころの健康講座など啓発活動の充実を図ります。

26生活習慣病：不健全な生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気です。糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などがあります。

27メタボリックシンドローム：内臓脂肪型の肥満に加え、糖尿病や高血圧などの病気を引き起こしやすくなった状態を言います。

28健(検)診：診察および各種の検査で健康状態を評価することで、健康の維持や疾患の予防、早期発見に役立てる健康診査や特定の疾患の発見を目的とした検診のことを言います。

29ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階を指します。

施策の展開

1. 各種健(検)診・健康相談の充実

市民一人ひとりの状況に応じた利用しやすい保健サービスを提供できる体制づくりを引き続き継続するとともに、健康への自信や健康になろうという意欲を引き出せるような健(検)診の充実を図ります。

また、健(検)診後のフォロー体制づくりの強化のため、健康相談・健康教育の充実を図ります。

2. 母子保健の充実

母性および乳幼児の健康保持増進を図るための妊婦、乳幼児健診を継続して実施します。

また、親同士の仲間づくりの支援および仲間や地域とのつながりの中から、問題を解決する力を引き出し、お互いの育児力を高めあう関係づくり、育児に自信が持てる親を育成するための事業の充実を図ります。

そのため、専門家との意見交換やママ友達と交流ができる2か月児育児相談会などの育児支援事業の充実を図ります。

3. 健康づくりの支援

健康増進計画のもと、妊婦・乳幼児から高齢者まですべての市民が健やかで豊かな生活を過ごせるよう支援の充実を図ります。

また、市民が健康づくりについて自主的に活動している「元気磨きたい」への取り組みを支援します。

さらに、地産地消・食文化の伝承・手作りの良さ、人とのふれあいを強化することで、食を通して心と体が豊かになるよう食育事業の充実を図ります。

4. こころの健康づくり

こころの健康づくりは睡眠を十分とること、自分にあたりラックスの方法を見つけるなどメンタルヘルスが重要であるため、こころの健康相談窓口やこころの健康講座など啓発活動を通じて予防や早期の対応を図ります。

5. 歯科保健の推進

乳幼児期・学童期のむし歯予防対策として、フッ素塗布、フッ素洗口の実施率の向上、おやつとの与え方やブラッシングの指導など口腔衛生を推進します。

また、成人・高齢者の歯周病予防のため、定期的な健(検)診および歯石除去の必要性の周知を図ります。

施策の達成目標

指標項目		現在値	目標値(H27)
◎週2回1日30分以上の運動を1年以上継続している人の割合		30.8% (H22)	35%
・特定健康診査実施率		51.9% (H21)	65%
・各種がん検診受診率 (受診者/申込者)	胃がん検診	53.6% (H22)	60%
	大腸がん検診	76.5% (H22)	80%
	肺がん検診	76.3% (H22)	80%
	子宮がん検診	57.4% (H22)	60%
	乳がん検診	54.4% (H22)	60%
・健康相談・健康教育等への参加者数		延べ13,208人 (H22)	延べ14,000人
・12歳児平均むし歯数		0.57本 (H22)	0.55本以下

第2節 医療サービス・保険制度の充実

現況と課題

全国的に医師不足、看護師不足が問題となっています。特に小児科、産婦人科などでその傾向が顕著であり、夜間救急医療においても、担い手不足が深刻な社会問題となっています。限られた地域の医療資源をより効率的に活用するため、医療機関の連携と機能分担を図っていく必要があります。

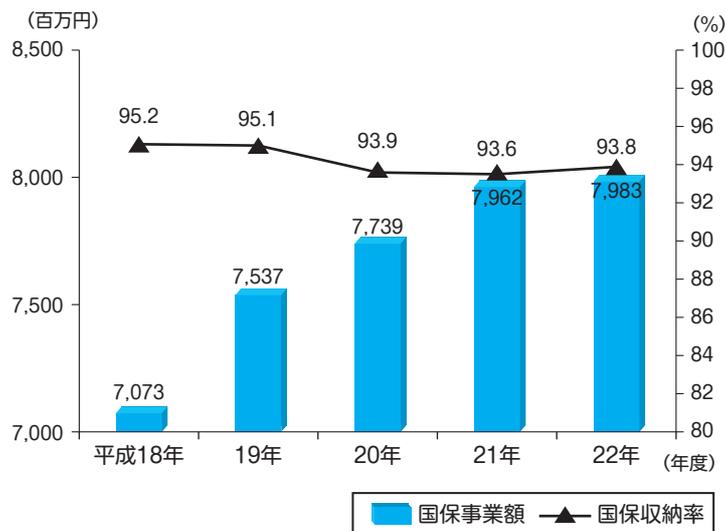
現在、県央二次保健医療圏³⁰において、救急搬送される患者の数は減少傾向にありますが、急病、事故などの緊急時にいつでも救急医療体制が整備されていることへの要望は高まっています。

今後は、休日・夜間・救急医療体制の充実や救命救急センターの誘致など、医療に対する市民のニーズに対応していかなければなりません。

また、少子化対策や子育て支援の観点から、妊娠・出産・育児や乳幼児保健についてのきめ細やかなサービスの提供が求められるとともに、子どもに対する医療費助成の拡大を図り、子育てにおける経済的負担を軽減する必要があります。

一方、国民健康保険制度は、超高齢社会の進展や医療技術の高度化などにより医療費は年々増加しています。加えて、長引く経済不況による税収入の落ち込みや雇用情勢の悪化などを背景に財政運営は大変厳しい状況となっており、健全な事業運営を進めていく必要があります。

国保事業額と国保収納率



資料：保険年金課

³⁰二次保健医療圏：日常生活圏で、通常の保健医療需要を満たすことのできる地域の単位で、主として一般病床の整備を図ることを目的としています。

基本方針

- 市民一人ひとりが必要とする医療サービスを円滑に受けることができるよう、救急医療・地域医療の充実を図ります。
- 国民健康保険制度の健全な事業運営を進めます。

施策の展開

1. 救急医療・地域医療の充実

急な病気やけがの時でも、市民が適切な処置を受けることができるよう、一次救急³¹を重視した地域の医療体制の充実を図るとともに、県立吉田病院と燕労災病院の機能充実について関係機関に要望します。

また、県を中心に議論が進められている救命救急センターを併設した基幹病院の早期実現により、県央二次保健医療圏における救急医療体制の充実を図ります。

さらに、子ども医療費の助成およびジェネリック医薬品の普及促進などを通じて、市民の疾病予防の推進と経済的負担の軽減を図ります。

2. 健全な国民健康保険事業の運営

健全な国民健康保険事業の運営に向けて、市民へ国民健康保険制度の啓発を行うとともに、医療受診の適正化の推進や財源である保険税納付に対する理解の向上を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎病気になった時の医療体制に対して不満と答えた人の割合※	47.2%(H22)	35%
・国民健康保険被保険者一人当たりの年間医療費の伸び率	2.8% (H20~22年度の平均伸び率)	毎年2.8%以内に抑制する

※平成22年12月市民意識調査結果

31一次救急：急な発熱による時間外診療など、入院を要しない程度の救急医療行為を言います。

第3節 高齢者福祉の充実

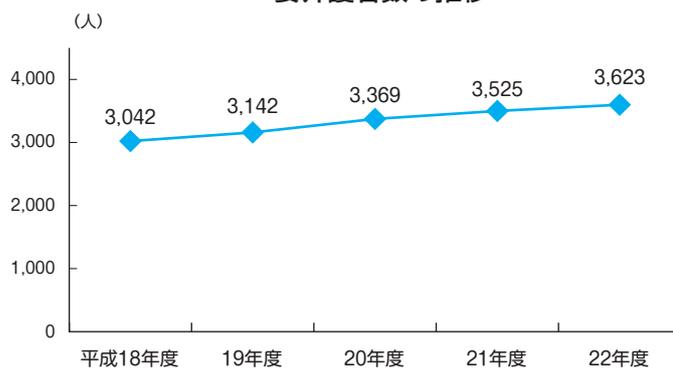
現況と課題

21世紀は「高齢者の世紀」と言われ、高齢者像の問い直しが始まっています。豊かな経験と知識を持った高齢者が老後を第2の人生として、意欲を持って、自己実現できる時代となってきました。高齢者を社会的弱者としてではなく、超高齢社会を支える一員として、就業や様々な社会参加の条件整備およびその潜在能力を社会に活かす仕組みづくりを進める必要があります。さらに、高齢者を含め全ての世代が持てる力を出し合い、共に支え合う地域社会の形成が求められています。

また、今後の高齢者を取りまく状況は、総人口が減少していくと予想されるなかで、ますます一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していきます。加えて平成27年には団塊の世代（戦後の昭和22年から24年頃までのベビーブームに生まれた世代）が前期高齢者になることから、高齢者数が急増し、保健福祉のみならず社会的に大きな変化が生じると言われています。

このような変化に対応するため、「高齢者保健福祉計画」・「第5期介護保険事業計画³²」に基づき、市民が住み慣れた地域で誇りを持って住み続けられ、人生を実り豊かに過ごすことができる地域社会の構築が必要です。

要介護者数の推移



資料：福祉課（介護保険事業状況報告）

基本方針

- 高齢者が働く意欲や活躍の場を持ち、積極的に社会参加することができる機会を確保し、公平で活力ある地域社会づくりを推進します。
- 健康寿命を伸ばして長く健やかに暮らせるように介護予防を推進します。
- 介護保険の安定的な運営に努めるとともに、介護保険サービスの充実を図ります。

³²介護保険事業計画：地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業などについて定めるものです。

施策の展開

1. 社会参加と生きがいの場の整備

新たに高齢者の仲間入りをする団塊の世代を中心として、高齢者の8割近くを占める「元気高齢者」の社会参加や地域貢献および就労などを適切に促進する仕組みをつくり、その活躍を支援します。

2. 介護予防の推進

高齢者の健康寿命を伸ばすため、健康の維持・増進のための各種支援策を一層充実するとともに保健事業の推進を図ります。

また、虚弱な高齢者や要支援³³1・2と判定された人に対し、高齢者施策と介護保険の地域支援事業の連携・協力により、効果的な介護予防事業の推進を図ります。

3. 介護保険制度の安定的運営とサービスの充実

介護保険制度の安定的運営を確保するため、制度の周知に努め、公平な負担と給付の適正化を図ります。

また、高齢者の自宅での自立した生活の継続と介護をしている家族の負担軽減のために、ホームヘルパー³⁴の派遣やデイサービス³⁵、ショートステイ³⁶などの訪問・通所系サービスの充実を図るとともに、常時介護を必要とし在宅で暮らすことが困難になった高齢者のために、施設系サービスの整備を促進し、介護保険サービスの充実を図ります。

4. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が在宅で日常生活を安心・快適に過ごせるよう、介護保険制度とは別に高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、家族介護者の負担軽減を図るための支援を行います。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎高齢者の生きがいづくりや介護制度の充実に対して不満と答えた人の割合*	30.5%(H22)	25%
・介護保険施設(特別養護老人ホーム等)の定員数	660人(H22)	950人

※平成22年12月市民意識調査結果



³³要支援：65歳以上の人が要介護状態となるおそれがある状態、または、40歳以上65歳未満の人が、特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障がいがある原因で要介護状態となるおそれがある状態を言います。

³⁴ホームヘルパー：訪問介護員のこと。在宅で介護の必要な高齢者などに対し、定期的に家を訪ね、身の回りや生活のための支援を行います。

³⁵デイサービス：在宅の障がいのある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを行うことができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービスです。

³⁶ショートステイ：介護メニューの1つで、数日間、福祉施設に滞在し、介護サービスを受けます。

第4節 障がい者福祉の充実

現況と課題

障がい者福祉は、障がいのある人として子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象としており、国においては、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、平成15年度に措置制度から契約による支援費制度へと施策の転換が行われました。さらに、平成18年度には身体・知的・精神という障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの仕組みを一元化した障害者自立支援法が施行され、障がいのある人が施設や病院中心の生活から地域で自立した生活を送れるよう制度改革を進めてきました。

本市では、平成18年度に「燕市障がい者基本計画」・「障がい福祉計画」を、平成20年度に「第2期燕市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスなどの提供に努めてきました。

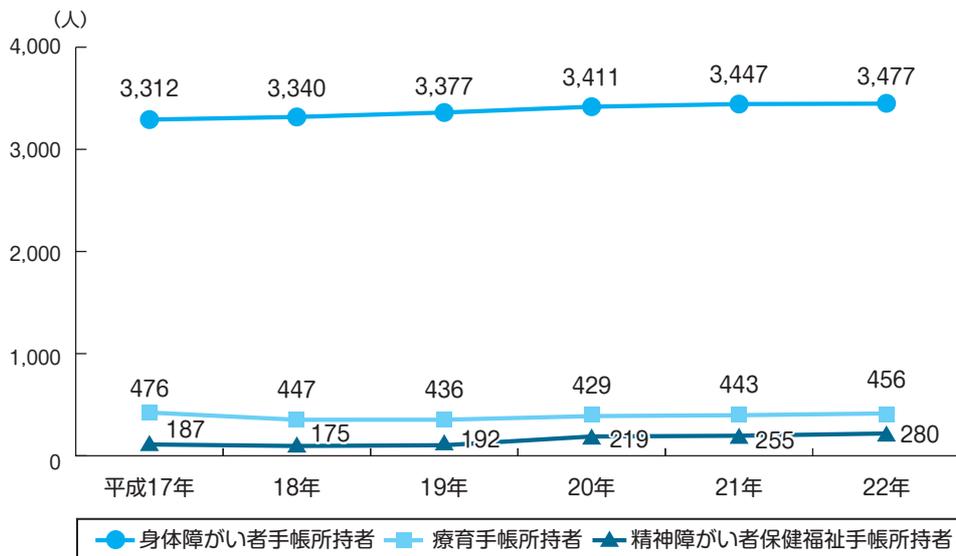
障がい福祉サービスなどに対するニーズは、障がいの種類・程度や年齢などにより異なり多様化してきています。今後は、核家族化や超高齢社会の進行により、障がいのある人への家族支援も困難になる状況も増えるものと予想されます。

こうした中、障がいのある人が、誰もが人格と個性を尊重しあえる共生社会を目標としたノーマライゼーション³⁷の理念のもと、住み慣れた地域の中で自立して暮らせる環境実現のため、福祉サービスの更なる充実が必要です。

また、研究や医療の進歩などにより、これまで障がいに含まれていなかった発達障がいなどの分野についても支援が求められ、法改正により新たに福祉サービス対象の障がいとして認められました。

一方、今後は障害者自立支援法の改正などが予定される中、住民のニーズと新たな制度に沿った福祉サービスの整備が求められます。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課

³⁷ノーマライゼーション：障がい者が特別視されることなく、地域で社会の一員として行動し、社会参加ができ、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のことです。

基本方針

- 障がいのある人のニーズを把握し、適切な支援へとつなぐ相談支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、訪問・通所などによる福祉サービスや共同生活住居などの充実に図り、地域で自立して暮らすことができるよう、就労や社会参加の機会の拡充に努めます。

施策の展開

1. ノーマライゼーションの推進

「障がい」についての正しい知識を広め、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。

また、すべての市民が互いに尊重し合い、安心して暮らせるように、家庭や地域社会においてボランティア活動を促進するため、ボランティアおよびボランティア団体の育成や活動を支援します。

2. 福祉サービスの充実および生活支援

障がい福祉サービスがいつでも受けられるよう計画的に提供体制を整備するとともに、サービスの量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の自立した日常生活などを支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービス形態による地域生活支援事業を推進します。

さらに、福祉サービスなどの必要な情報が適切に伝わるように様々な媒体を通して情報提供の充実に図ります。

3. 相談支援体制の充実

障がいのある人のニーズを把握し、適切な支援へとつなげ、地域の中で安心して暮らしていただけるように、障がい福祉サービスの提供とともに支援を必要とする人へ過不足なくサービスを提供するための相談支援体制の強化・充実に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎障がい者への支援に対して不満と答えた人の割合*	21.6%(H22)	19%
・グループホーム・ケアホームの入居者数	35人	49人
・通所により介護を提供する施設(生活介護)の利用者数	26人	41人
・就労に向けての訓練や授産活動を提供する事業所の利用者数	177人	214人

※平成22年12月市民意識調査結果

第5節 地域福祉の充実

現況と課題

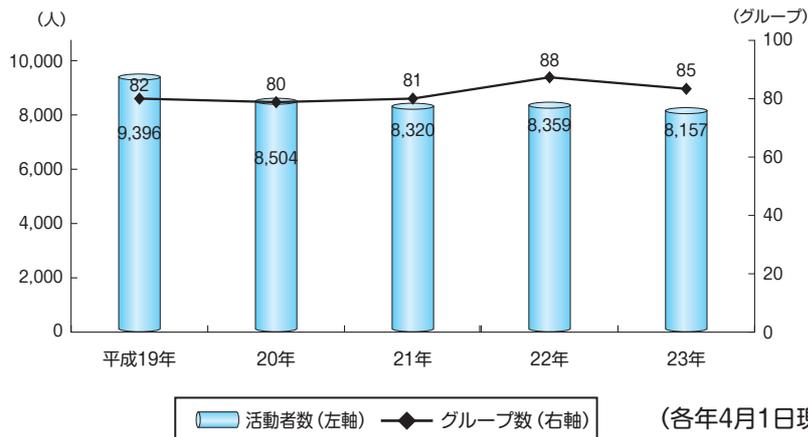
近年、私たちの地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化、核家族化、生活スタイルの多様化、近所づきあいの希薄化などにより、かつての地域社会では当たり前で共有していた助け合い・支え合いの相互扶助機能が大きく変わりはじめています。こうした中で、高齢者や障がいのある人、子育て中の人など従来にも増して支援や手助けを必要とする人が増えていくと予想されます。

こうした中、従来の縦割りの行政施策や全て行政が主導して施策を立案・実行するという仕組みでは住民の真のニーズに応えることが難しくなっています。

本市では、平成20年3月に「地域福祉計画」を策定し、住民の積極的な参加のもと、行政、自治会、社会福祉事業者、ボランティア団体などが協力し合い、個人が尊厳を持って地域で暮らせるよう地域福祉の充実を図ってきました。

今後も、市民がお互いに支え合う仕組みを構築するとともに、どの年代になっても住み慣れた地域で、生涯健やかに暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

ボランティア連絡協議会加入団体数、団体加入者数の推移



(各年4月1日現在)

資料：燕市社会福祉協議会

基本方針

- すべての市民が住み慣れた地域社会で安心して暮らすことができるよう市民意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会や各種団体と連携し地域福祉活動の充実を図ります。
- 誰もが地域で安心して生活ができるよう情報ネットワーク体制の整備や施設などのユニバーサルデザイン³⁸化を推進します。

³⁸ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力の如何、文化・言語の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。

施策の展開

1. 地域福祉活動の推進

互いに助け合う地域社会をつくるため、児童・生徒と高齢者とのふれあいや各世代間との交流、学校教育など様々な機会を捉えた福祉教育を推進します。

また、地域で福祉活動を行うボランティアなどを支援するため、社会福祉協議会や各種団体と連携し、人材の育成講座・研修会などの開催を支援します。

さらに、市民が互いに尊重しあい、支え合い、助け合いができるような環境づくりと意識啓発活動を推進します。

2. 地域福祉体制の充実

利用者が多くの福祉サービスの中から自分に最も適したサービスを選択できるよう情報提供体制の整備を進めるとともに、様々な媒体を使用した情報提供の充実や情報ネットワーク体制の整備を推進します。

また、誰でも相談できる総合的な相談体制の整備と地域の多様な福祉ニーズに対応するための協力や連携を図ります。

さらに、市民一人ひとりが暮らしやすいと感じられるまちづくりを進めるため、施設などのユニバーサルデザイン化を推進します。

3. 地域ネットワークの体制づくり

地域にある組織のネットワークを核とした体制の整備を進めるとともに、生活全般を含めた支援や情報の共有など連携体制づくりを推進します。

また、自発的な参加による地域での見守りや緊急対応できるネットワークづくりを進めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎ボランティア連絡協議会団体加入者数	8,157人(H23)	毎年増やす
・ボランティア養成講座・研修の受講者数	延べ981人(H22)	延べ1,000人

第6節 生涯学習・文化活動の充実

現況と課題

《生涯学習》

かつてない超高齢社会、国際化、情報化、科学技術の進展、就業構造の変容など社会の急激な変化は、私たち市民の日常生活にも大きな影響を与えています。そのような変化の中で、真に豊かな暮らしを営んでいくためには、ライフステージの各段階に応じ、絶えず新しい知識や情報に触れたり、生活や職業に関する新しい知識を得るなど、生涯を通じて自ら学習し続ける姿勢が必要です。

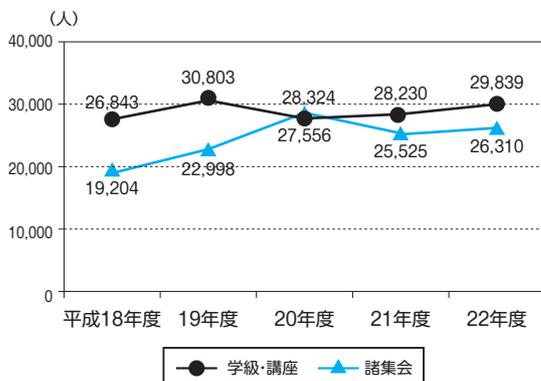
今後は、市民の学習意欲がさらに高まり、生涯学習に対するニーズの多様化、高度化が予想されることから、自らがテーマを選び、必要なことをいつでも学ぶことのできる場と機会を提供し、市民一人ひとりが生涯にわたり自発的に学習活動が出来るよう支援を図る必要があります。

《文化活動》

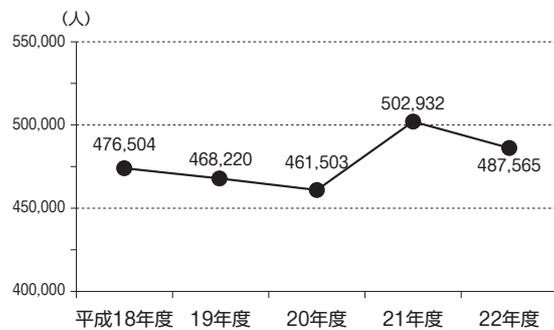
自由時間の増大、生活水準の向上などの社会変化を背景にゆとりや潤いといった心の豊かさを求める傾向が高まるとともに、人々の意識は多様化してきています。そのため、音楽や舞台、絵画や彫刻などの優れた芸術を鑑賞することや自らの創作活動など、さまざまな芸術・文化活動への欲求が高まっています。

今後は、市民一人ひとりの日常生活の中で多様な芸術・文化活動への取り組みが進められ、それに伴う交流や連帯が広がることによって、燕らしい個性あふれる芸術・文化の香り高いまちにつながるよう支援の充実が求められています。

生涯学習プログラム（講座）参加者数の推移



生涯学習施設利用者数の推移



資料：生涯学習課（生涯学習・社会教育の現状ほか）

基本方針

- 子どもから高齢者まで、生涯各期のライフステージに対応するとともに、各人の生活様式実現を支援する学習プログラム、また、現代的な課題に対応する学習機会の充実を図ります。
- 市民にさまざまな芸術や文化に触れる機会を提供します。

施策の展開

1. 生涯学習活動の推進

幼児期、青少年期、成人期、高齢期の各期、世代における学習課題に対して、多様な学習機会の提供を図るとともに、現代社会の生み出す新たな課題に対応した学習機会の提供・充実や図書館の読書普及事業の充実を図ります。また、多様化の進む生活様式に対応した多彩な学習メニューや機会の充実を図るとともに、生涯学習で学んだ成果をよりよい社会づくりに活かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

2. 文化活動等の振興

芸術文化活動を活性化し広めていくため、優れた芸術に触れる機会を提供します。また、市民の主体的・創造的な芸術文化活動を振興するため、文化団体などへの支援を行うとともに、既存施設を有効に活用しながら、さまざまな文化芸術活動の機会の提供・充実や歴史・文化遺産の保全に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎講座・諸集会参加者数	56,149人(H22)	59,000人
・社会教育団体の登録数	390団体(H22)	470団体
・図書館の入館者数	167,063人(H22)	177,000人

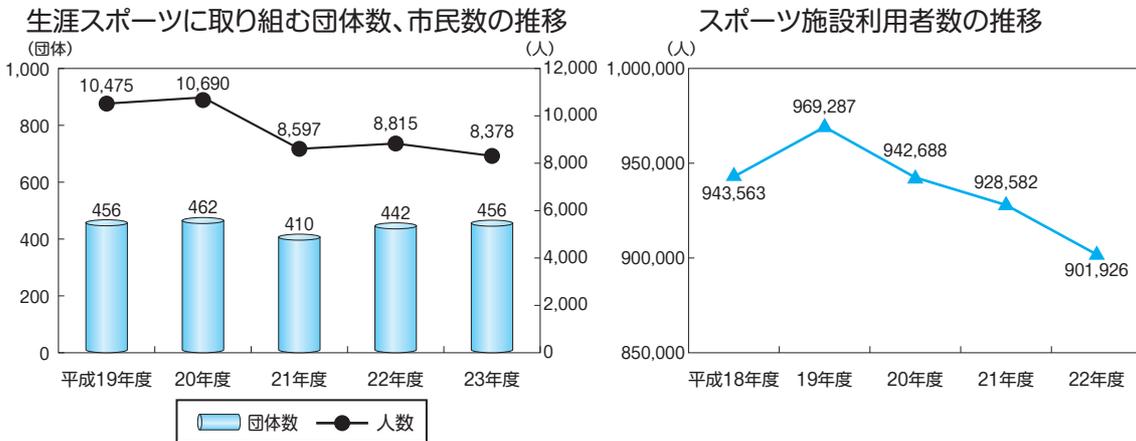
第7節 スポーツを通じた健康づくり活動の推進

現況と課題

本市では、平成19年3月に「健康・スポーツ都市」を宣言し、健やかな心と体を育み、明るく活力あるまちづくりを目指して、スポーツを通じた健康・体力づくりを推進しています。健康・スポーツ都市宣言の具体化を図るため、スポーツ推進計画に基づき、生涯にわたってスポーツなどに親しむことができるよう環境を整備していくことが重要です。

また、国のスポーツ立国戦略により、より多くの人々がスポーツに親しみ、楽しみ、スポーツを支え、育てることを通じて、スポーツの意義や価値を広く共有できる「新たなスポーツ文化」の確立への取り組みも求められています。

今後は、スポーツなどを通じて健康づくりの輪を広めていくため、保健事業との連携を一層強化しながら、スポーツ活動体制の一元化と全国大会などで活躍できる環境づくりを進める必要があります。



資料：スポーツ推進課

基本方針

- 市民一人ひとりが、生涯にわたって継続的にスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会の構築を推進します。
- 市民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツに親しむことのできる環境の整備に努めます。
- 指導体制の充実や競技力を高めるための支援体制の整備を図ります。

施策の展開

1. 生涯スポーツ活動の充実

スポーツの日常化への啓発活動やスポーツに関する情報の効果的な発信を図るとともに、気軽に楽しめるスポーツ教室・イベントなどを開催し、スポーツに親しむ機会を提供します。

また、年齢や性別、技術レベルに関係なく誰もが楽しめるレクリエーションやニュースポーツ³⁹の普及を推進するとともに、子どもたちがスポーツに積極的に取り組めるよう、学校、家庭、地域、行政が連携して、体を動かすことのできる場や機会の提供など、スポーツ環境の整備に努めます。

2. スポーツに親しむ環境の充実

総合型地域スポーツクラブの全市的展開を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブ推進協議会において組織の統合を図ります。

また、市民に健康づくりの大切さについて積極的なPRを行い、「健康づくり100日運動」にチャレンジする市民を増やすことにより市民の健康増進を図ります。

3. 競技スポーツの振興

体育協会との連携を一層強化し、各スポーツ団体の育成、指導者の養成や資質の向上を図り、トップアスリート(一流選手)を育成できる体制やジュニアからの一貫指導体制の整備に努め、更なる競技力の向上を目指します。

また、選手や指導者へのトレーニングやスポーツ障がいなどの支援体制の整備に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	10.84回/年(H22)	12回/年
・総合型地域スポーツクラブ会員数	927人(H22)	1,600人

³⁹ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたスポーツを指します。その数は数百種目以上と言われています。

第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち

施策体系

4 快適で住みやすく、愛着を感じるまち

1. 防災と消防・救急体制の充実・強化

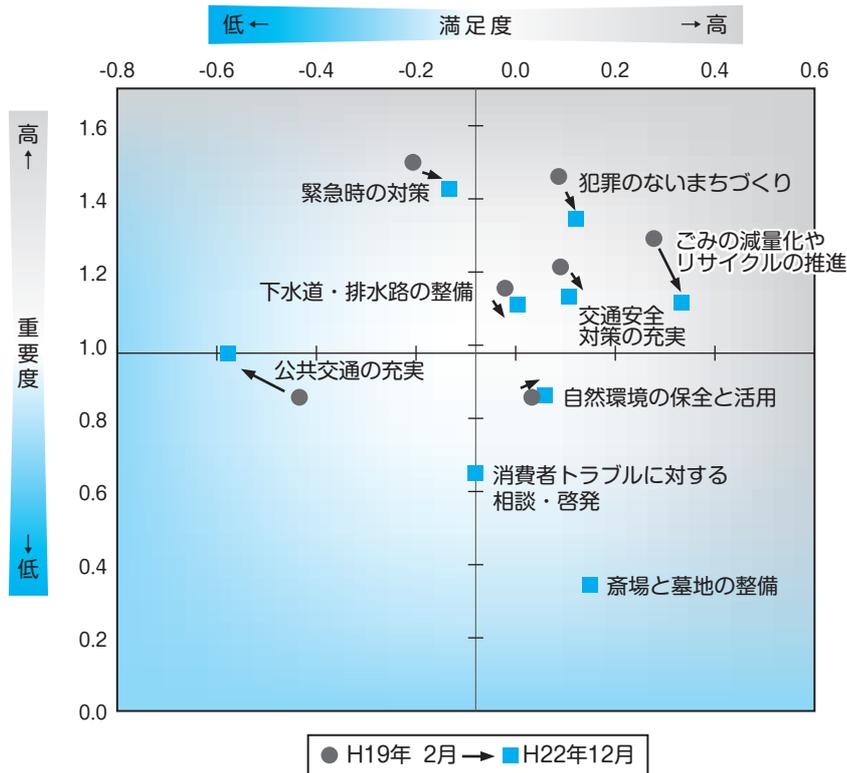
2. 防犯と消費者保護対策の充実・強化

3. 交通安全対策の充実・強化

4. 環境にやさしい社会の構築

5. 公共交通の整備促進

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 防災と消防・救急体制の充実・強化

現況と課題

《防災体制》

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまで安全とされていた原子力発電所の被災により放射能が拡散し、周辺地域に大規模な被害をもたらしています。これまでの想定を超える被害を前提とし、災害を未然に防ぐ「防災」とともに災害発生時における被害を最小限に抑える「減災」の視点を加えた新たな防災計画や体制の構築が求められます。

本市では公共施設（避難施設）の耐震診断を終え、施設の耐震化、洪水ハザードマップ⁴⁰の作成、情報伝達体制の整備などを計画的に推進していますが、大規模な災害となった場合は、行政のみでは対応しきれなくなります。

今後は、災害時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の結成を促進し、防災訓練の実施や要援護者への避難支援体制の整備など、地域ぐるみの備えを支援するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を高める必要があります。

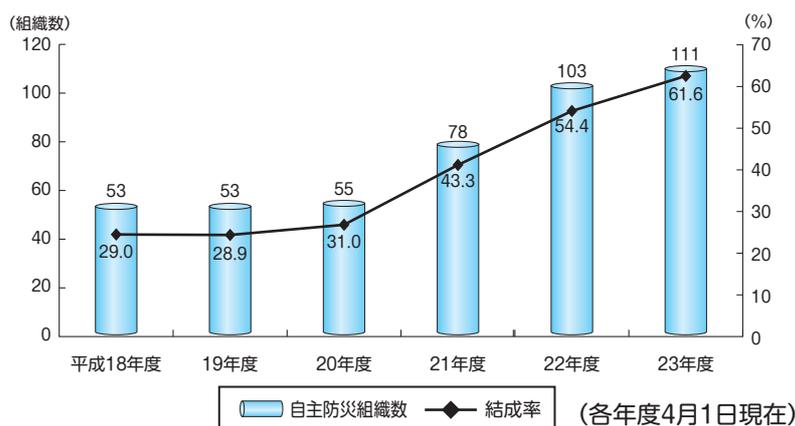
《消防・救急》

核家族化の進行、産業構造の変化によるサラリーマン世帯の増加および転入転出の増加などにより、消防団員の確保が困難になっています。

そのため、事業所などへ消防団活動の重要性について周知を図りながら協力を求め、会社員が入団、活動しやすくするとともに、消防団の装備の充実および技術向上について取り組む必要があります。

また、燕・弥彦総合事務組合においては、火災および救命に迅速かつ的確に対応するための車両および機器の充実並びに通信システムの整備が求められています。また、応急手当講習会などの開催を通して救急に対する市民意識の啓発・向上が必要です。

自主防災組織数、自主防災組織結成率の推移



資料：防災課

⁴⁰洪水ハザードマップ：避難するために必要な浸水情報、避難情報などを分かりやすく図示した地図です。

基本方針

- 東日本大震災を踏まえ減災の視点を加えた燕市地域防災計画の見直しを図ります。
- 市民の安全を確保するため、防災体制の強化を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、市民の防災への意識を高め、自助・共助による市民レベルの防災力の向上を図ります。
- 避難施設を含めた公共施設の耐震化の一層の推進と民間建築物の耐震化促進を図ります。
- 消防団員の確保および資質、技術の向上を図ります。
- 消防・救急設備の充実と職員の資質向上を図ります。
- 救急救命装備の充実、応急手当技術の普及促進を図ります。

施策の展開

1. 防災体制の強化

さまざまな災害に応じた避難方法および要援護者への避難支援体制の整備について検討を進めるとともに、減災の視点を加えた燕市地域防災計画の見直しを行います。

安全性と耐久性を兼ね備えた新庁舎を防災拠点として、燕・弥彦総合事務組合消防本部や警察署などの関係機関との連携を図り、災害情報の収集・伝達体制を充実するなど、災害対策本部機能を強化します。

自主防災組織の結成への支援や防災訓練などを通じ、防災に対する自助・共助の意識を高め、自主的な取り組みを促進します。

また、東日本大震災での原子力発電所の被災を踏まえ、国や県との連携を図り危機管理対策の検討を進めます。

2. 耐震化の促進

避難所に指定されている公共施設の耐震補強を計画的に実施します。

また、民間の木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し支援を実施し、耐震化率の向上に努めます。

3. 消防力・火災予防対策の強化

迅速かつ的確に消火、救出にあたるため、燕・弥彦総合事務組合消防本部の消防ポンプ車などを更新し、業務の高度化、効率化に向けた機器・設備の導入を図るとともに、適切な人員配置および職員の資質向上に向けた取り組みを推進します。

また、協力事業所表示制度⁴¹などを活用した消防団員の確保、装備の充実および技術向上についても取り組みを進めます。

4. 救急搬送体制の充実

高規格救急自動車などの救急車両の充実、救急救命士の養成による知識・技術の向上、および救急患者を受け入れる医療機関との連携強化などを推進し、救急体制の確立を図ります。

また、プライバシー保護、データ通信の活用などのニーズに対応して消防救急無線の高度化を図るため、アナログ方式からデジタル方式へ完全移行します。

一般市民や事業所に対しては、応急手当講習会などを通じた市民意識の啓発とAED⁴²をはじめとする救命資器材の整備推進や一般企業への普及促進を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎自主防災組織の組織率	61.6%(H23)	80%
・火災発生件数	30件(H22)	毎年減らす
・消防団員数	971人(H23)	983人
・救急搬送時間(平均)	47.7分(H22)	毎年短縮する
・公共施設におけるAED設置箇所数	40箇所(H22)	50箇所

⁴¹協力事業所表示制度：社員の消防団への加入を促進し、消防団活動へ積極的に協力している事業所を「協力事業所」として認定する制度です。認定された事業所は表示証を掲示、使用することができます。

⁴²AED：自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）の略称です。心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて心臓が本来持っている機能を回復させる装置です。

第2節 防犯と消費者保護対策の充実・強化

現況と課題

《防犯》

本市の犯罪認知件数は平成17年度の945件から2割以上減少し、平成22年度には730件となりました。

本市ではこれまで、犯罪を未然に防ぐために、防犯灯や公園などの環境整備を進めるとともに、ホームページによる犯罪状況の周知、不審者事案発生時における学校・警察署・防犯関係団体への情報提供、防犯啓発などに努めてきました。

今後は、犯罪のない安全で安心なまちづくりが地域で根付いていくために、日常生活の中で市民が防犯の意識を持ち、継続して取り組んでいけるような支援が必要です。

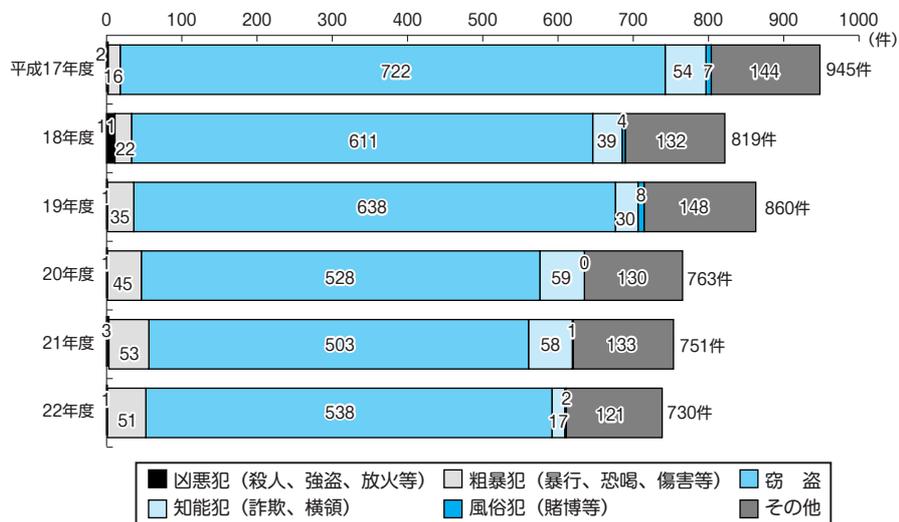
《消費者保護》

近年、社会経済活動の多様化、複雑化に伴い、高齢者を狙った悪質商法やインターネットを利用した架空・不正請求など、消費者トラブルの巧妙化・高度化が進行しています。

平成21年9月には、消費者庁が設置されるなど消費者行政の重要性が高まるなか、本市でも、窓口や電話による相談などに対する的確かつ迅速な情報提供が必要です。

また、地域・家庭・職場などでの啓発活動を行うことにより消費者への情報提供を促すとともに、実際に消費者トラブルに巻き込まれた被害者に対する相談体制の充実・適切な措置も必要です。

犯罪認知件数の推移



資料：燕警察署生活安全課

基本方針

- 警察や防犯関係団体などと連携・協力し、市民の防犯に対する意識を高め、自主的な防犯活動を促進します。
- 「(仮称)犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」の制定について検討します。
- 安全な都市環境をつくるため、防犯施設の整備を推進します。
- 市民が消費者トラブルに巻き込まれた場合の消費者相談体制の整備・充実を図るとともに、トラブルを未然に防ぐための消費者啓発活動を展開します。

施策の展開

1. 防犯活動の推進

市内各地域において、警察署や学校警察等連絡協議会、職場警察等連絡協議会、各地区防犯組合などとの連携を強化し、自主防犯活動の推進および市民への防犯意識の高揚を図り、「地域の安全は地域で守る」という意識の啓発に努めます。

また、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を目指すことを目的に、市の責務や安全対策の方針を規定する「(仮称)犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」の制定を検討します。

2. 防犯施設の整備

防犯灯の設置や公園などの環境整備、防災・防犯メール⁴³の活用などにより、犯罪の発生しにくい環境整備を推進します。

3. 消費者の安全確保

消費者トラブルを適正に処理できるように、関係機関と連携しながら新潟県消費生活センターや消費生活サポーターを活用し、消費者相談体制の整備・充実を図ります。

関係機関と連携した積極的な情報発信などにより、安全な生活に対する市民意識の向上を促し、被害の未然防止や早期救済に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎年間の犯罪認知件数	730件(H22)	毎年減らす

 ⁴³防災・防犯メール：市内で災害や事件・事故が起きた時に、事前に登録された市民などに電子メールで情報を一斉提供するシステムです。

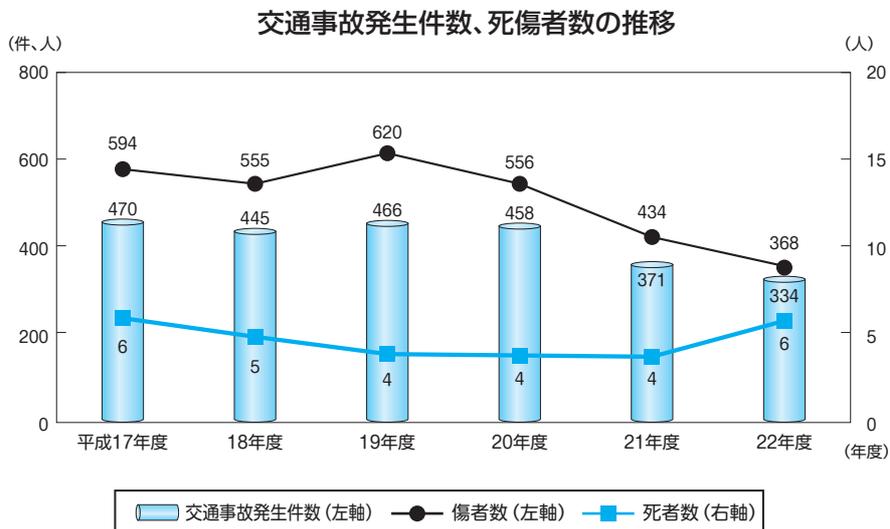
第3節 交通安全対策の充実・強化

現況と課題

車道と分離した歩道の整備などの道路環境の改善や、自動車の安全装置の発達などにより、道路交通の安全性は大幅に向上しましたが、交通事故による死傷者数は、依然として厳しい状況にあります。

本市の交通事故は、超高齢社会の進展によって高齢者が関係する事故と交差点における事故の割合が高くなっているのが特徴です。本市ではこれまで、交通安全に関する施設の整備などを継続して進めてきましたが、今後も自動車と歩行者の分離をはじめとする安全な歩行空間の整備を推進し、高齢者が安心して外出することのできる環境や、子どもが安全に通学することのできる環境づくりを進めていく必要があります。

また、交通安全対策を進めるうえでは、施設の整備だけでなく、交通事故を起こさないための一人ひとりの意識向上が重要であり、現在実施している交通安全運動や交通安全講習に対する更なる市民参加が求められています。



資料：新潟県の交通事故（12月・年報）

基本方針

- 歩道の整備をはじめとする交通事故を防ぐための施設整備を推進します。
- 交通安全に対する市民の意識を高めるための各種啓発活動を充実します。

施策の展開

1. 歩道等の交通事故防止施設の整備

交差点などでの事故を防ぐため、信号機や横断歩道の設置を関係機関に要望するとともに、車道と分離した歩道やカーブミラーなどの施設整備を推進します。

2. 交通安全対策の推進

燕警察署および燕市交通安全協会と協力・連携しながら、広く市民に交通ルールの指導やマナーの実践を呼びかけるとともに飲酒、無謀運転の追放やシートベルト・チャイルドシートの着用を呼びかけ、交通安全対策を推進強化します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎年間の交通事故発生件数	368件(H22)	毎年減らす
・年間の交通事故死者数	6人(H22)	毎年減らす

第4節 環境にやさしい社会の構築

現況と課題

《環境負荷の低減》

これまでの社会経済活動においては、利便性・快適性を追求するライフスタイルによって、大量生産・大量消費が行われ、貴重な天然資源やエネルギーが消費され続け、大量のゴミが排出されてきました。

東日本大震災では、電力供給施設である原子力発電設備などが損傷し電力の受給バランスが崩れ、電力不足を補う施策が急務となっている中で太陽光や風力、水力、バイオマス⁴⁴といった再生可能エネルギーの導入を積極的に推進することが期待されています。

本市では、平成21年3月に「環境基本計画」を策定しており、今後はこの計画に基づき環境保全に向けた取り組みを着実に推進していく必要があります。

《斎場》

弥彦村と共同で設置している燕・弥彦総合事務組合が運営している斎場は、老朽化が進行しており、新たな施設の整備が求められています。

公害苦情件数の推移(原因別)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
騒音	4	5	2	2	4	4
振動	1	3	6	0	0	1
水質	8	1	2	1	1	1
悪臭	1	3	2	1	1	1
大気	1	0	0	0	0	0
その他	3	5	0	2	1	0
合計	18	17	12	6	7	7

資料：生活環境課

基本方針

- 温室効果ガス⁴⁵の削減や環境にやさしい生活の転換を促進するため、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 資源循環型社会の構築に向けた啓発活動を積極的に展開し、市内の事業所・家庭に3R活動と適正処理が浸透するよう、環境整備を推進します。
- 公害の発生を抑止するとともに、身近な環境を保全し、市民の安全で快適な生活を守ります。
- 市民一人ひとりの環境向上への意識を高め、学び・体験する機会を創出します。
- 市民、企業などと連携を図り、地域の環境保全活動を推進します。
- 新たな斎場を整備し、サービスの向上と効率的な運営を図ります。

! ⁴⁴バイオマス：本来は、生物(bio)の量(mass)を示しますが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)を指す意味合いで用いられることが多くなっています。

⁴⁵温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める役割を果たすガスで、地球温暖化の原因とされています。1998年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、代替フロンなどが温室効果ガスとして定められています。

施策の展開

1. エネルギー資源の有効活用

市民や事業者などに対して省エネルギー・再生可能エネルギーの啓発活動を一層推進します。

また、公用車への電気自動車の導入や公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置を推進するとともに、市民や事業者に対しても太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の普及促進を図ります。

2. 3Rと適正処理の推進

3R活動と適正処理を推進するために、広報、イベント、出前講座などを活用した啓発活動を展開し、ごみの減量と分別の徹底を図ります。

3. 公害対策の推進

事業所に対する定期的な立ち入り検査、啓発活動を推進し、騒音、振動、悪臭などに対する対策を講じるとともに、市民一人ひとりの生活環境に対する意識啓発を行い、快適で住みやすい都市環境の構築を目指します。

また、公害防止協定に基づいて、施設の改善や規模などの変更についての協議や確認を行うとともに、民間事業所などにおけるアスベスト⁴⁶対策の促進を啓発します。

4. 学びの場の提供

市民や事業者が気軽に集まって環境について学び、話し合う場として既存の公共施設を活用し、環境学習を気軽に行う場の提供を行います。

また、子どもたちが環境問題に関心を持ち、環境と人との関わりを学び、理解していくため、エコポスターコンクールなどの活動を支援します。

5. 環境のための自主行動の活性化

地域の環境活動に取り組んでいる各種団体の取り組みを広報などに紹介するとともにアダプト制度⁴⁷を奨励し、活動団体を支援します。

また、全市一斉活動である「クリーンデー燕」を支援するとともに、地域のより良い環境づくりへの支援を充実します。

6. 斎場の整備

新たな斎場の整備にあたっては無煙・無臭の設備を備え、周辺環境と調和した施設整備を行うとともに、サービスの向上と効率的な運営を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎ごみの減量化やリサイクルの推進に対する満足度*	40.5%(H22)	50%
・ごみの総排出量	35,073トン(H22)	32,686トン
・ごみの資源化率	18.9%(H22)	21.1%
・太陽光発電設備の助成件数	0件(H22)	60件(H24~25累計)

※平成22年12月市民意識調査結果



⁴⁶アスベスト：天然に存在する繊維状の鉱物のことです。耐熱・耐磨耗性に優れていることから、建築材などに広く利用されてきました。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんなどの原因になることが明らかとなり、現在は使用の制限や禁止措置がなされています。

⁴⁷アダプト制度：行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のことです。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多くなっています。

第5節 公共交通の整備促進

現況と課題

《バス》

市内を運行するバスの利用者数は減少傾向にあるため、民間バス路線を維持するためには、民間バス事業者に対して支援しなければなりません。バスの利用者についても、交通弱者や買い物弱者などの割合が増加し、利用形態が変化してきているため、行政バス路線並びに民間バス路線の運行体系を見直す必要があります。

また、広域的に病院などの公共的な施設を行き来する交通手段としての路線確保も重要です。

《鉄道》

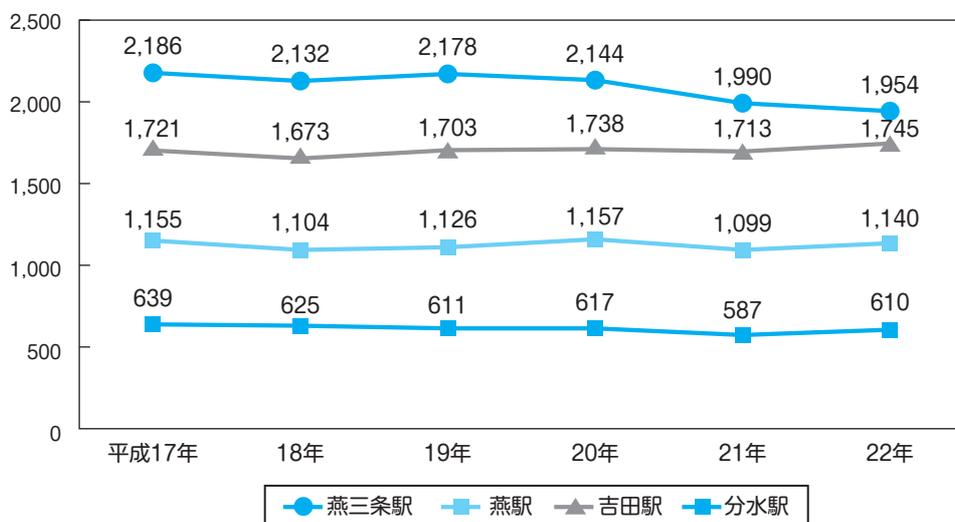
本市には上越新幹線の燕三条駅があるほか、JR越後線、弥彦線が市内各地を結んでいます。しかし、越後線、弥彦線の運行本数が少ないため、市民の足として十分に利活用されていない状態となっています。鉄道は、通学者や高齢者などにとって大切な交通手段となっていることから、運行改善や駅施設のユニバーサルデザイン化など、だれもが利用しやすい交通環境の整備について、引き続き要望していく必要があります。

市内バス、巡回バスの年間利用者数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
燕地区	22,741	22,692	24,642	17,809	15,143	14,633
吉田地区	13,045	12,824	12,006	11,696	9,828	9,769
分水地区	6,038	16,578	13,427	7,259	6,989	6,420
小計	41,824	52,094	50,075	36,764	31,960	30,822
循環バス(地区循環)	—	—	9,059	20,601	22,992	24,772
合計	41,824	52,094	59,134	57,365	54,952	55,594

資料：生活環境課

市内有人駅の1日当たりの乗車人員数



資料：JR東日本HP

基本方針

- 高齢者などの移動困難者の交通手段として、効率的で効果的な公共交通環境を整備します。
- JR東日本に対し、列車の運行改善、駅施設のユニバーサルデザイン化などを要望し、利用者の利便性向上に努めます。

施策の展開

1. 市内の均質な移動手段の確保

市内のバスなど公共交通については、平成25年度の開庁を目指している新庁舎移転を契機に、地域の実情や利用状況を把握し、デマンド交通の検討など利用者の利便性に配慮した効率的・効果的な運行形態への見直しを行います。

また、民間バス路線についても輸送需要に合わせた再編を促進し、公的支援の見直しを図ります。

2. 公共交通の利便性向上

JR越後線、弥彦線の列車の運行改善や増発、駅施設のユニバーサルデザイン化に向け、JR東日本に強く要望していきます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎バスや鉄道などの公共交通の充実に対して不満と答えた人の割合※	49.3%(H22)	25%
・市が運行するバス等の乗車人員	55,594人(H22)	72,500人

※平成22年12月市民意識調査結果

第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち

施策体系

5 利便性が高く、にぎわいを創るまち

1. 市街地環境の整備

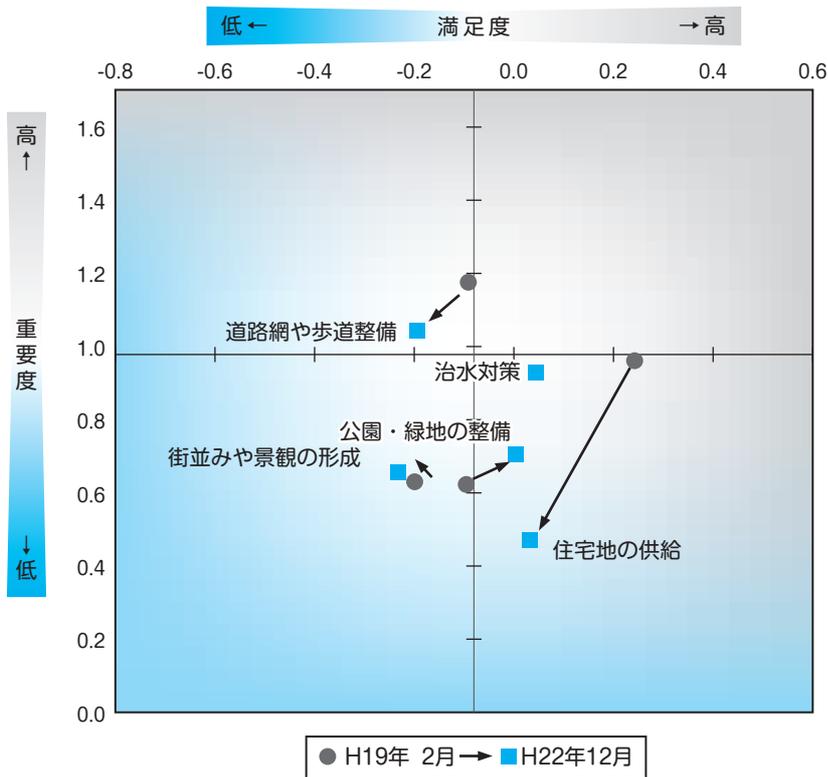
2. 公園・緑地の整備・充実

3. 道路網の整備

4. 下水道の整備

5. 上水道の安定供給

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 市街地環境の整備

現況と課題

本市の人口は今後15年間で約1万人減少する一方、65歳以上の高齢者の占める割合は約1割増加することが推計されています。

そのため、平成22年3月に策定した「燕市都市計画マスタープラン」に基づき、これまでの都市の拡大志向を見直し、高齢者などの移動に負担の少ない、歩いて暮らせるまちの実現や、既存ストック⁴⁸を活かした地域の活力の再生・創出などにより、各地域の市街地中心部（まちなか）で失われる傾向にある賑わいと活気の回復が求められています。

また、本市においては今後人口の減少が見込まれるものの、世帯数は増加傾向にあることから、市民の新たなニーズに対応した質の高い魅力的な住宅地の供給を促進し、定住人口の確保を図っていくことが必要です。

さらに、近年は局地的な豪雨も増えており、住宅などへの浸水を防ぐためにも、市街地の排水機能を強化するとともに、洪水や浸水に対し平常時からの備えを整えておく必要があります。

燕地区 DID⁴⁹人口・面積の推移(3地区別)

	昭和60年度	平成2年	7年	12年	17年	22年
常住人口(人)	44,651	43,891	43,589	43,480	43,255	43,097
DID人口(人)	17,806	17,146	16,893	15,948	15,271	14,408
DID面積()	3.0	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7
人口密度(人/)	5,935	5,043	4,693	4,393	4,161	3,937
常住人口に占める割合(%)	39.9	39.1	38.8	36.7	35.3	33.4

吉田地区

	昭和60年度	平成2年	7年	12年	17年	22年
常住人口(人)	23,802	23,713	24,663	25,136	24,893	24,224
DID人口(人)	12,563	12,001	13,359	12,776	12,574	11,998
DID面積()	2.2	2.7	3.0	2.9	3.0	3.1
人口密度(人/)	5,710	4,445	4,453	4,346	4,219	3,870
常住人口に占める割合(%)	52.8	50.6	54.2	50.8	50.5	49.5

分水地区

	昭和60年度	平成2年	7年	12年	17年	22年
常住人口(人)	15,728	15,773	15,799	15,681	15,121	14,555
DID人口(人)	6,155	6,382	6,182	6,398	6,237	6,069
DID面積()	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5
人口密度(人/)	5,129	4,559	4,416	4,443	4,331	4,046
常住人口に占める割合(%)	39.1	40.5	39.1	40.8	41.2	41.7

資料：国勢調査



⁴⁸既存ストック：既に整備された都市基盤、生活基盤を言います。

⁴⁹DID：人口集中地区のこと。国勢調査において、原則として人口密度が1平方キロあたり4,000人以上の基本単位区が隣接し、その人口が5,000人以上となる地区で、実質的な都市地域を表します。

基本方針

- 各地域の市街地中心部（まちなか）においては、地域住民の理解と協力を得ながら、「歩いて暮らせるまち」の実現に向け、生活機能の維持・回復を図ります。
- 魅力的な住宅地の供給促進などにより定住人口の確保に努めます。
- 市街地の冠水対策として、排水機能の向上を図ります。

施策の展開

1. まちなかにおける賑わいと活気の回復

まちなかにおいては、「歩いて暮らせるまち」づくりを念頭において、住宅・商業・福祉などの複合的な都市機能の集積を図るため、既存公共資産の有効な機能転用を進めるとともに、地域住民や商店・民間団体などとの協働により、活性化方策を検討します。

また、特にまちなかで増えている空き家・空き地について有効な対策を検討します。

2. 良好な居住空間の整備による定住化の促進

適地において良好な環境の整った住宅地を供給するため、民間活力を活用した住宅団地の整備を促進します。

また、子育て世代や若者および転入者の定着に向けた住宅確保対策により、定住化を促進します。

低所得者に対する住宅対策については、民間賃貸住宅の活用も含め公営住宅のあり方を総合的に検討します。

3. 市街地排水対策の強化

市街地の排水機能を向上させるため、排水施設の整備を推進するとともに、国県との連携を強化し、国の事業などを活用した市街地冠水防止対策に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎人口集中地区(DID)の人口密度	3,913人/ (H22)	3,913人/
・市街地雨水対策事業(交付金対象)の進捗率	53.2%(H22)	100%

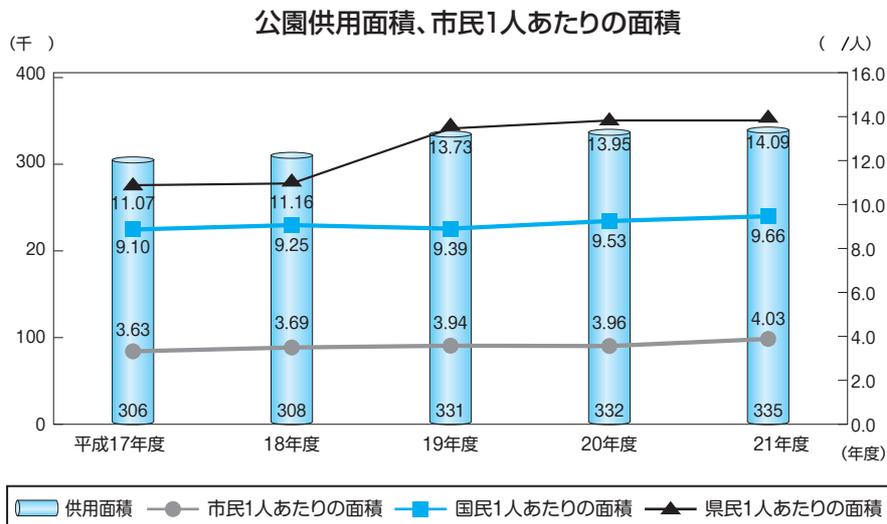
第2節 公園・緑地の整備・充実

現況と課題

都市公園・緑地の計画を含む総面積は約43.5haで、うち約41.0haが開設済みとなっています。人口1人当たりの都市公園・緑地面積としては4.31で、新潟県の整備水準である12.0を大きく下回っていることから、子どもの遊び場や憩いの場となり、災害時には避難場所ともなる身近な公園の計画的な整備が求められています。

市内には平成23年度現在、67箇所の都市公園がありますが、その中でも大規模で多機能化している公園や樹木等が多数ある公園では、維持管理にかかるコストの削減が課題となっているほか、幼児から高齢者まで幅広い利用者にとって安全・安心な管理体制の確立が必要です。

さらに、市民が安全で快適に利用することができる公園を維持していくため、遊具・施設などの改修においては、計画的な維持管理を行うとともに、大規模な公園については民間活力の導入を、身近な公園については地域住民自らが管理運営を担う仕組みづくりが求められます。



資料：都市計画課（都市公園台帳）

基本方針

- 既存の公園の機能向上を図るとともに、身近な公園整備を優先的に検討します。
- 公園の整備と維持管理について市民と民間の参画を促進し、市民にとって親しみのある公園づくりに努めます。

施策の展開

1. 市民ニーズにあった公園づくり

公園の遊具・施設などの計画的な改修を行うとともに、防災上、避難施設から比較的距離の離れている空白域において、一時避難地となる公園の整備や身近な公園で比較的早期に供用可能と考えられる街区公園⁵⁰を優先的に整備します。

2. 市民・民間との協働による維持管理

公園施設の機能拡充および適切な維持管理を推進するため、比較的規模の大きい公園については、民間活力の導入を進めるとともに、小規模で身近な公園については、管理運営に対する市民参加の機会を増やし、効率的な維持管理とサービスの向上を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎市民一人当たりの公園面積	4.31 /人(H22)	5.06 /人
・管理を自治会、NPO、民間企業などに委託する都市公園、児童遊園数	107か所(H23)	115か所

! ⁵⁰街区公園：主に街区内に居住する人を対象として設けられる最も身近な公園のことです。

第3節 道路網の整備

現況と課題

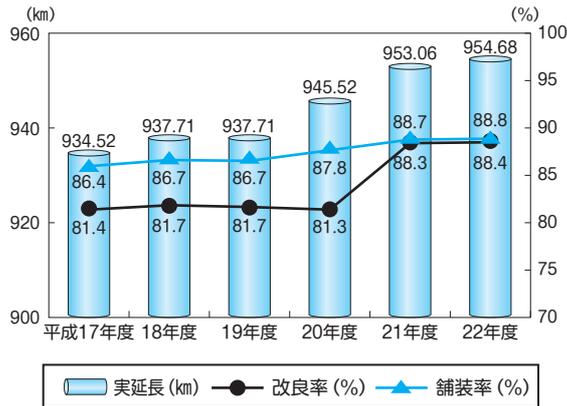
本市は、北陸自動車道の三条・燕インターチェンジを高速交通体系の玄関口として、国道116号、国道289号および県道などの主要な幹線道路が道路網の骨格を形成しています。

広域的な交流や連携の促進を図る広域幹線としては、国道116号（仮称）吉田バイパスが新たに計画されていますが、合併による市域の拡大により、燕、吉田、分水3地区の連携や回遊性が課題となっており、その役割を担う県道についても、交通需要に応じた拡幅やバイパスなどの道路整備が必要です。

既存市街地の身近な道路については、幅員が狭い箇所やアクセスが良好でない箇所があることから、計画的に道路整備を進めてきましたが、今後とも着実に事業を推進していくことが必要です。

通学路や歩行者・自転車の交通量が多い区間などで、歩道や自転車歩行者道が整備されていない、または連続していない箇所があることから、段差の解消など全ての人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した、歩行者や自転車が安全安心で快適に通行できる歩道などの整備の推進が求められています。

道路の実延長および改良率、舗装率の推移



資料：土木課（道路台帳）

道路混雑度（通行量）の推移



資料：国土交通省（道路交通センサス）

基本方針

- 幹線道路である国・県道整備について、事業促進のため積極的な要望活動を行います。
- 緊急度・効果度を考慮しながら生活道路網の計画的な整備を推進します。

施策の展開

1. 幹線道路の整備

国道116号（仮称）吉田バイパスや国道289号燕北バイパス、主要地方道燕分水線などの広域幹線道路の整備・改良について、引き続き国や県に積極的に働きかけ、早期の整備促進を要望していきます。

2. 生活道路の整備

身近な生活道路は、住宅地へのアクセス向上のため都市内道路網の適正な配置・整備を図るとともに、市民が安心して快適に利用できるよう、歩道や街路灯、街路樹の整備を進めます。

また、道路や歩道の整備にあたってはユニバーサルデザインに配慮するとともに、冬期間の円滑な交通を確保するため、消雪施設の整備や除雪体制の充実を図ります。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎市道改良率	88.4% (H22年度末)	95.3%
・歩道改良率および延長	83.4% 5.4km (H22年度末)	100% 6.5km

第4節 下水道の整備

現況と課題

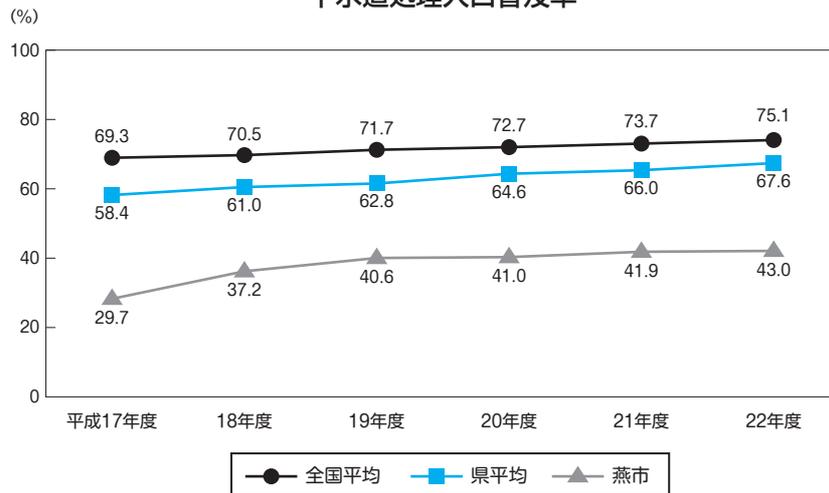
燕市公共下水道の処理区は、燕処理区(燕地区)、西川処理区(吉田地区と分水地区の一部)および長辰処理区(分水長辰地区)の三つが存在し、下水道の計画区域は工業団地の一部と個別処理が有利な一部地区を除いたほぼ全ての区域をカバーしており、住居系の用途地域においては既に計画決定されています。

平成22年度末において市の下水道処理人口普及率⁵¹は43.0%と新潟県平均の67.6%に比べ低く、未だ県内でも下位にとどまっています。

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などにはなくてはならない施設ですが、近年の財政事情からなかなか整備が進まない状況となっています。そのため、いかに効率的に整備を進めるかが大切であり、整備された区域では、より多くの人に下水道を利用してもらうことが下水道の目的達成に重要となっています。

また、施設面では、燕地区の下水終末処理場が供用開始後30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、施設の計画的な改築更新や長寿命化を図り、適正な維持管理を進めていくことが必要となっています。

下水道処理人口普及率



資料：新潟県下水道課HP

基本方針

- 計画的な施設整備を推進し、下水道普及率の向上を目指します。
- 下水道施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改築更新を実施します。
- 生活環境改善のため、水洗化率（接続率）の向上を目指します。

⁵¹下水道処理人口普及率：市町村の行政人口に対する下水道の整備された区域に住む人口の割合です。

施策の展開

1. 公共下水道の整備

下水道普及率の向上のため、人口の多い地区を中心に施設整備を推進するとともに、施工の時期や方法についても効率的な手法を検討し、実施します。

2. 下水道施設の長寿命化

終末処理場や管渠かんきょなどの長寿命化計画を策定し、施設の延命を図るとともに、更新が必要な施設については順次更新工事を行います。

3. 水洗化率（接続率）の向上

快適な生活環境を促進するため、下水道の利点を市民に周知し、水洗化率（接続率）の向上に努めます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎公共下水道の普及率	43.0%(H22)	47%
・公共下水道の水洗化率（接続率）	62.3%(H22)	70%

第5節 上水道の安定供給

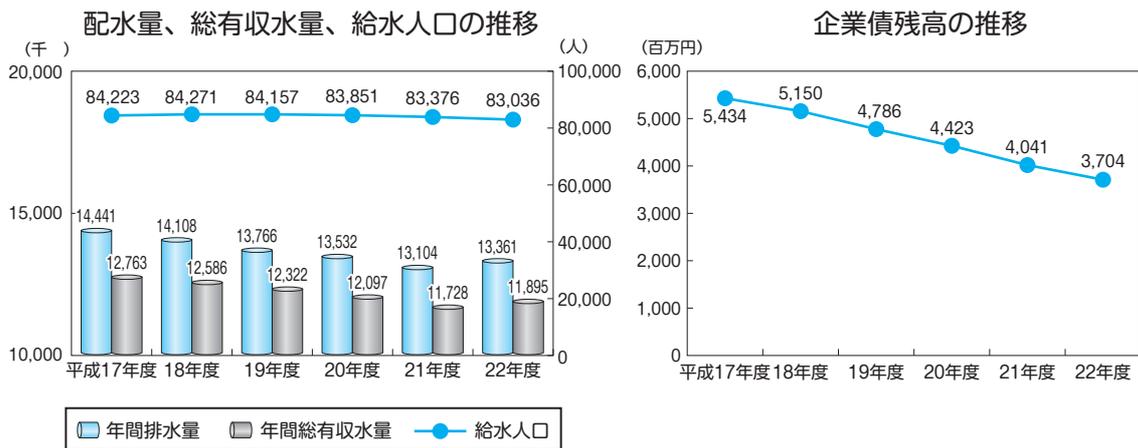
現況と課題

本市の上水道の給水人口は83,036人（平成22年度）で、普及率は100%に達していますが、給水人口、配水量、有収水量は減少傾向にあり、将来にわたっても減少し続ける見通しで、水道事業経営がより厳しいものになることが想定されます。

本市水道事業は燕・吉田・分水の3地区の事業を経営しており、各事業において料金体系が異なります。今後、徹底したコスト管理とともに、現状の財政状況を考慮した料金体系や事業の統合を視野に入れた経営形態の見直しを図る必要があります。

水道施設（浄水場、配水池、管路）は、経年劣化により施設自体の老朽化が多く認められます。水道施設を持続的に維持管理していくためには、優先度などを考慮したうえで、計画的に更新を図っていく必要があります。特に、管路の更新については耐震性を有する管を採用し、耐震化の向上に努め、被災時における被害を最小限に食い止める必要があります。

さらに、重要なライフライン⁵²である水道についての理解と関心を高め、貴重な水資源を保護することも重要な課題です。



資料：事業課（燕市水道事業会計決算書）

基本方針

- 安全でおいしい水道水を安定して供給するために、計画的な施設の整備更新を推進します。
- 受益者負担の原則に従い、上水道事業の安定的な運営を目指します。

! 52 ライフライン：道路、水道、電気、ガスなどの日常生活に欠かせない施設・機能のことです。

施策の展開

1. 上水道の安定供給

老朽配水管の更新などにより漏水の原因となる施設・要因を改善するとともに、浄水施設の改修・整備や水質管理の徹底により、安全でおいしい水道水の安定給水に努めます。

また、ライフラインである水道や水資源の大切さを市民に啓発するとともに、災害対策の推進に努めます。

2. 経営の効率化・健全化

長期的な経営見通しを明確にした中で、更なる経営・管理の効率化、コスト縮減を行うとともに、官民それぞれが有する長所、ノウハウを活用して施設効率、経済効率の良い水道への再構築を図り、健全で安定的な事業運営を推進します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎配水管に占める石綿管比率	13.26% (H22)	8%

第6章 市民とともに築くまち

施策体系

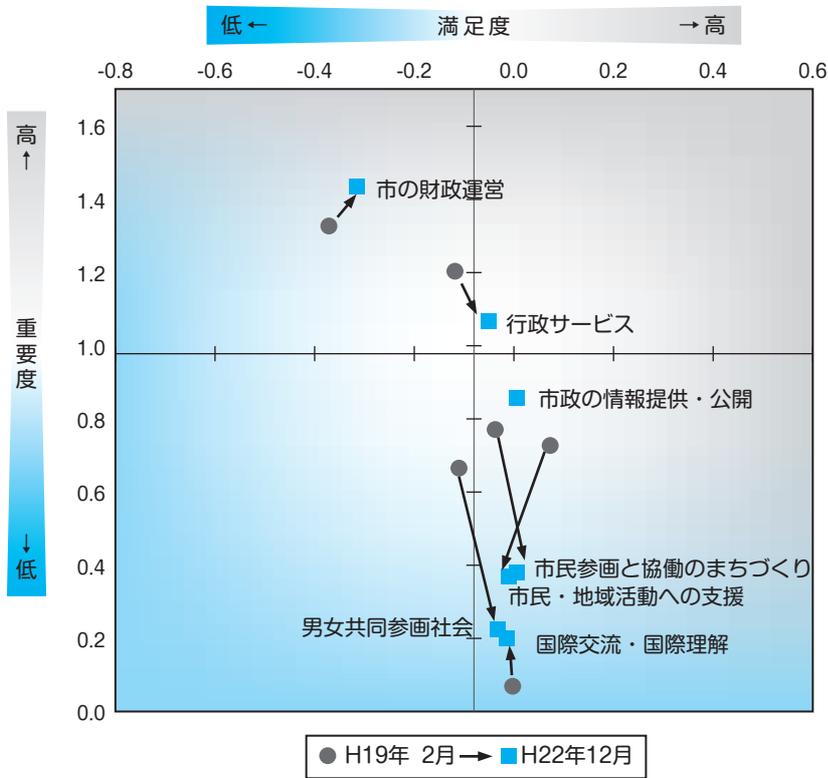
6 市民とともに築くまち

1. 市民との協働の推進

2. 男女共同参画の推進

3. 行財政の効率化・健全化

【市民意識調査における各施策の満足度と重要度】



第1節 市民との協働の推進

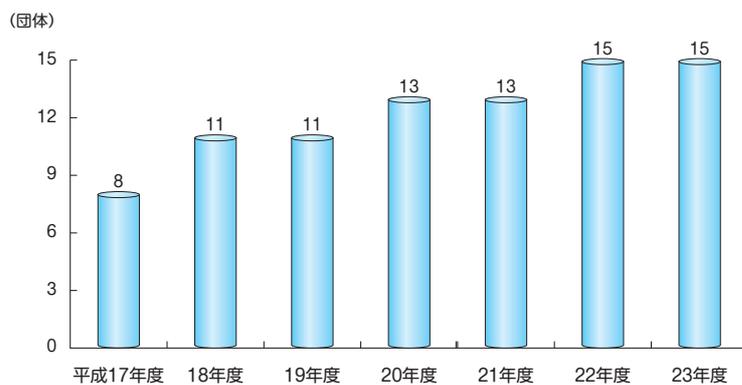
現況と課題

急速な少子高齢化や人口の減少により、社会構造が大きく変化している中、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に行政のみで対応することが困難な状況となっています。

このような中、市民自らが課題を解決する意識を持ち、まちづくりに積極的に参加することが求められており、まちづくりの主体である市民や、コミュニティ組織の核となる自治会、公共的課題の解決を通じて地域づくりを行う組織であるまちづくり協議会、NPO⁵³をはじめとする市民活動団体および事業者が果たす役割に注目が集まっていることから、市民と協働で検討を重ね平成23年4月に「まちづくり基本条例」を制定しました。

また、新たな共助の担い手として期待されている市民活動団体などの活動をより活発にしていくためには、市民のまちづくりに対する意識を高めることで活動への参画を促進するとともに、団体の活動に対する支援が欠かせません。

NPO法人数の推移



資料：地域振興課（NPO法人一覧表）

基本方針

- 協働体制の確立に向け、市民および職員の協働意識を醸成し、市民のまちづくりへの参加を促します。
- 市民活動団体、地域コミュニティ組織の活性化に対する支援を充実します。

⁵³NPO：非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。

施策の展開

1. 市民との協働体制の確立

「まちづくり基本条例」の趣旨や内容をさまざまな場面を通じて市民および職員に対し周知・啓発し、コミュニティ活動などへの市民参加を促進します。

2. 市民活動団体・地域コミュニティ組織への支援

NPOをはじめとする市民活動団体など、自主的にまちづくり、地域づくりに取り組む団体の活動を活性化させるため、人的支援・財政支援を継続するとともに、団体と行政および団体相互の連携が図れるよう、交流・情報交換の場や機会を創出します。

また、個性と活力ある地域社会を創るため、まちづくり協議会に対しては、組織運営や事業実施に関する各種情報やノウハウの提供などの支援を行います。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動などへの参加割合*	30.8% (H22)	増やす
・燕市内のNPO法人の設立数	15団体(H22)	増やす
・公募制を導入している附属機関の割合	17.7% (H23)	55.5%

※平成22年12月市民意識調査結果

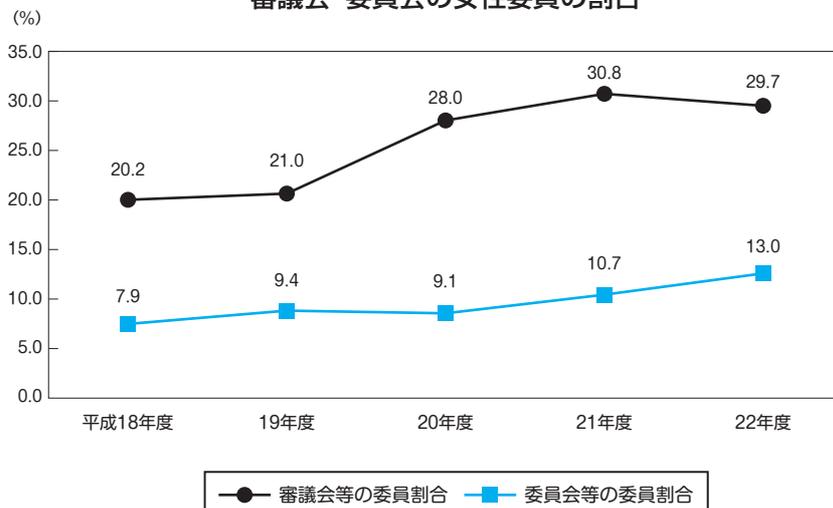
第2節 男女共同参画の推進

現況と課題

「つばめ女と男ふれ愛フェスタ」(ワークショップや講演会) や講座の開催、広報紙による周知などにより、男女共同参画推進のための意識啓発を行ってきました。また、配偶者やパートナーからの暴力などの相談ができる女性のための窓口を設置し、女性の人権尊重に配慮してきました。

男女共同参画を進めていくためには、男女ともに固定的性別役割分担意識をなくしていくことと、仕事と家庭・地域生活を両立できるような社会づくりをしていくことが求められています。そのために、自らで気づくための情報や学習の場を提供して、男女共同参画の意識啓発を進めていく必要があります。また、女性に対するあらゆる暴力の相談体制を充実する必要があります。

審議会・委員会の女性委員の割合



資料：地域振興課

基本方針

- 男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発、教育を推進します。
- 男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野において女性が政策・方針決定過程に参画できるよう取り組みます。
- 女性に対するあらゆる暴力の相談体制を充実します。

施策の展開

1. 啓発活動の充実

男女共同参画の理解を広げるための事業として、講演会やワークショップ、男女共同参画講座、エンパワーメント講座⁵⁴などを開催します。

また、広報紙に男女共同参画に関連したコラムや情報を定期的に掲載します。

2. 女性の社会参画の推進

施策の方針決定過程において女性の視点や意見が反映されるよう、市の審議会などへの女性登用を推進します。

また、家庭・職場・地域などあらゆる分野に女性が参画できるよう関係機関に働きかけます。

3. 相談体制の充実

暴力や悩み事などを相談できる女性のための総合相談窓口を継続するとともに、関係機関と連携を図りながらさまざまな情報を提供します。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎各種審議会等における女性委員の割合	30.5%(H22)	35%
・「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」の市内登録企業数	11社(H22)	20社
・市役所の女性管理職員の割合	7.1%(H23)	10%

! ⁵⁴エンパワーメント講座：能力開発講座のことを言います。

第3節 行財政の効率化・健全化

現況と課題

本市は、平成27年度末に合併後10年の節目を迎え、それと同時に合併に関する国からの財政支援措置も終了、縮小されることから、より一層「身の丈に合う財政運営」に取り組まなければなりません。

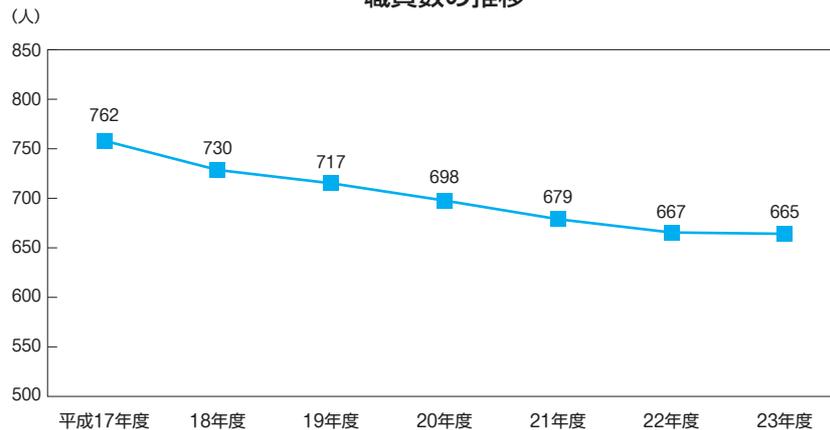
こうした中、時代の変化やニーズに合わせて、本市に必要なサービスを見極め、予算を効果的・重点的に配分するとともに、総人件費を削減するため、事務の簡素化、効率化や民間委託などのさらなる推進に取り組みながら、職員数の削減を図る必要があります。

地域情報化においては、平成21年3月に情報化推進計画を策定しました。ICT活用による安心できるまち、安全なまちを実現する地域情報化と行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進する電子自治体の構築に積極的に取り組む必要があります。

平成25年度早期の新庁舎への移転によって、分庁舎方式の弊害を改善し、事務事業の効率化、縦割りの改善など行財政改革を進める必要があります。

また、これまで建設されてきた公共施設は、更新時期を迎え維持管理コストの増大などが見込まれるため、長期的かつ計画的な施設管理による財政需要の的確な把握が必要不可欠です。

職員数の推移



※各年4月1日現在
資料：総務課（定員管理調査）

基本方針

- 業務の効率化と財政の健全化を進め、安定した持続可能な行政運営を実践します。
- 市民の視点に立って、行政サービスのあり方の見直しを行います。
- 組織の活性化と人材育成を図り、市民満足度の高い市政運営を目指します。
- 市民と行政が協力して、誰もがICTを活用できる環境づくりを進めます。
- 平成25年度の移転開庁を目指し、新庁舎の建設を推進します。

施策の展開

1. 財政の健全化

自主財源の安定的な確保のため、徴収体制の強化により市税などの収納率の向上を図るとともに、有料広告などの募集や遊休資産⁵⁵の売却についても引き続き取り組み、自主財源の確保に努めます。

また、各種公共施設の統廃合を進めるとともに、市の財政状況に関する情報を分かりやすく市民に公表します。

2. 行政サービスの向上

従来の行政主導のサービス提供から脱却して、行政サービスに対する行政と民間のあるべき関わり方を再検討し、民間活力や市民、地域と協働した行政サービスの実現とサービスの質の向上を目指します。

また、市民の利便性の向上を目指し、費用対効果を検証しながらサービス提供のさまざまな仕組みづくりやその負担の適正化に取り組むとともに、より親切な対応で市民との信頼を築くため、窓口サービスの充実を図ります。

3. 政策集団への転換

行政課題や市民ニーズの多様化、社会環境の変化に対応するため、組織機構の見直しや職員の能力開発と意識改革を図るとともに、行政機能を十分に発揮でき、市民にわかりやすい政策集団としての組織づくりを進めます。

また、定員適正化計画に基づいた定員管理を行い、職員数の一層の適正化を図ります。

4. 説明責任の遂行

市民に開かれた市政運営を推進するため、広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどのそれぞれの広報手段の特性を活かし、市民へのわかりやすい情報提供に努めます。

5. 地域情報化の推進

情報化推進計画に基づき、市内全域でだれもが簡単にICTを利用できる環境の実現に向けて、関係事業者などの協力を得ながら情報通信基盤の整備を促進します。

6. 新庁舎の建設

平成25年度の移転開庁を目指し、新庁舎の建設を推進します。わかりやすく、使いやすい庁舎を建設し、来庁者の利便性向上を図るとともに、効率的な執務環境を整備します。

また、本庁機能の一本化に伴う効果を最大限生かし、分野横断的な施策の展開や迅速な意思決定など組織の活性化をはじめとする行財政改革に取り組みます。

施策の達成目標

指標項目	現在値	目標値(H27)
◎窓口サービスなどの行政サービスに対して不満と答えた人の割合※	31.7% (H22)	15%
・定員適正化に基づく職員数	665人 (H23.4.1)	615人 (H28.4.1)
・財政調整基金残高	16億5,448万円 (H22年度末)	25億円
・経常収支比率	87.6 (H22決算)	87.0

※ 平成22年12月市民意識調査結果

55遊休資産：使用目的があって取得したものの、何らかの理由で有効に活用されていない資産を指します。

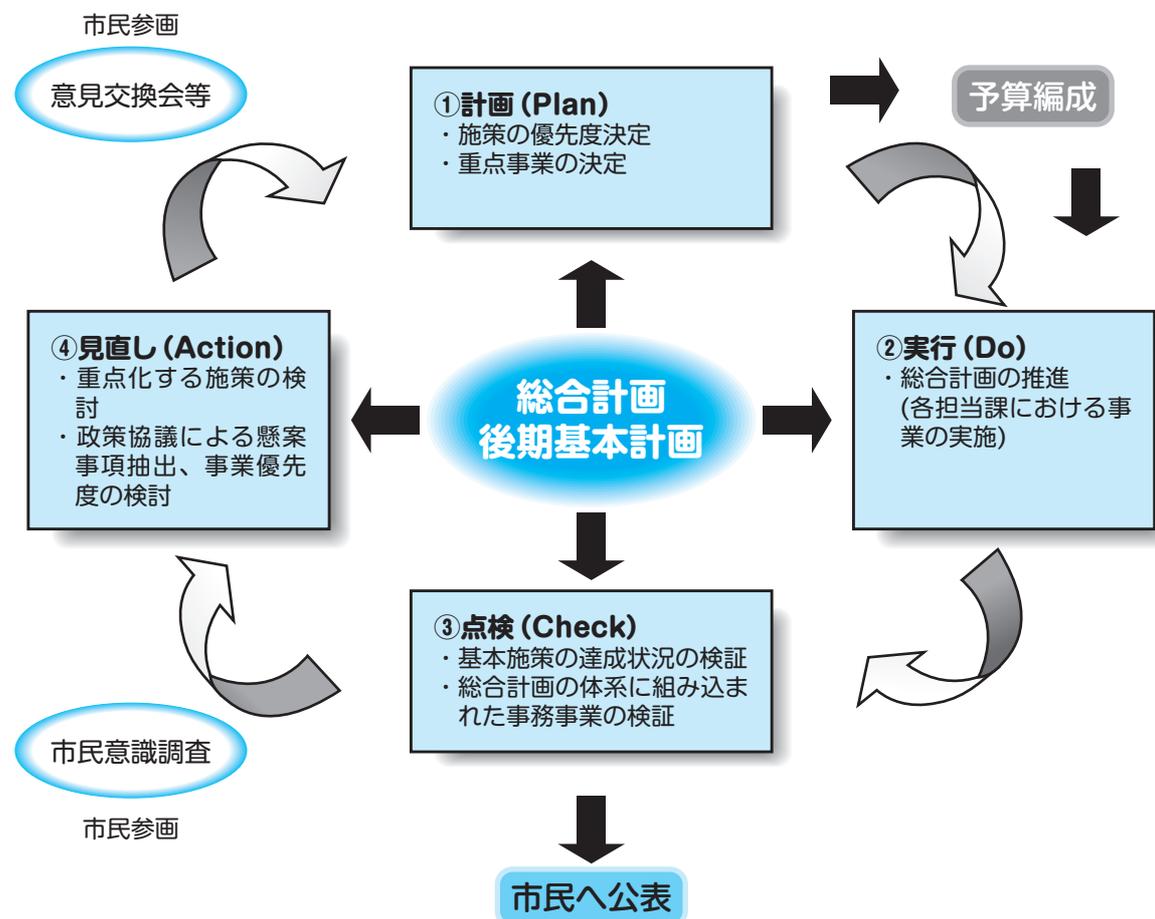
第3部 後期基本計画の推進

1 後期基本計画の進行管理

後期基本計画の進行管理は、行政評価の手法を活用して、27の基本施策それぞれの指標項目により達成状況の検証を行います。進行管理により、社会情勢の変化が激しく、財政状況が厳しさを増すなかで重点化すべき施策や懸案事項・優先事業を抽出することができ、効率的な予算編成が可能となります。

なお、事務事業・施策の検証結果については、市民への説明責任を果たすため、市ホームページなどで公表します。

【PDCAサイクルのイメージ】



2 主要個別計画の管理

市の最上位計画である総合計画を踏まえ、具体的な施策や事業の実施については個別計画で示されることとなります。そのため、今後新たに策定や改訂が行われる個別計画においては、総合計画の内容に即して策定する必要があります。

各担当課が策定している個別計画は、次の通りです。

【主要個別計画一覧表】

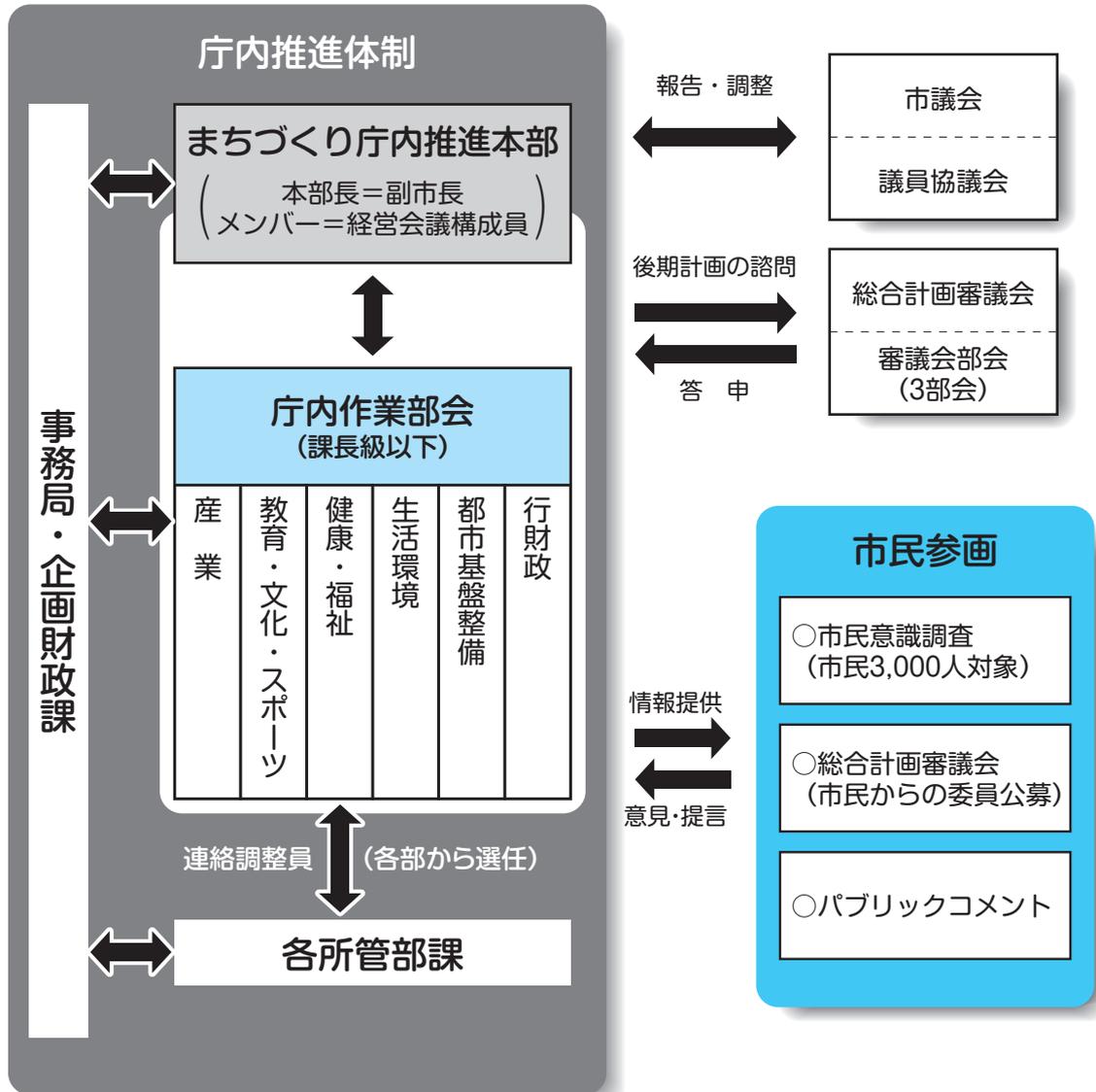
政 策	個 別 計 画 名 称	担 当 課
第1章 新しい活力を創造するまち	農業振興地域整備計画	農 政 課
第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち	学校教育基本計画	学校教育課
	幼児保育・幼児教育基本計画	子育て支援課
	次世代育成支援行動計画	子育て支援課
第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち	健康増進計画	健康づくり課
	高齢者保健福祉計画	福 祉 課
	介護保険事業計画	
	障がい者基本計画	福 祉 課
	障がい福祉計画	
	地域福祉計画	福 祉 課
	生涯学習推進計画	生涯学習課
スポーツ推進計画	スポーツ推進課	
第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち	地域防災計画	防 災 課
	環境基本計画	生活環境課
第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち	都市計画マスタープラン	都市計画課
第6章 市民とともに築くまち	男女共同参画推進プラン	地域振興課
	情報化推進計画	総 務 課
	行政改革大綱	企画財政課
	定員適正化計画	総 務 課

資料編

- 1. 策定体制・策定経過
- 2. 市民意識調査結果（概要）
- 3. 将来推計人口
- 4. 用語の説明

1 策定体制・策定経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

期 日	会議名等	内 容
平成22年度		
11月19日(金)	平成22年度第1回 燕市総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定基本方針案について審議 ・審議会の組織改革案について審議 ・市民意識調査の実施について審議
12月1日(水) }	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の実施
12月15日(水)		
平成23年度		
8月8日(月)	平成23年度第1回 燕市総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画について市長が諮問 ・部会の設置および各部会に所属する委員の指名について決定 ・総合計画後期基本計画の策定経過および今後の予定について説明 ・市民意識調査報告書について説明 ・総合計画後期基本計画(案)について審議
8月8日(月)	平成23年度第1回 燕市総合計画審議会部会 ・総務文教部会 ・市民厚生部会 ・産業建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、部会長職務代理の選出
8月22日(月)	平成23年度第2回 燕市総合計画審議会 市民厚生部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画(案)について審議
8月23日(火)	平成23年度第2回 燕市総合計画審議会 産業建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画(案)について審議
8月26日(金)	平成23年度第2回 燕市総合計画審議会 総務文教部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画(案)について審議
9月6日(火)	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画の策定について協議
9月7日(水) }	—	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施
9月27日(火)		
10月21日(金)	平成23年度第2回 燕市総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会での審議事項について報告 ・パブリックコメントについて報告 ・総合計画後期基本計画(案)について審議
11月10日(木)	平成23年度第3回 燕市総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について審議 ・総合計画後期基本計画について市長へ答申
12月5日(月)	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画後期基本計画(案)について協議

(3) 審議会

1) 燕市総合計画審議会条例

平成18年9月29日
条例第192号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、燕市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
- (2) 関係公共的団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議結果を会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日条例第38号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2) 総合計画審議会委員名簿

条例上の選出区分	氏名	団体名・役職名等	所属部会	備考
関係行政機関の委員及び職員	五十嵐喜一	燕警察署長	市民厚生	
	石附 敏弥	新潟県三条地域振興局企画振興部長	総務文教	
	高木 努	新潟県三条地域振興局地域整備部長	産業建設	
	長谷川禮子	燕市農業委員	産業建設	部会長 職務代理
	丸山由美子	燕市教育委員会委員	総務文教	
	宮里 圭一	新潟県三条地域振興局農業振興部長	産業建設	
関係公共的団体の役員及び職員	青柳 芳郎	燕市社会福祉協議会会長	市民厚生	
	大山 治郎	燕市文化協会会長	総務文教	会長
	川瀬 信子	燕市保健推進委員協議会会長	市民厚生	部会長 職務代理
	栗林 大策	燕市老人クラブ連合会会長	市民厚生	
	柴山 義榮	燕市体育協会会長	総務文教	部会長
	霜鳥 徳弘	燕・弥彦PTA連絡協議会副会長	総務文教	
	高橋 是司	社会福祉法人つばめ福祉会専務理事	市民厚生	
	田邊 一郎	燕市自治会連合会会長	総務文教	副会長
	田野 隆夫	燕商工会議所副会頭	産業建設	
	鶴巻 秀子	日本助産師会新潟県支部三条分会	市民厚生	
	長谷川中興	燕市民生委員児童委員協議会会長	市民厚生	部会長
	藤井 秀人	越後中央農業協同組合経営管理委員	産業建設	
	古澤 功	分水商工会副会長	産業建設	
	美内 信孝	吉田商工会副会長	産業建設	部会長
識見を有する者	加藤レイ子	人権擁護委員	総務文教	部会長 職務代理
	川瀬 良子	都市計画審議会委員、分水児童館館長	市民厚生	
	小林理恵子	燕市建築設計監理協同組合	産業建設	
	土田 陽子	はっぴーズコミュ代表	総務文教	
	細野美恵子	行政改革推進委員、社会教育委員	総務文教	
	丸山 朝子	つばめ生活学校	市民厚生	
公募により選任された者	稲月 頼一		産業建設	
	遠藤 貴子		市民厚生	
	上村 勉		総務文教	
	藤森 則久		産業建設	

(順不同、敬称略)

3) 諮問・答申書

燕企第427号
平成23年8月8日

燕市総合計画審議会
会長 大山 治郎 様

燕市長 鈴木 力

燕市総合計画 後期基本計画案について(諮問)

燕市総合計画の後期基本計画を策定するに当たり、燕市総合計画審議会条例第1条の規定により、別紙案について貴審議会の意見を求めます。

平成23年11月10日

燕市長 鈴木 力 様

燕市総合計画審議会
会長 大山 治郎

燕市総合計画について(答申)

平成23年8月8日付、燕企第427号で諮問された「燕市総合計画後期基本計画(案)」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において出された各施策・事業に対する個別の意見・要望等について、十分検討されることを要望します。

2 市民意識調査結果（概要）

（1）調査の概要

1）目的

市民意識調査は、燕市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境についてどのように考えているのかを把握するとともに、前期基本計画の施策の満足度、重要度を明らかにすることにより、後期基本計画（平成24～27年度）策定において施策の優先順位の検討などに資することを目的とする。

2）調査方法

①調査地域

燕市全域

②調査対象者

燕市内在住の満18歳以上の男女個人（平成22年11月現在）

③標本数

3,000人

④抽出方法

住民基本台帳に基づく無作為抽出

⑤配付・回収方法

郵送配付、郵送回収

⑥配付・回収期間

平成22年12月1日（水）～平成22年12月15日（水）

3）回収結果

有効回収数：1,458票（有効回収率48.6%）

4）報告書の見方

①回答割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合がある。

②複数回答の設問の場合、全ての回答割合を合計すると100%を超える場合がある。

③基数となるべき実数（N）は、特に記述のない限り、有効回収数である。

④本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。

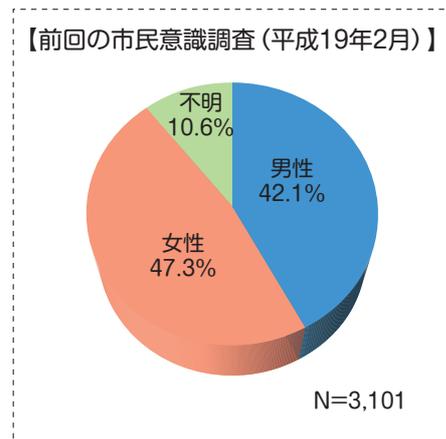
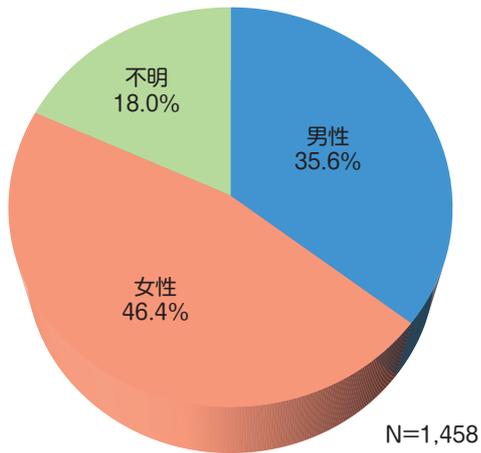
(2) 集計結果

問1 回答者の属性

1) 性別

性別は、「男性」が35.6%、「女性」が46.4%となり、女性が10.8ポイント上回っている。

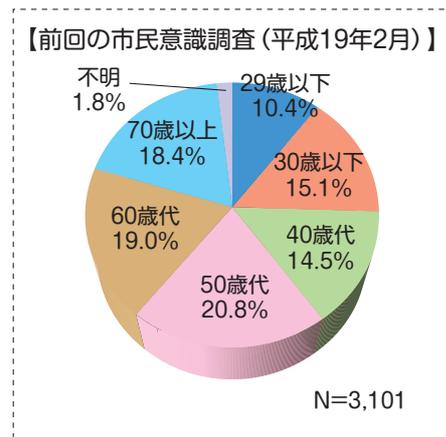
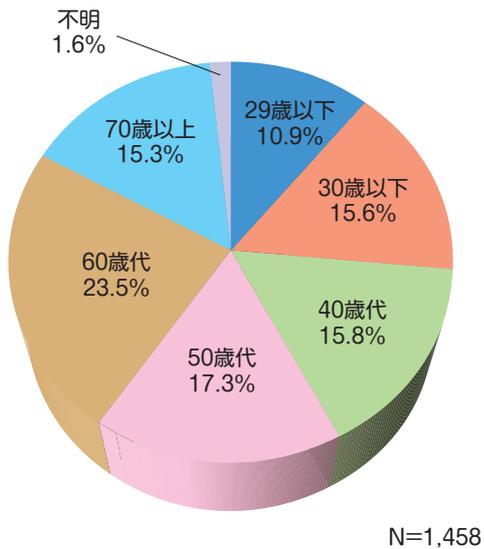
また、前回の調査と比較すると男性の回答率が6.5ポイント下回っている。



2) 年代

年齢別の割合は、「60歳代」が最も多く23.5%、次いで多いのが「50歳代」の17.3%となっており、「50歳代」「60歳代」の回答率が比較的多くなっている。

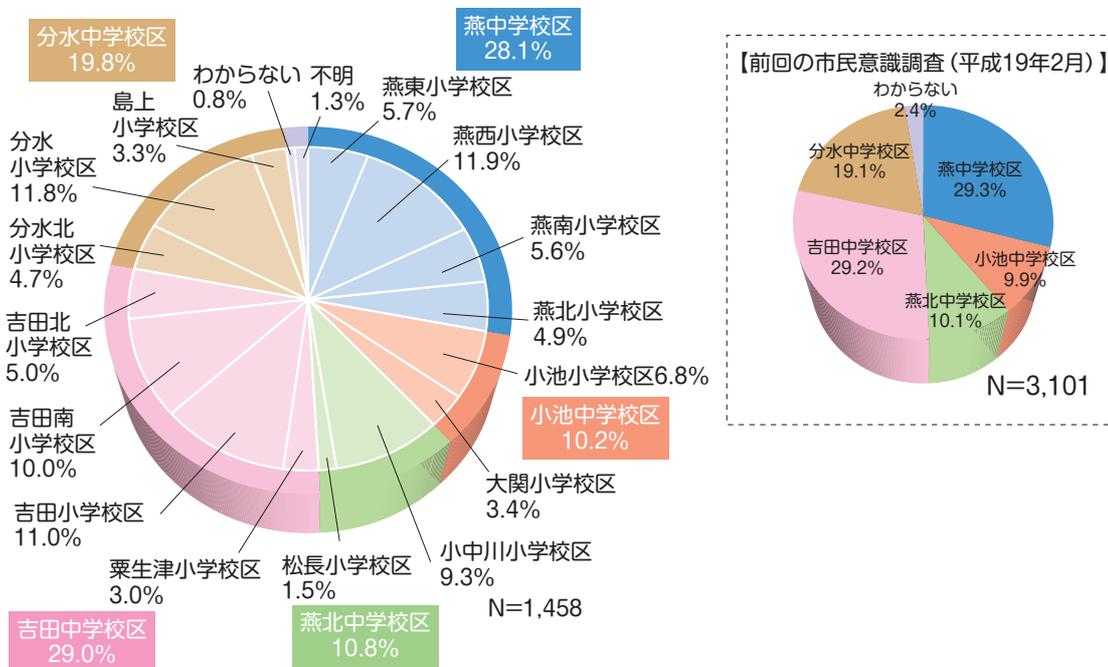
また、前回の調査と比較すると「60歳代」の回答率が高くなった一方で、「50歳代」「70歳以上」の回答率が低くなっている。



3) 居住地域

居住地域別では、「燕西小学校区」が最も多く11.9%となっている。次いで多いのが「分水小学校区」、「吉田小学校区」、「吉田南小学校区」となっており、各1割を超える回答率となっている。

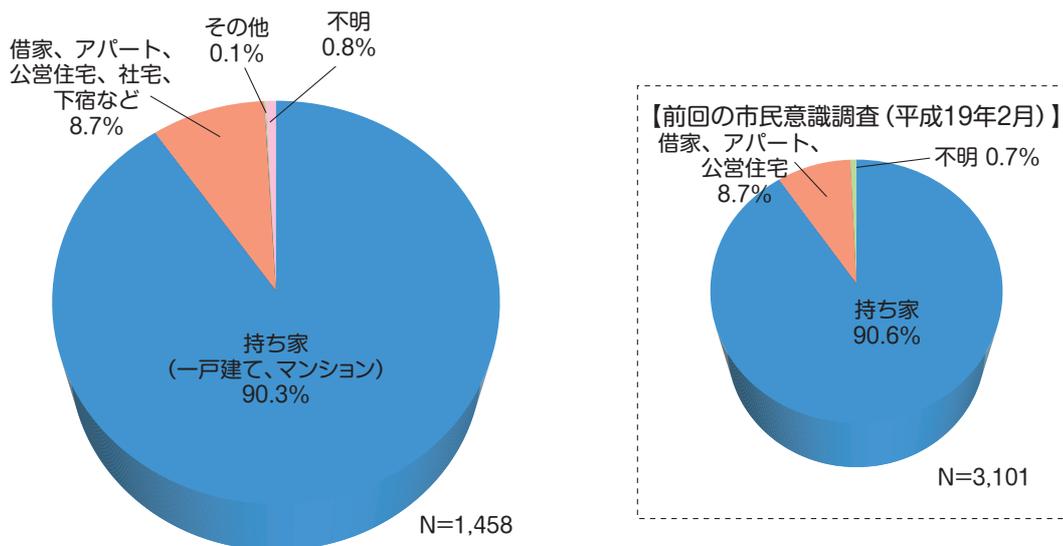
また、前回の調査では中学校区で調査を行っており、それと比較すると割合はほぼ同様の回答率となっている。



4) 居住形態

住居形態は、「持ち家（一戸建て、マンション）」が最も多く90.3%で、次いで多いのが「借家、アパート、公営住宅、社宅、下宿など」の8.7%となっている。

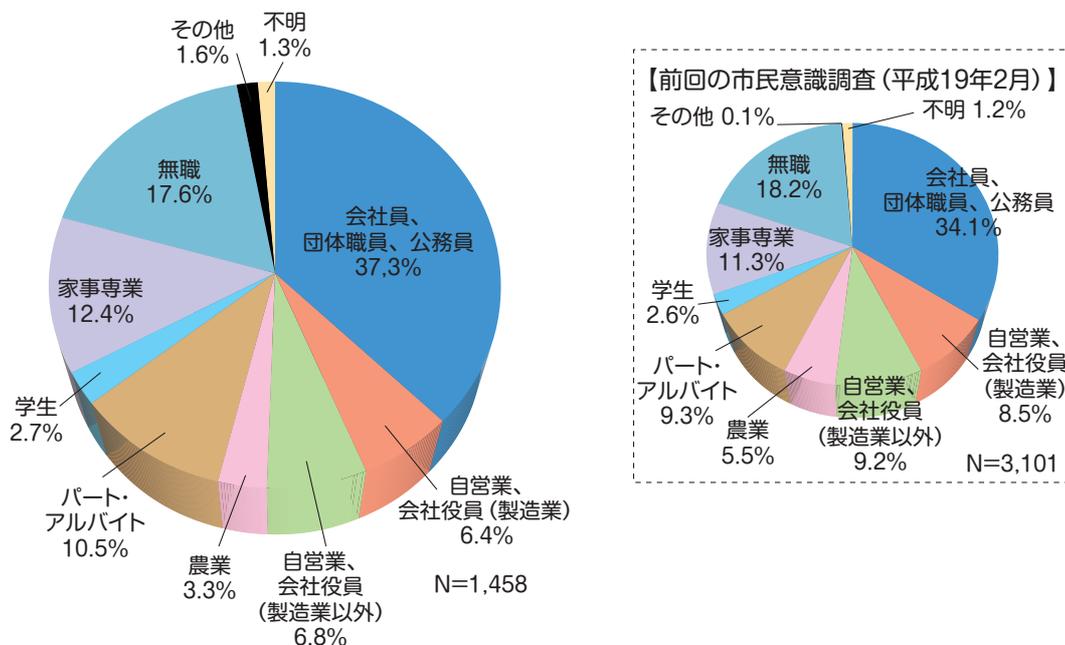
また、前回の調査と比較すると、ほぼ同様の回答率となっている。



5) 職業

職業は、「会社員、団体職員、公務員」が最も多く37.3%で、次いで多いのが「無職」の17.6%、「家事専業」の12.4%となっている。

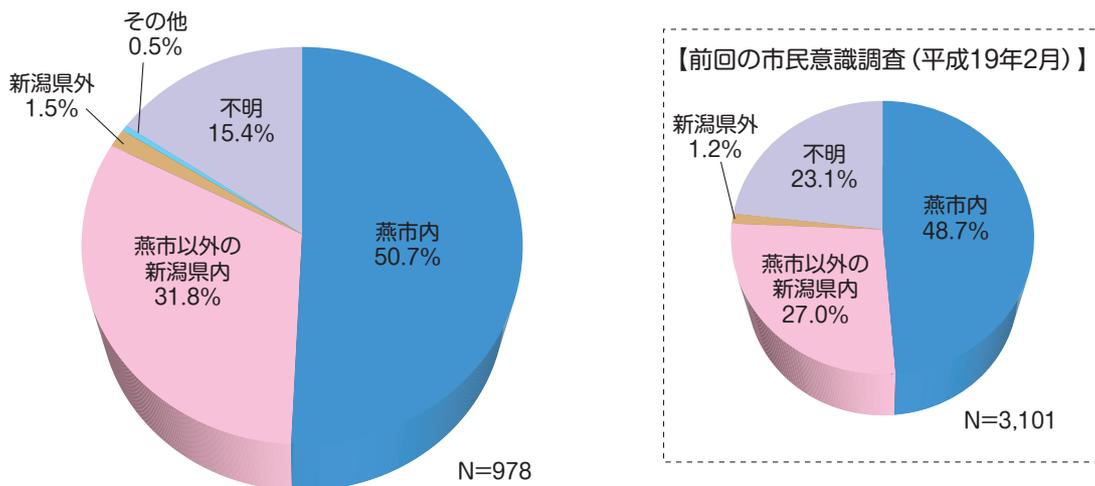
また、前回の調査と比較すると「会社員、団体職員、公務員」「パート・アルバイト」「家事専業」で少し上回ったのに対して、「自営業、会社役員（製造業）」「自営業、会社役員（製造業以外）」「農業」「無職」で回答率が下回っている。



6) 通勤・通学先

通勤・通学先は、「燕市内」が最も多く50.7%で、次いで多いのが「燕市以外の新潟県内」の31.8%となっている。

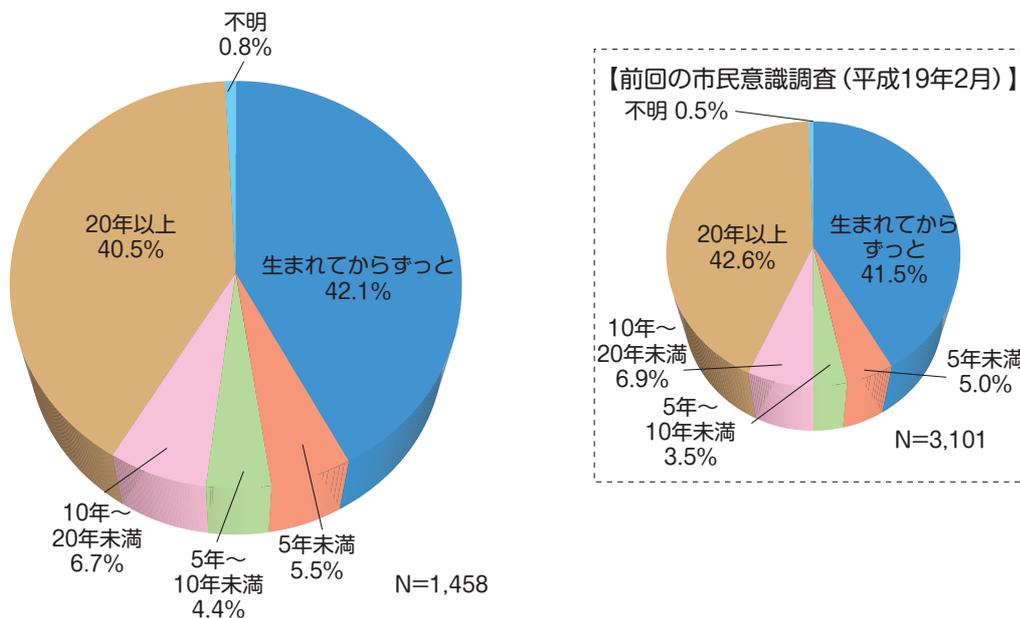
また、前回の調査と比較すると「燕市内」が2.0ポイント、「燕市以外の新潟県内」が4.8ポイント回答率が上回っている。



7) 燕市居住年数

居住年数は、「生まれてからずっと」が最も多く42.1%で、次いで多いのが「20年以上」の40.5%となっている。この2つの選択肢で8割以上を占めている。

また、前回の調査と比較すると「生まれてからずっと」「20年以上」の回答率とも同様の回答率となっている。

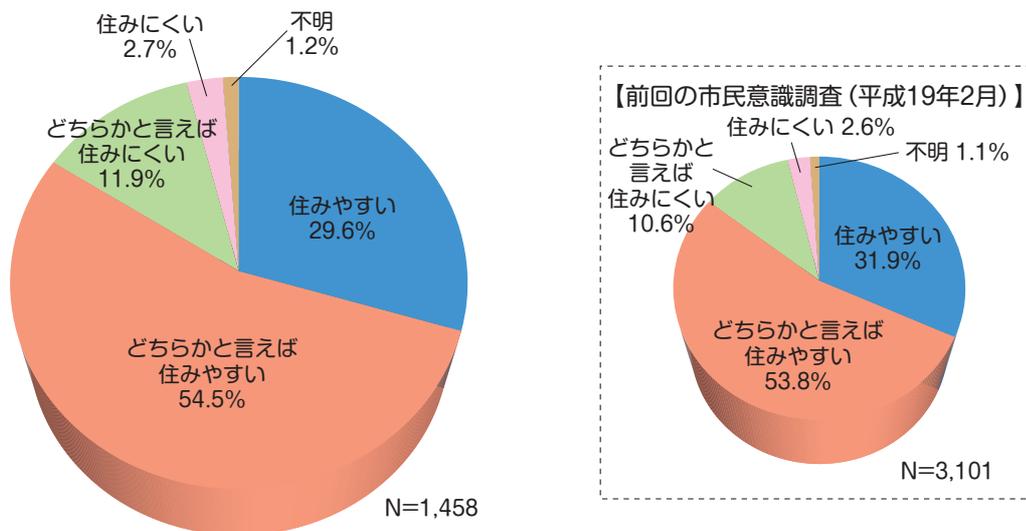


問2 住みやすさ

あなたにとって、燕市は住みやすいまちですか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。

燕市の住みやすさは、「住みやすい」29.6%、「どちらかと言えば住みやすい」54.5%、「どちらかと言えば住みにくい」11.9%、「住みにくい」の2.7%となっており、「住みやすい」が大きく上回っている。

また、前回の調査と比較すると同様の回答率となっている。

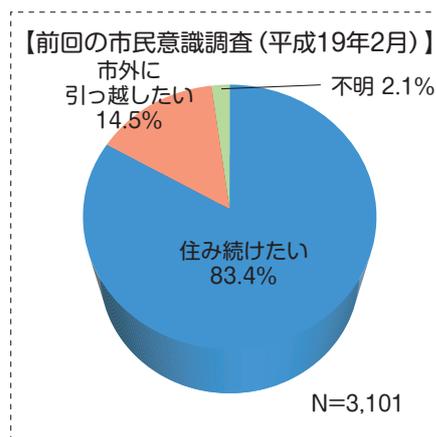
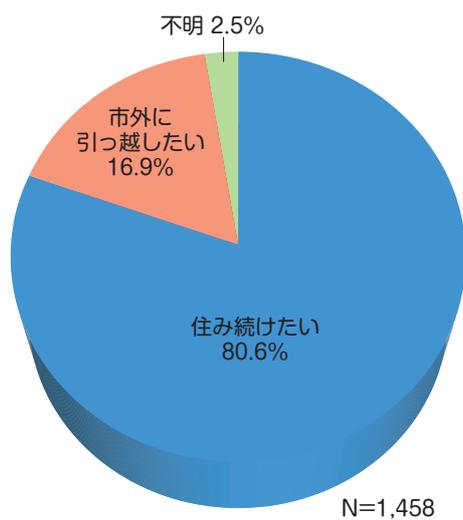


問3 居留意向

あなたは、今後も燕市に住み続けたいですか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。また、「2. 市外に引っ越したい」を選ばれた方は、その理由についてもあなたのお考えに最も近いものを3つまで選び、番号に○印をおつけください。

居留意向は、「住み続けたい」が80.6%で、「市外に引っ越したい」が16.9%となっている。

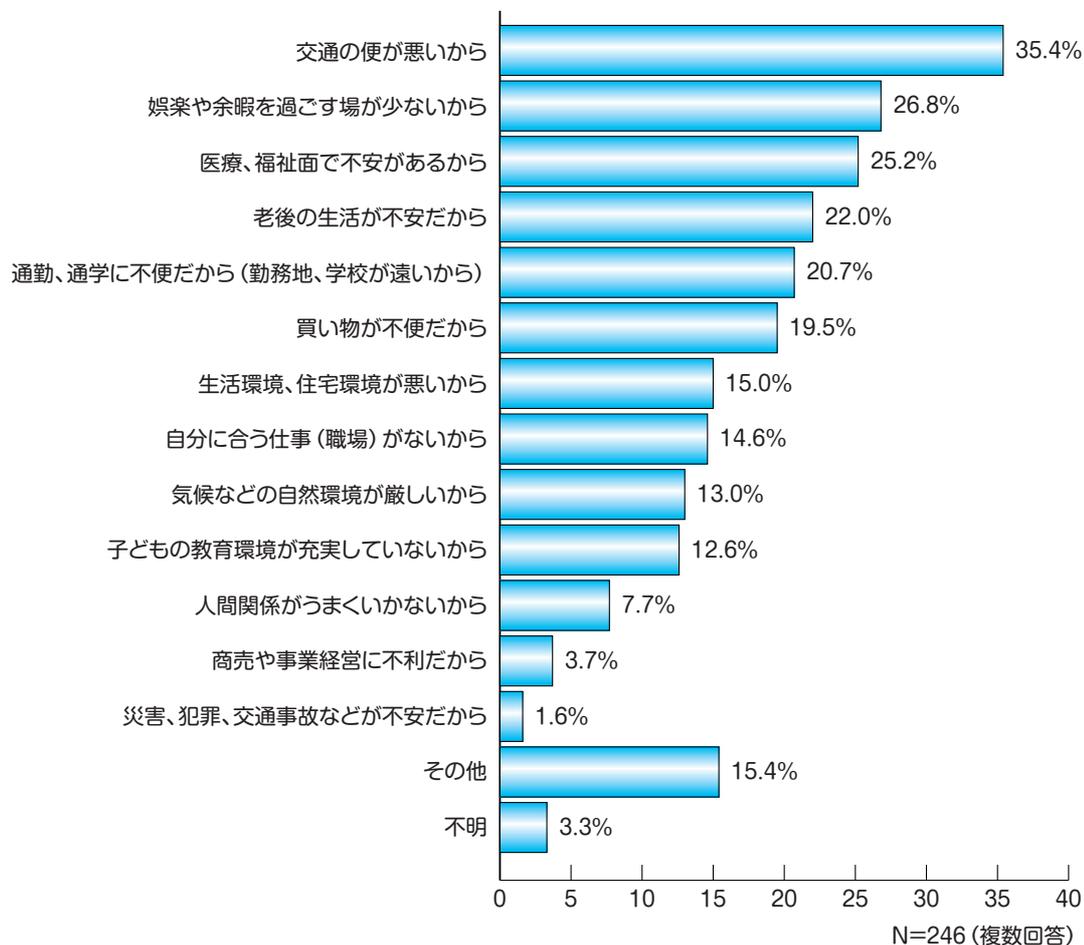
また、前回の調査と比較するとほぼ同様の回答率となっている。



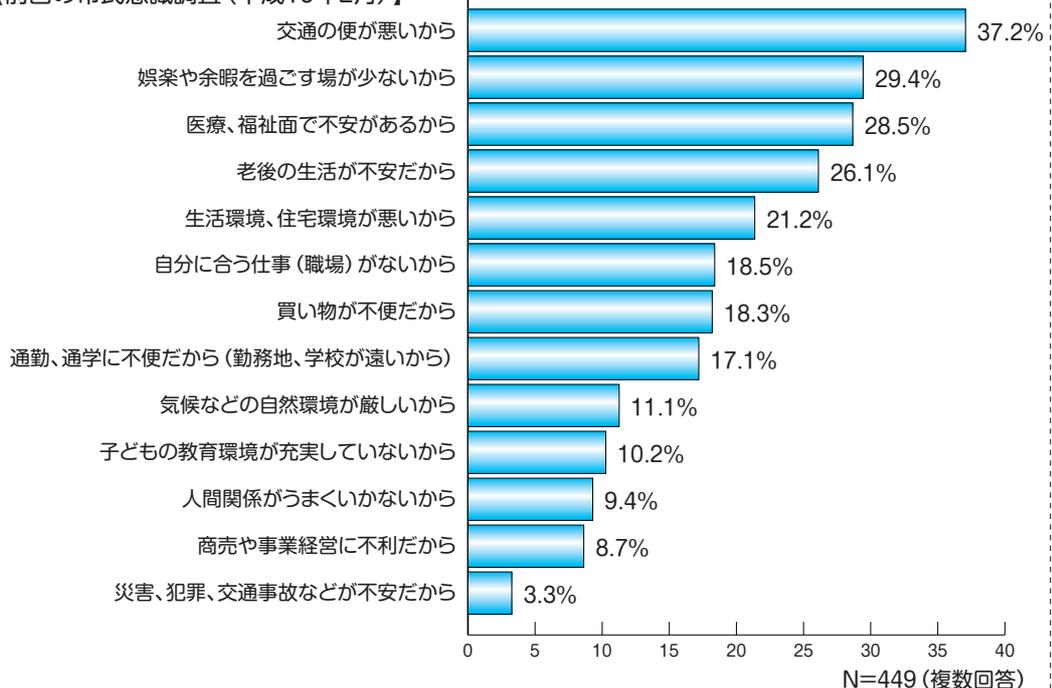
※「市外に引っ越したい」理由

市外に引っ越したい理由は、「交通の便が悪いから」が最も多く35.4%で、次いで多いのが「娯楽や余暇を過ごす場が少ないから」の26.8%となっている。

また、前回の調査と比較すると1～4位までの順位は変わっていない。



【前回の市民意識調査(平成19年2月)】



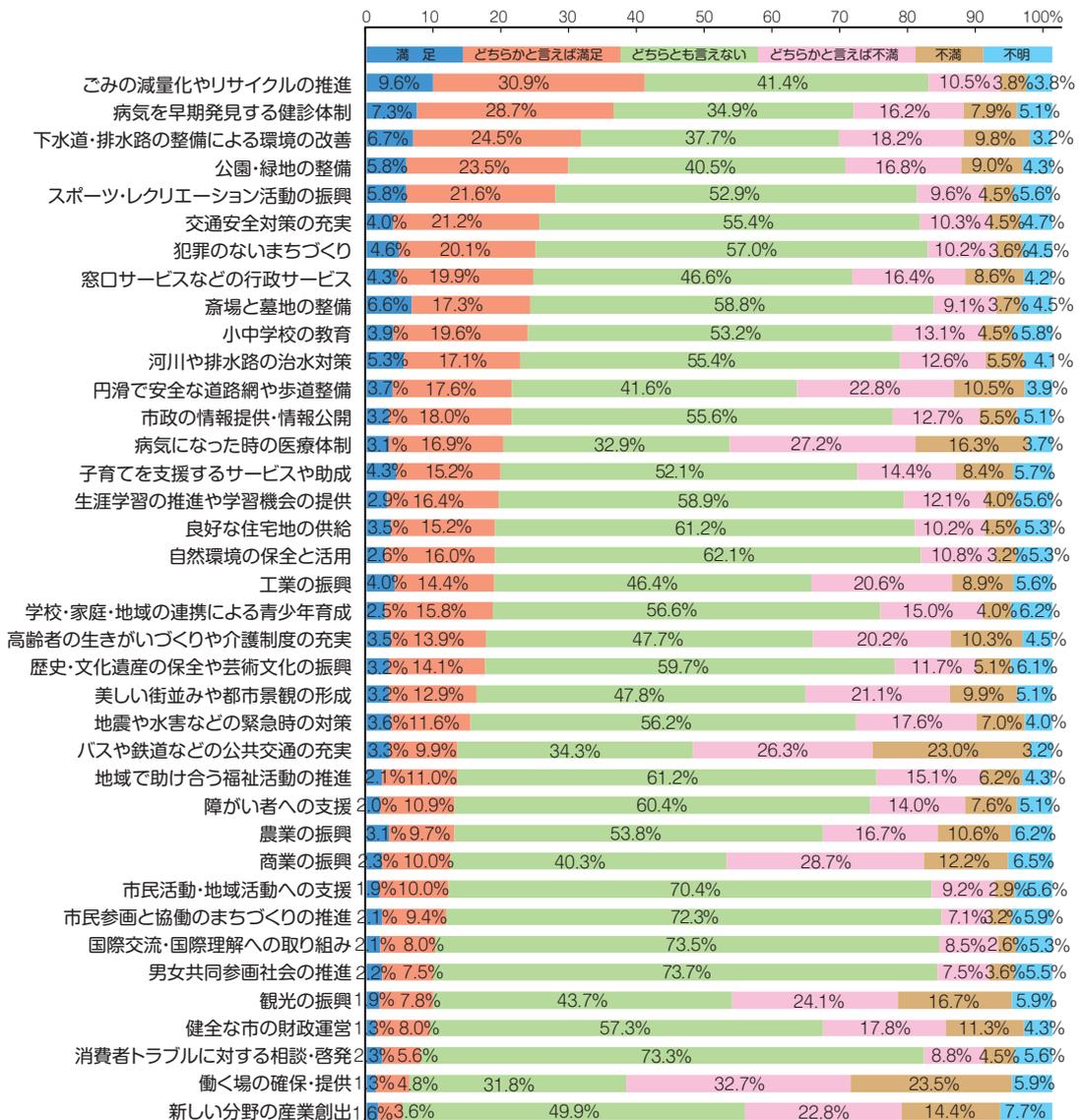
問4 まちづくりに対する満足度と重要度

燕市のまちづくりに対するあなたの満足度と重要度をおたずねします。次の1～38の項目の満足度と重要度についてあなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、番号に○印をおつけください。
 なお、重要度については「今後、燕市として取り組むべき施策として重要なテーマかどうか」という観点で、お考えください。

1) 満足度

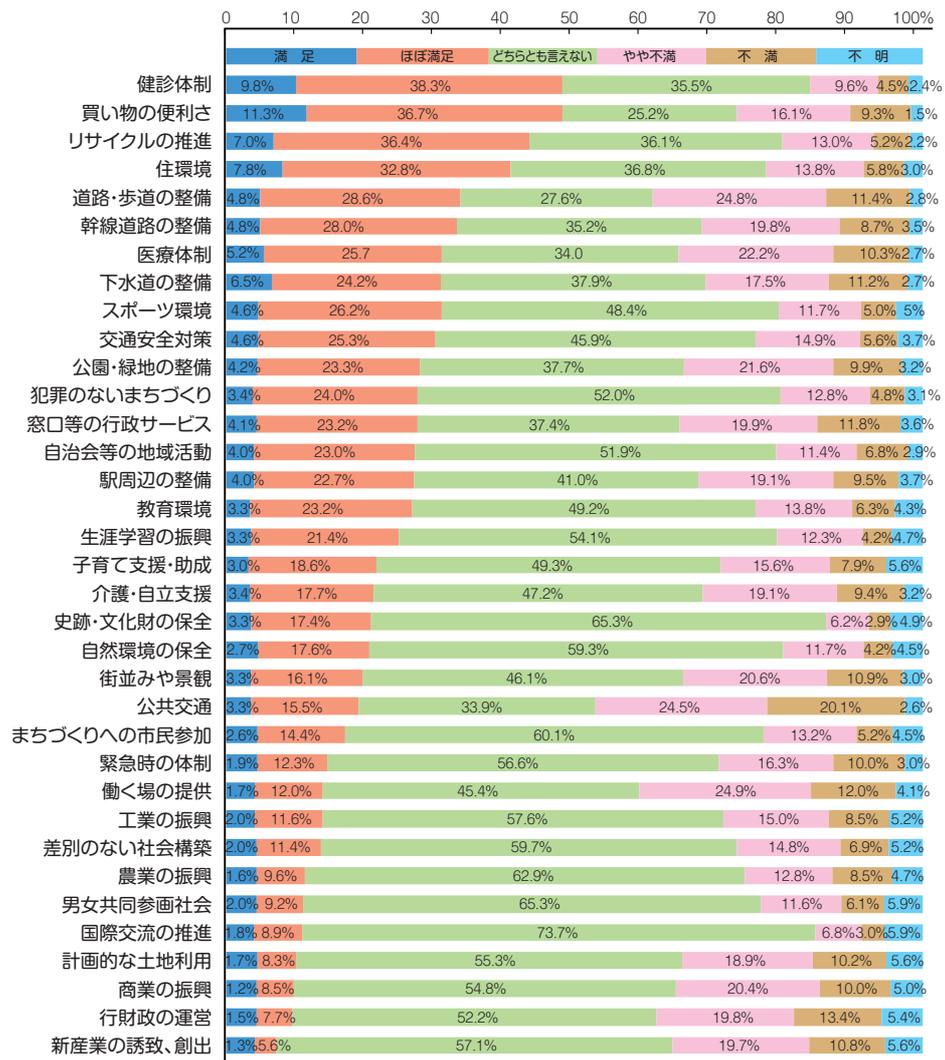
「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が高いのは、「ごみの減量化やリサイクルの推進」（「満足」9.6%、「どちらかと言えば満足」30.9%）が最も多く、次いで多いのが「病気を早期発見する健診体制」（「満足」7.3%、「どちらかと言えば満足」28.7%）となっている。反対に「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が低いのは、「新しい分野の産業創出」（「満足」1.6%、「どちらかと言えば満足」3.6%）が最も低く、次いで多いのが「市内の働く場の確保・提供」（「満足」1.3%、「どちらかと言えば満足」4.8%）となっている。

また、前回の調査と比較すると「ごみの減量化やリサイクルの推進」「病気を早期発見する健診体制」の「満足」の項目は上位にきているのに対して、「満足」の割合が低い項目に新たに「市内の働く場の確保・提供」があがっている。



N=1,458

【前回の市民意識調査(平成19年2月)】



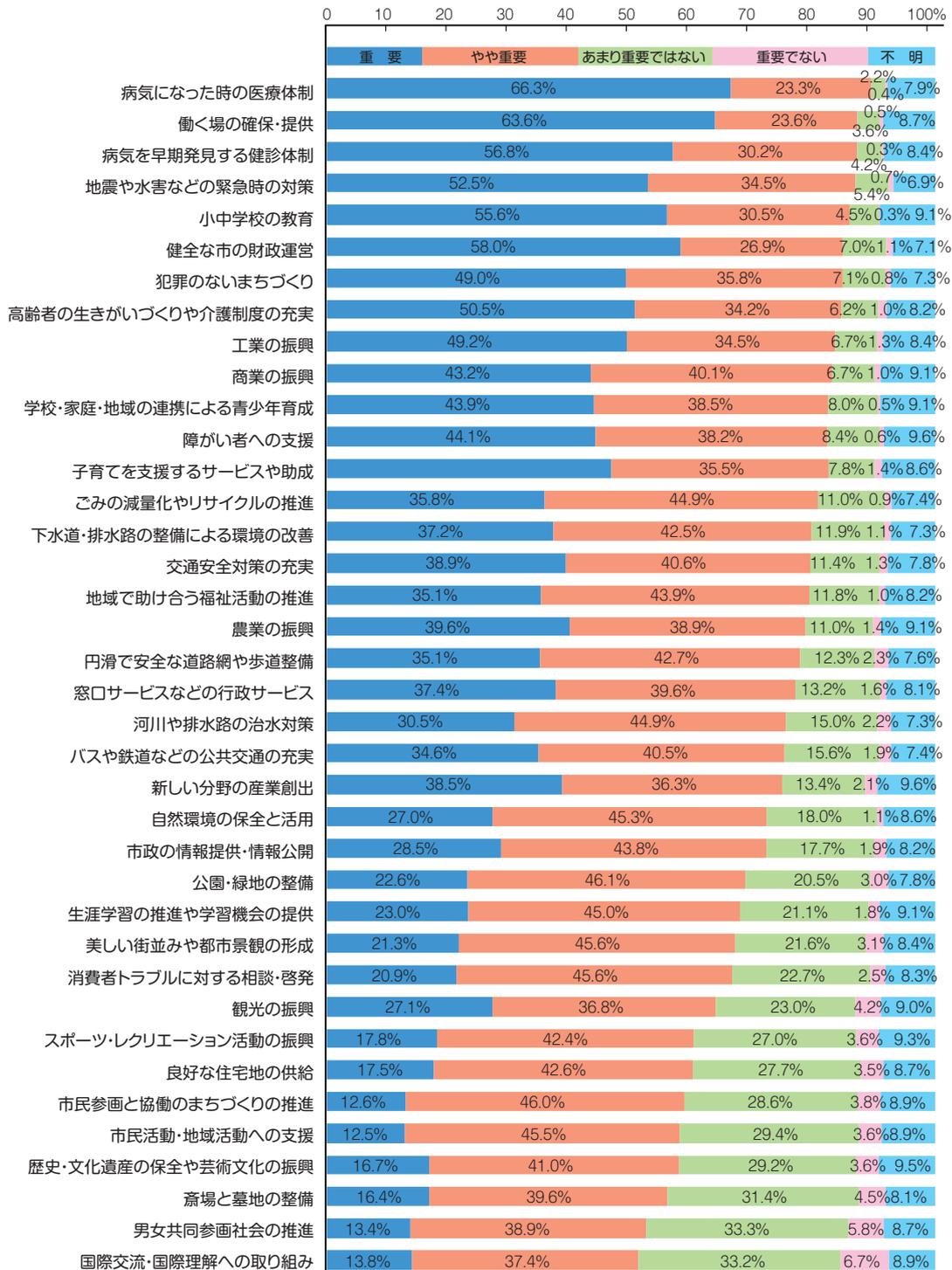
N=3,101

2) 重要度

「重要」「やや重要」の割合が高いのは、「病気になった時の医療体制」（「重要」66.3%、「やや重要」23.3%）が最も多く、次いで多いのが「市内の働く場の確保・提供」（「重要」63.6%、「やや重要」23.6%）となっている。

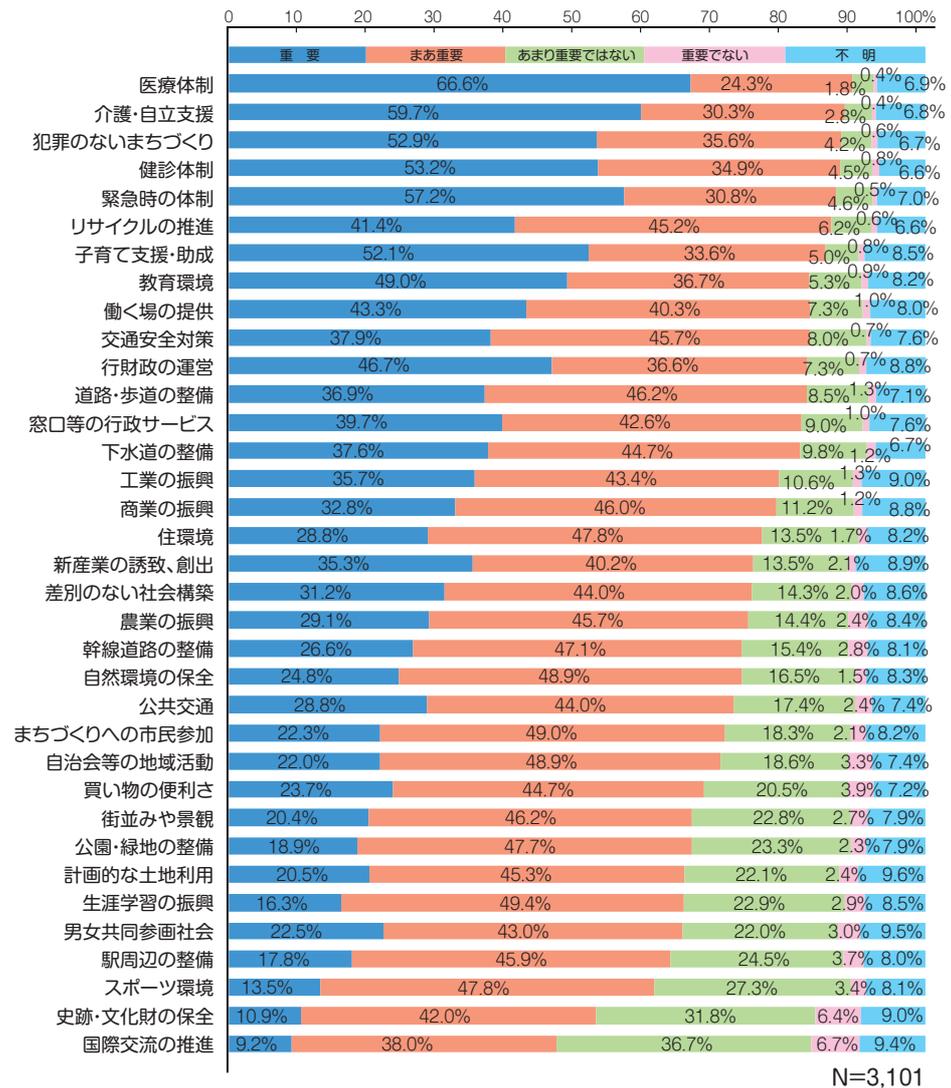
反対に「重要」「やや重要」の割合が低いのは、「国際交流・国際理解への取り組み」（「重要」13.8%、「やや重要」37.4%）が最も低く、次いで多いのが「男女共同参画社会の推進」（「重要」13.4%、「やや重要」38.9%）となっている。

また、前回の調査と比較すると「高齢者の生きがいがづくりや介護制度の充実」で重要度が下がったかわりに、「市内の働く場の確保・提供」で重要度があがっている。



N=1,458

【前回の市民意識調査（平成19年2月）】



N=3,101

3) 満足度と重要度の関係

市民のまちづくりに対する満足度、重要度について指数化し、相関関係を4象限で表した。数値が高いほど、満足度、重要度も高い。

満足度、重要度ともに高い施策は「健診体制」、満足度は高いが重要度は低い施策は「斎場と墓地の整備」である。一方、満足度が低く重要度は高い施策は「働く場の確保・提供」、満足度、重要度ともに低い施策は「観光の振興」などであった。

また、前回調査と比較すると、満足度が低く重要度は高い施策の「働く場の確保・提供」で数値が大きくなっている。

□ 指数の算出について

満足度指数は各項目の回答を、「満足」:2点、「どちらかと言えば満足」:1点、「どちらとも言えない」:0点、「どちらかと言えば不満」:-1点、「不満」:-2点として、当該施策に対する有効回答者数の合計で除した。

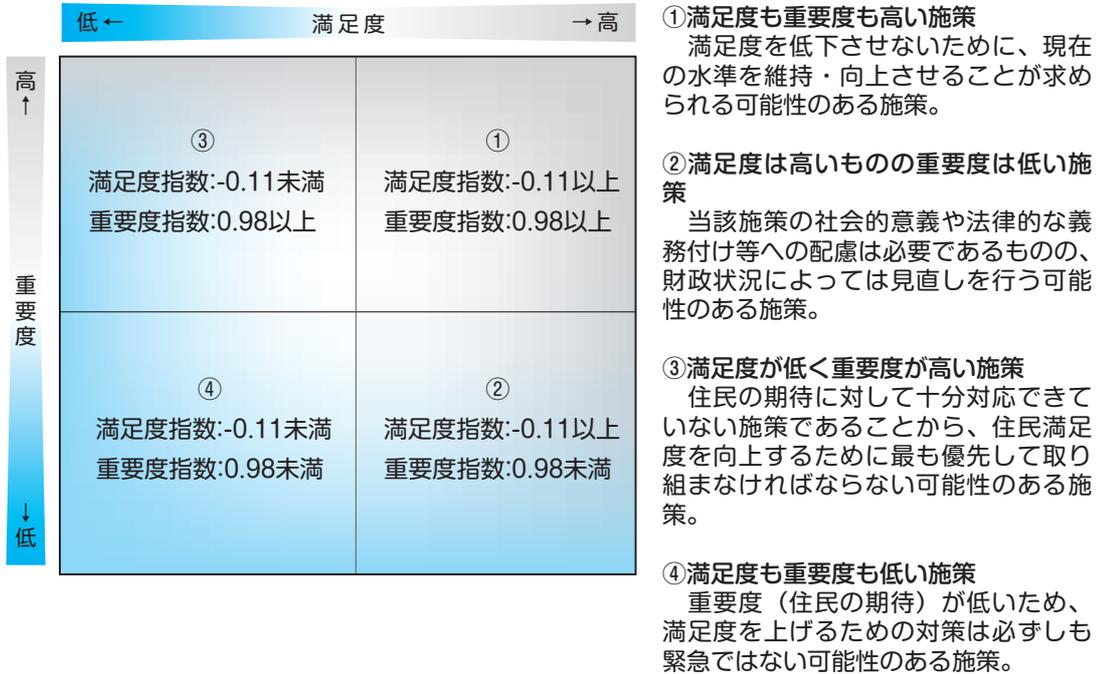
(例)「工業の振興」について、59人は「満足」、210人は「どちらかと言えば満足」、677人は「どちらとも言えない」、300人は「どちらかと言えば不満」、130人は「不満」と回答した。有効回答者数は1,458人中1,376人である。この場合、満足度指数は…

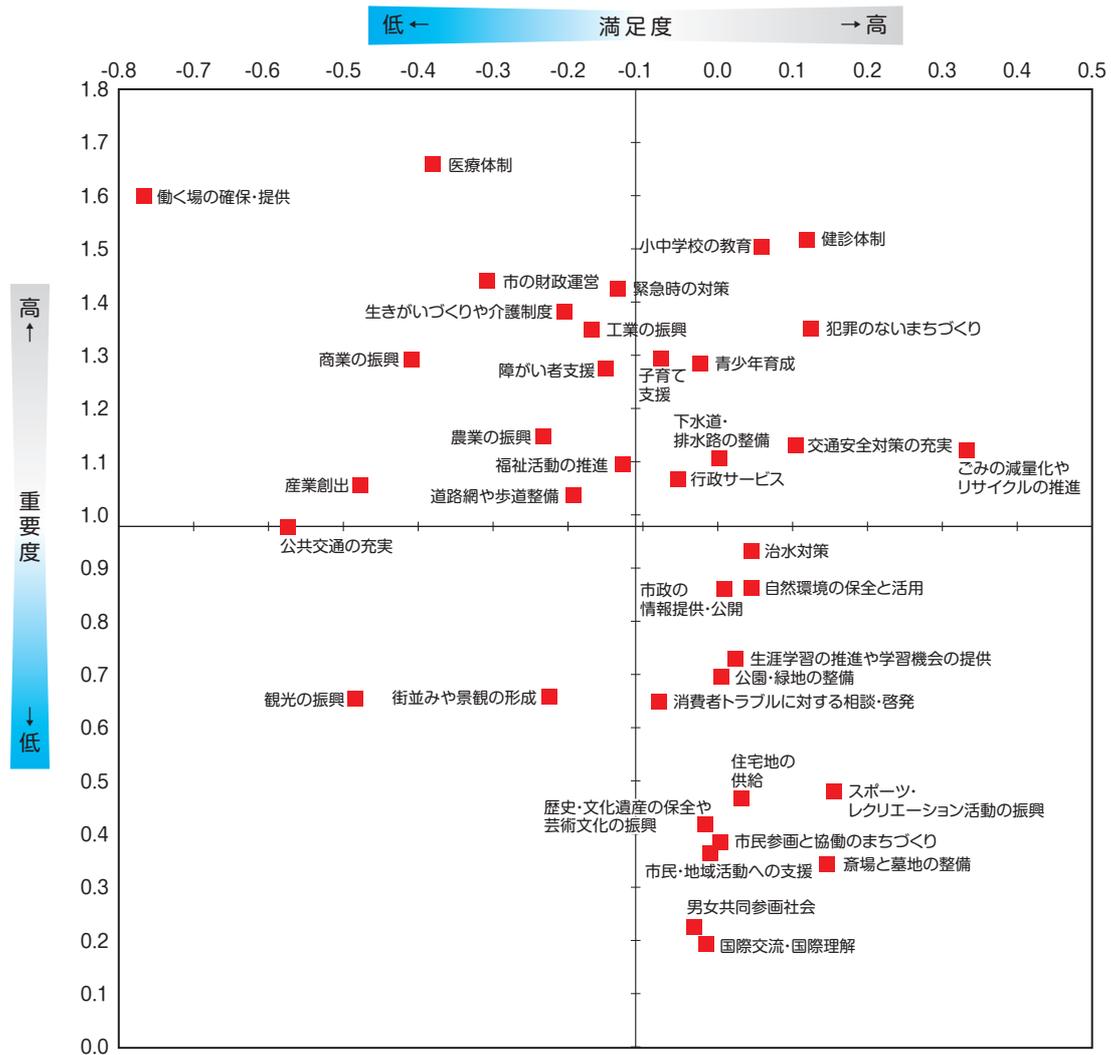
$$(59人 \times 2点 + 210人 \times 1点 + 677人 \times 0点 + 300人 \times -1点 + 130人 \times -2点) \div 1,376人 = \text{約} -0.17$$

重要度指数は各項目の回答を、「重要」:2点、「やや重要」:1点、「あまり重要ではない」:-1点、「重要ではない」:-2点として、その施策に対する有効回答者数の合計で除した。

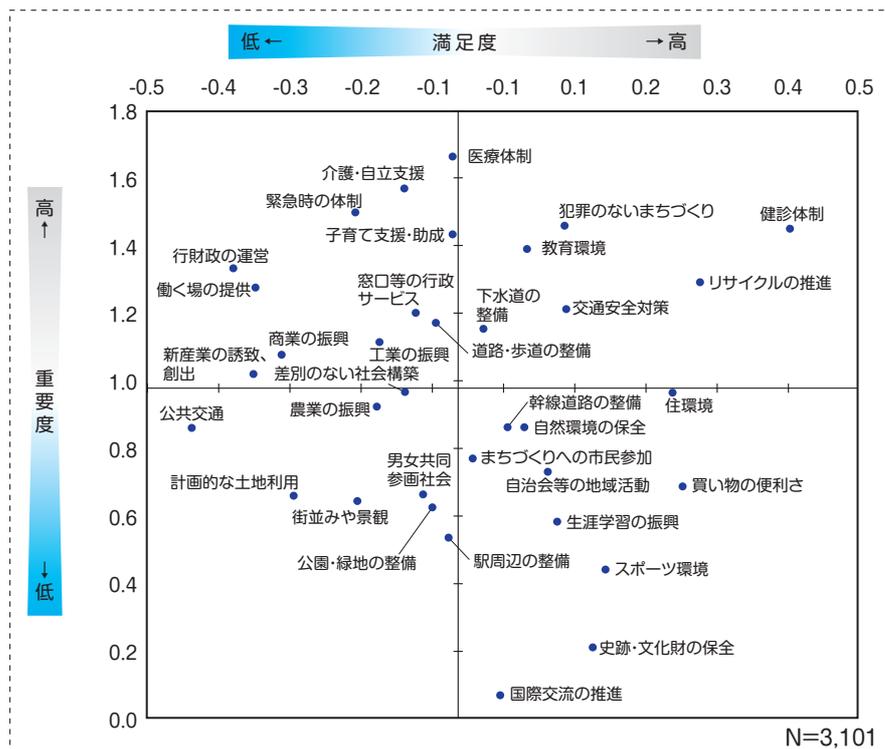
図の原点は各指数の平均(満足度:-0.11、重要度:0.98)となっている。

■ 図の見方





【前回の市民意識調査(平成19年2月)】

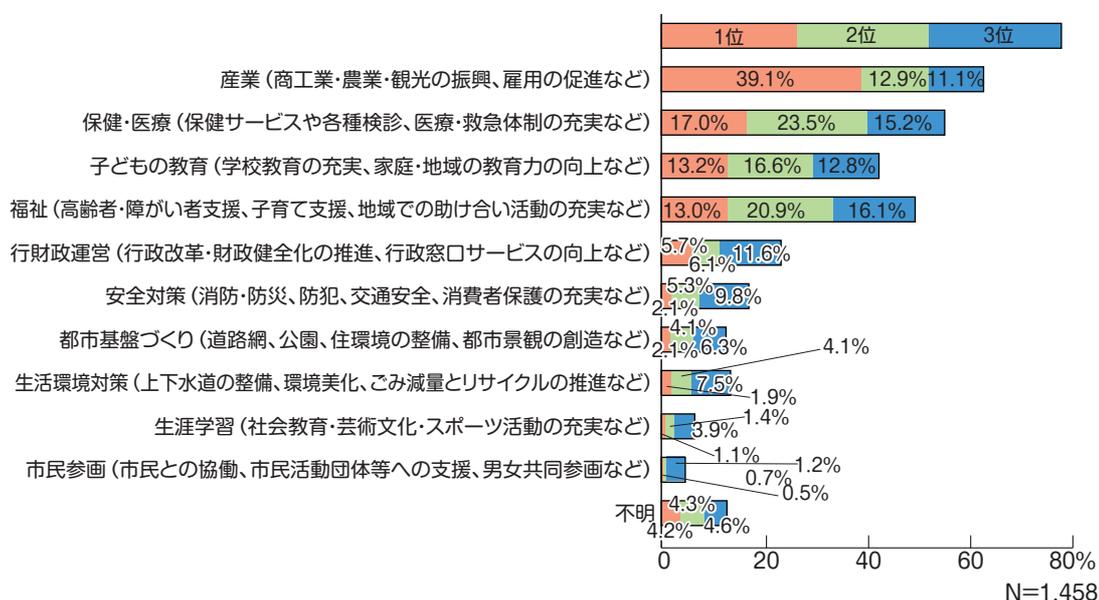


問5 政策の優先順位

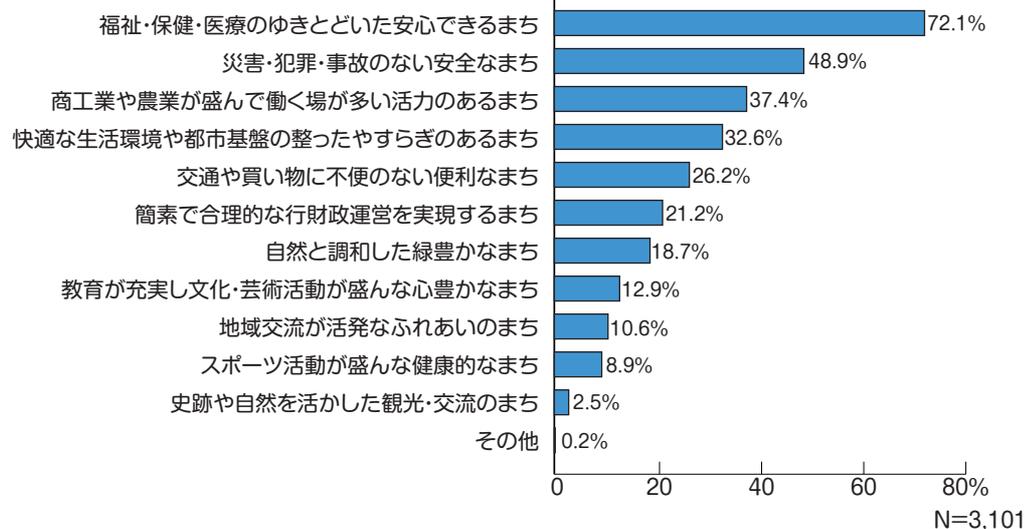
燕市では、厳しい財政状況を踏まえ「選択と集中」によりまちづくりを進めたいと思っています。あなたは、今後燕市がどこに力を注ぎ、どのようなまちづくりを進めるべきだとお考えですか。以下からあなたのお考えにもっとも近いものを優先順位の高い順に3つ選び、回答欄に番号を記入してください。

燕市が力を注ぎまちづくりを進める方向については、第1位で最も高い割合は「産業（商工業・農業・観光の振興、雇用の促進など）」の39.1%で、次いで多いのが「保健・医療（保健サービスや各種検診、医療・救急体制の充実など）」の17.0%となっている。

また、前は燕市の将来像についての問いで、「福祉・保健・医療のゆきとどいた安心できるまち」が第1位だったのに対して、今回は「産業（商工業・農業・観光の振興、雇用の促進など）」への要望が高くなっている。



【前回の市民意識調査（平成19年2月）】

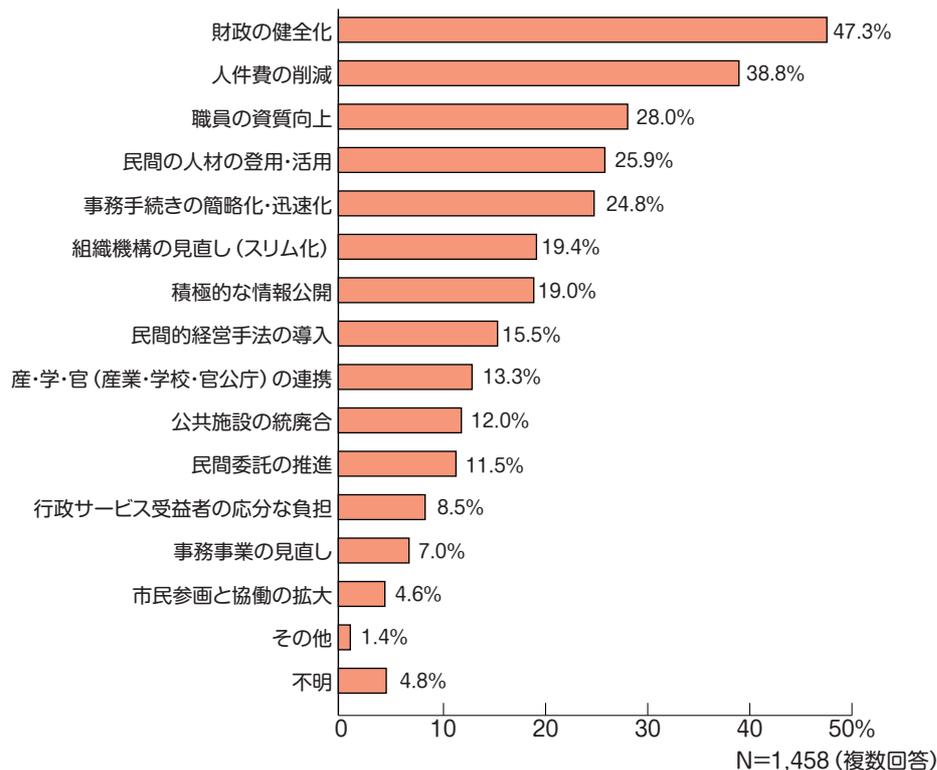


問6 市政運営で注力すべきこと

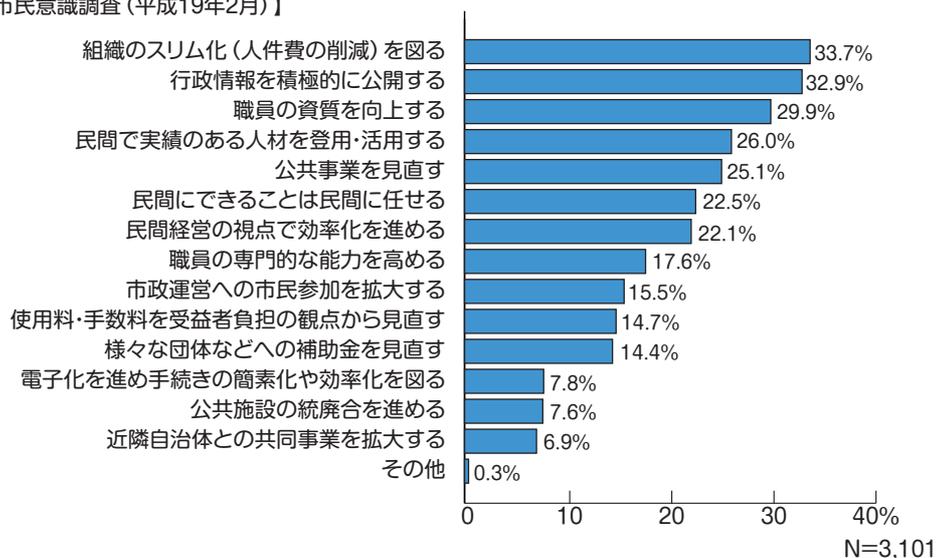
あなたは、今後の市政運営について、特にどのようなことに力を注ぐべきだとお考えですか。以下からあなたのお考えにもっとも近いものを3つまで選び、番号に○印をおつけください。

「財政の健全化」が最も多く47.3%で、次いで多いのが「人件費の削減」の38.8%となっている。（「財政の健全化」は、今回調査で新規追加した項目である。）

また、前回の調査と比較すると「人件費の削減」「職員資質向上」は前回同様上位にきている。一方、「積極的な情報公開」は順位が下がっている。



【前回の市民意識調査(平成19年2月)】

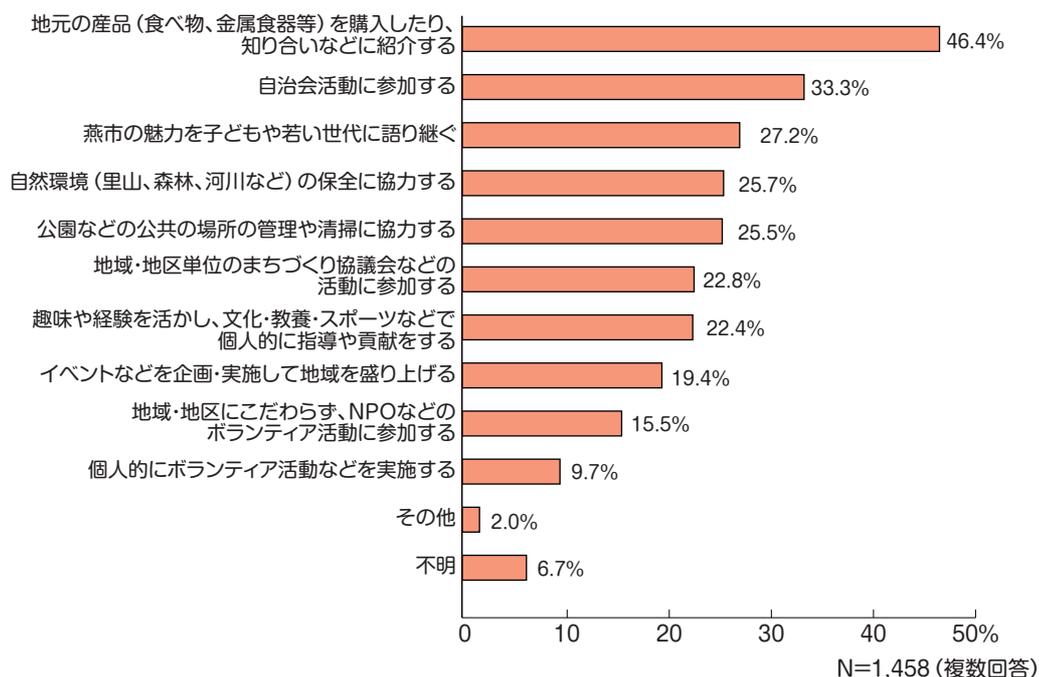


問7 まちづくりへの市民の協力

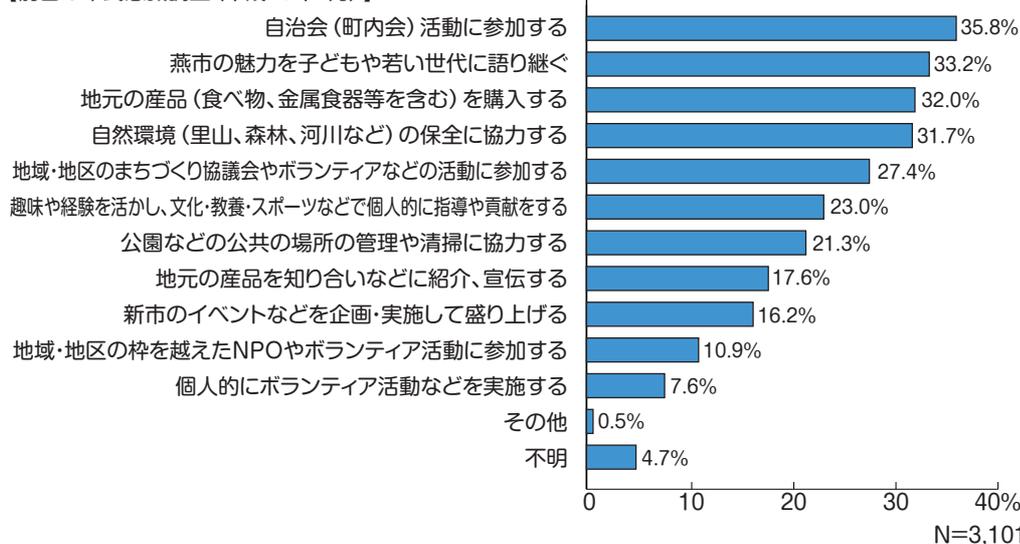
燕市を今後もっと暮らしやすいまちとするためには、まちづくりに対する市民のみなさんのご協力が欠かせません。あなたは、市民としてどのようなことを実践していくことが良いとお考えですか。以下からあなたのお考えにもっとも近いものを3つまで選び、番号に○印をおつけください。

暮らしやすいまちとするための市民の活動は、「地元の産品（食べ物、金属食器等）を購入したり、知り合いなどに紹介する」が最も多く46.4%で、次いで多いのが「自治会活動に参加する」の33.3%、「燕市の魅力を子どもや若い世代に語り継ぐ」の27.2%となっている。

また、前回の調査と比較すると「地元の産品（食べ物、金属食器等）を購入したり、知り合いなどに紹介する」が3位から1位に上がってきている。



【前回の市民意識調査（平成19年2月）】

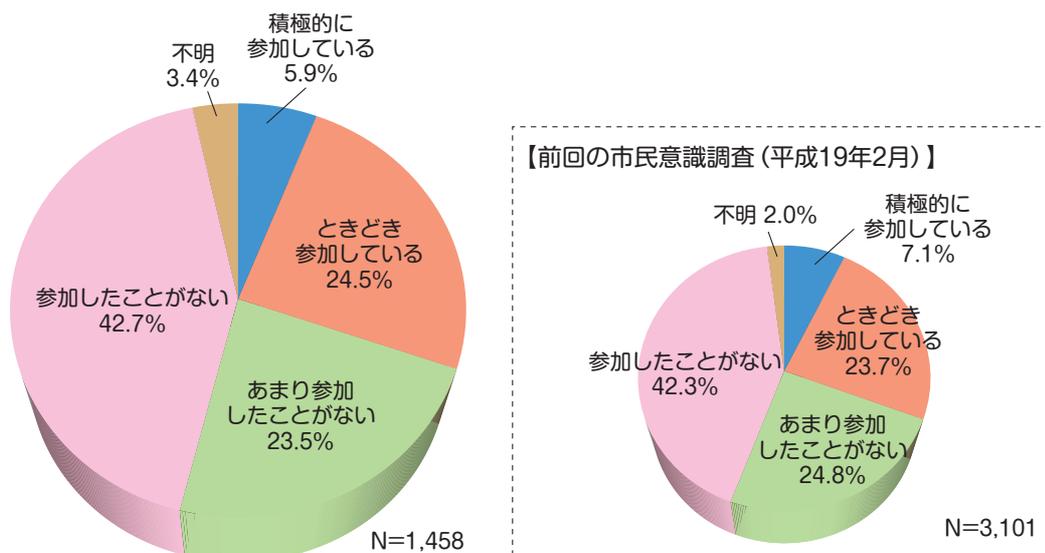


問8 自治体や各種団体への参加

あなたは、最近、自治会やまちづくり協議会、各種団体、ボランティア組織、NPOなどの活動に、どの程度参加していますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。また、「3. あまり参加したことがない」か「4. 参加したことがない」を選ばれた方は、その理由についてあなたのお考えにもっとも近いものを1つだけ選び、番号に○印をおつけください。

「積極的に参加している」は5.9%、「ときどき参加している」は24.5%、「あまり参加したことがない」が23.5%、「参加したことがない」は42.7%で、自治会等への参加が進んでいないことが伺える。

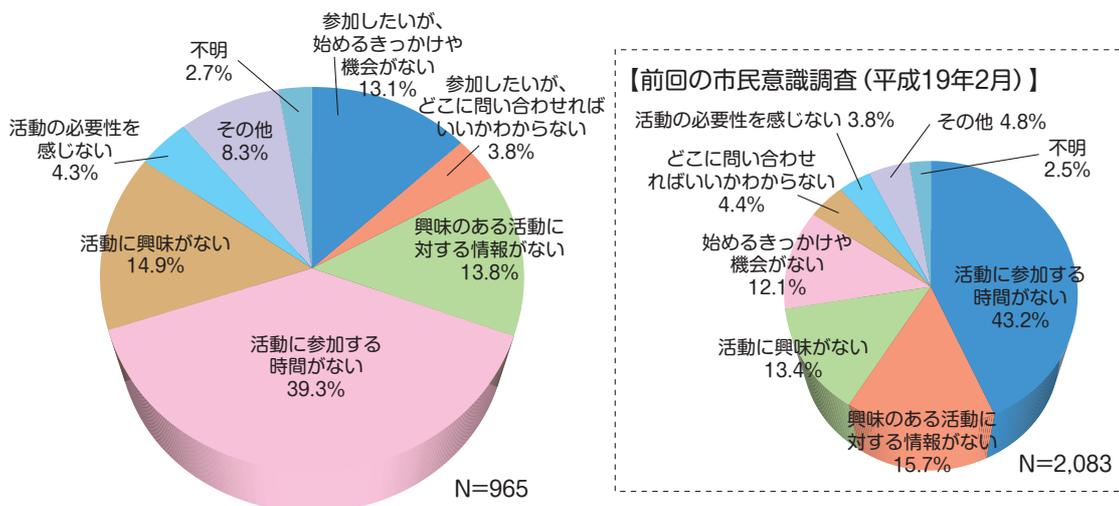
また、前回の調査と比較するとほぼ同様の割合となっている。



※「参加したことがない」理由

参加したことがない理由は、「活動に参加する時間がない」が最も多く39.3%で、次いで多いのが「活動に興味がない」の14.9%となっている。一方、「参加したいが、始めるきっかけや機会がない」も13.1%あり、潜在的な活動意欲が活かしきれていないことが伺える。

また、前回の調査と比較すると前回とほぼ同様の割合となっている。

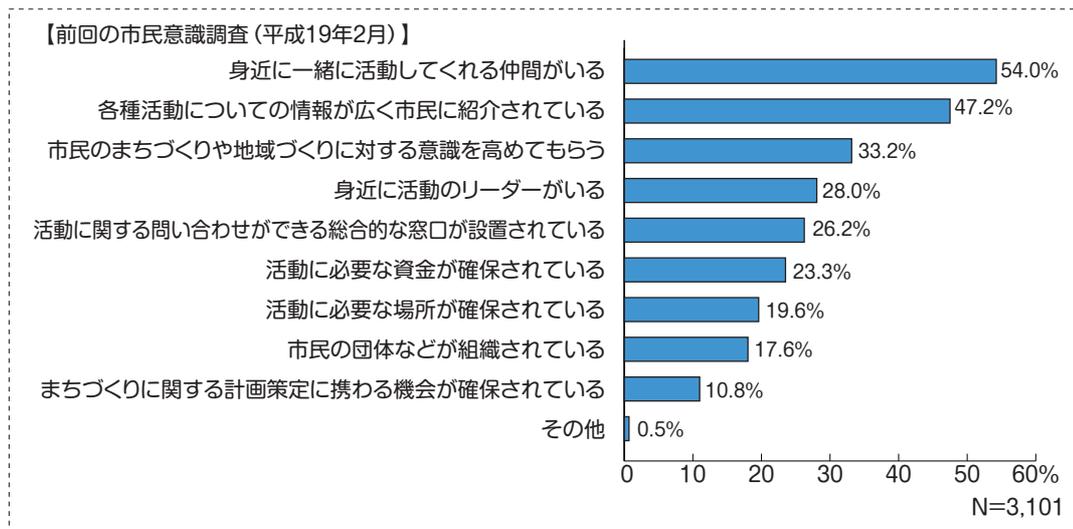
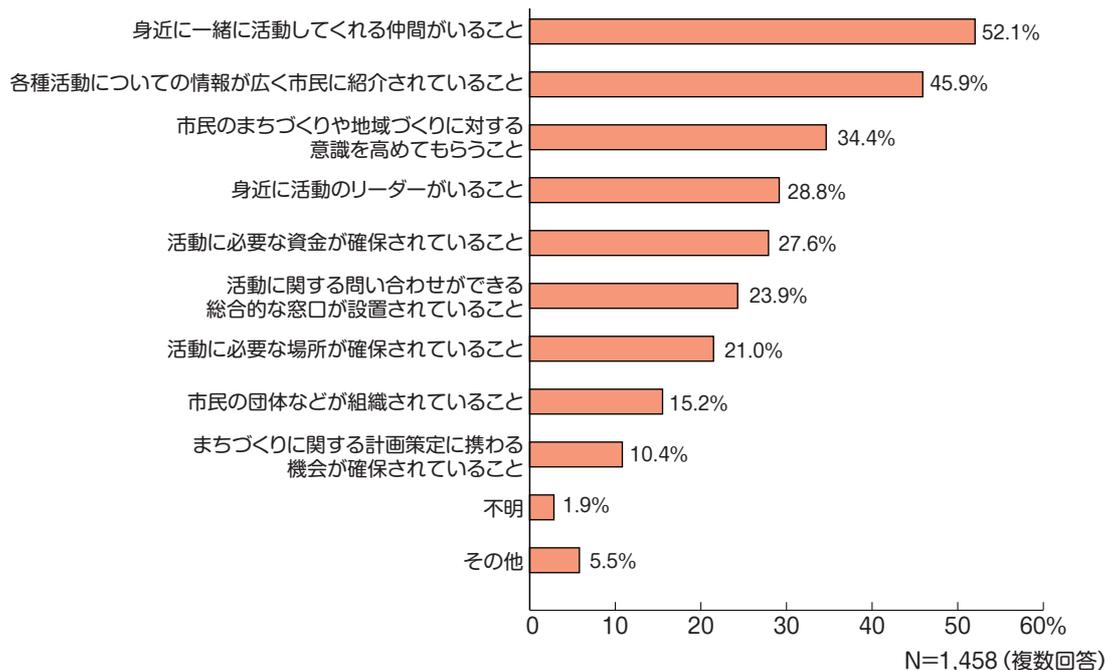


問9 まちづくりや地域づくりに参加するために必要だと思うこと

あなたは、市民がまちづくりや地域づくり活動に参加するために、何が必要だと思いますか。以下からあなたのお考えにもっとも近いものを3つまで選び、番号に○印をおつけください。

まちづくりや地域づくり活動に必要なと思うことについて、「身近に一緒に活動してくれる仲間がいること」が最も多く52.1%で、次いで多いのが「各種活動についての情報が広く市民に紹介されていること」の45.9%となっている。

また、前回の調査と比較すると上位4位までは同じ順位で、前回と同様の考えであることが伺える。



3 将来推計人口

本市の平成22年国勢調査の人口は、81,876人で平成17年と比較すると1,393人の減少となっています。

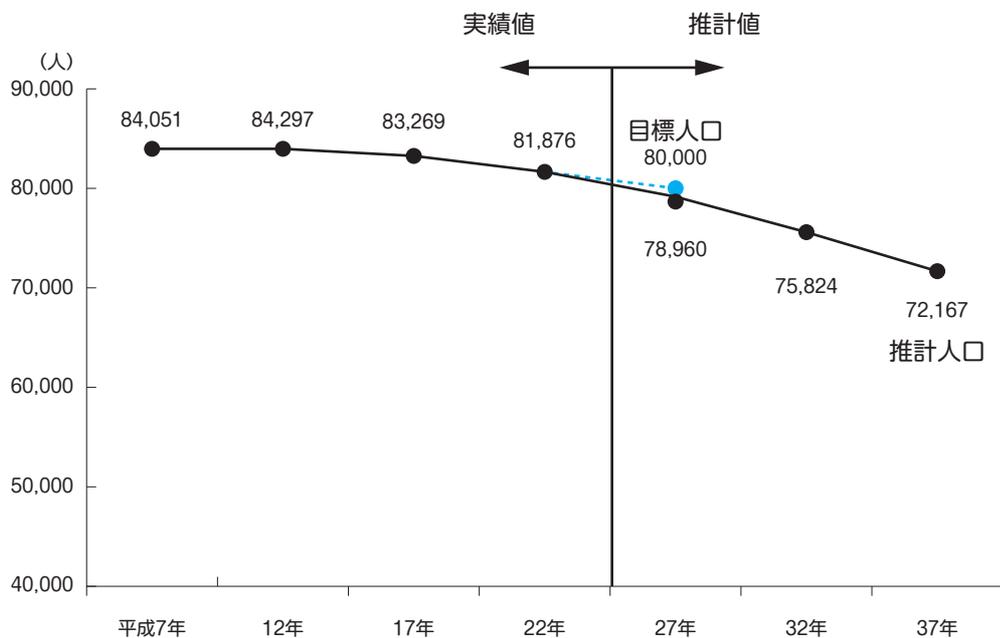
また、平成22年の国勢調査人口を基準にコーホート要因法*を用いて、将来人口を推計したところ、本市の総人口は、平成27年には79,000人を割り込んでいます。

基本構想では、平成27年における目標人口を80,000人と設定しており、この目標達成のためには、平成27年時点で推計値よりも1,040人近くの増加を見込まなければなりません。

本市は、引き続き各分野の施策の実施により、目標人口の達成を目指します。

(※コーホート要因法：人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法です。)

目標人口と将来推計人口



4 用語の説明

【あ】

用語	解 説	ページ
アスベスト	天然に存在する繊維状の鉱物のことです。耐熱・耐磨耗性に優れていることから、建築材などに広く利用されてきました。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんなどの原因になることが明らかとなり、現在は使用の制限や禁止措置がなされています。	55
アダプト制度	行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のことです。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多くなっています。	55
生きる力	自ら課題を見つけ、学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心・感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を指します。	24
一次救急	急な発熱による時間外診療など、入院を要しない程度の救急医療行為を言います。	35
エンパワーメント講座	能力開発講座のことを言います。	75
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める役割を果たすガスで、地球温暖化の原因とされています。1998年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、代替フロンなどが温室効果ガスとして定められています。	54

【か】

街区公園	主に街区内に居住する人を対象として設けられる最も身近な公園のことです。	63
介護保険事業計画	地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業などについて定めるものです。	36
環境保全型農業	農業の持つ循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うことです。	21
煙管	喫煙道具のひとつで、刻み煙草をつめて吸います。	14
既存ストック	既に整備された都市基盤、生活基盤を言います。	60
共助	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うことです。	9
協力事業所表示制度	社員の消防団への加入を促進し、消防団活動へ積極的に協力している事業所を「協力事業所」として認定する制度です。認定された事業所は表示証を掲示、使用することができます。	49
金属ハウスウェア	ステンレス製などの食卓用容器および台所用器具を言います。	14
下水道処理人口普及率	市町村の行政人口に対する下水道の整備された区域に住む人口の割合です。	66

用語	解説	ページ
健(検)診	診察および各種の検査で健康状態を評価することで、健康の維持や疾患の予防、早期発見に役立つ健康診査や特定の疾患の発見を目的とした検診のことを言います。	32
公助	個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うことです。	9
洪水ハザードマップ	避難するために必要な浸水情報、避難情報などを分かりやすく図示した地図です。	48
心の燕市8つのチャレンジ	次代を担う子どもたちの健全育成を目指し、豊かな心を育む活動を推進し、人が生きていく上での当然の心得として、「明るいあいさつをさせよう」「はっきりと返事をさせよう」「履物をきちんとそろえさせよう」「食事をしっかりとらせよう」「そうじや手伝いをさせよう」「子どもをしっかりほめ、きちんと叱ろう」「がまんをする体験をさせよう」「お年寄りや目上の人を敬う心を育てよう」の8つの事項を定め、「心の教育」を充実させる指針のことを言います。	25

【さ】

自助	自分の責任で、自分自身が行うことです。	9
ショートステイ	介護メニューの1つで、数日間、福祉施設に滞在し、介護サービスを受けます。	37
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育することを言います。	20
生活習慣病	不健全な生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などがあります。	32
3R	リデュース（Reduce:廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再資源化）の頭文字をとった言葉で、3Rに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくらうとするものです。	8

【た】

超高齢社会	世界保健機構（WHO）では、高齢化率（総人口における65歳以上の割合）が、21%を超えた社会を「超高齢社会」、14~21%未満を「高齢社会」、7~14%を「高齢化社会」と定義しています。	6
鋳起銅器	燕市の伝統的な工芸品のひとつで、一枚の銅版から、鋳やタガネを用いて打ち延ばしたり打ち縮めたりして作成する茶器や花器などのことです。	14
デイサービス	在宅の障がいのある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービスです。	37

【な】

用語	解説	ページ
二次保健医療圏	日常生活圏で、通常の保健医療需要を満たすことのできる地域の単位で、主として一般病床の整備を図ることを目的としています。	34
ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたスポーツを指します。その数は数百種目以上とされています。	45
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。	8
認定農業者制度	市町村が、農業者（または農業を営もうとする者）が作成した農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の認定を行い、計画の実現のために支援を行う制度を言います。	21
農業者戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すための制度です。	21
農業の持つ多面的機能	農業生産による農産物の供給機能の他に農地は、良好な農村景観形成、水源の確保、豪雨時の貯水機能、水生動植物の生息環境保全、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。	20
ノーマライゼーション	障がい者が特別視されることなく、地域で社会の一員として行動し、社会参加ができ、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のことです。	38

【は】

バイオマス	本来は、生物（bio）の量（mass）を示しますが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を指す意味合いで用いられることが多くなっています。	54
飛燕舞	燕市内で生産された特別栽培農産物（農薬や化学肥料の使用量が一定基準以下で栽培された農作物）の品質を有するコシヒカリです。	21
防災・防犯メール	市内で災害や事件・事故が起きた時に、事前に登録された市民などに電子メールで情報を一斉提供するシステムです。	51
ホームヘルパー	訪問介護員のこと。在宅で介護の必要な高齢者などに対し、定期的に家を訪ね、身の回りや生活のための支援を行います。	37

【ま】

まちづくり基本条例	地方自治体がまちづくりに関する独自の制度を法律の範囲内で定めることができるもので、市民と行政が協働で策定するものです。	9
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型の肥満に加え、糖尿病や高血圧などの病気を引き起こしやすくなった状態を言います。	32

【や】

矢立	筆と墨つぼを組み合わせた携帯用の筆記用具のことです。	14
遊休資産	使用目的があって取得したものの、何らかの理由で有効に活用されていない資産を指します。	77

用語	解説	ページ
ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障がい・能力の如何、文化・言語の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)を言います。	40
要援護者	情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人を言います。例えば、高齢者、障害のある人、傷病者などが該当します。	9
要支援	65歳以上の人が必要介護状態となるおそれがある状態、または、40歳以上65歳未満の人が、特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障がいがある原因で要介護状態となるおそれがある状態を言います。	37
幼保一体化	質の高い教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を目的に、幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設の創設などを行うものです。	28

【ら】

ライフスタイル	人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生活様式・営み方・生き方を指します。	8
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階を指します。	32
ライフライン	道路、水道、電気、ガスなどの日常生活に欠かせない施設・機能のことです。	68
リーマンショック	米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻(平成20年9月)とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事を言います。	7
6次産業化	農畜産物の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業を活性化させようということです。例えば、農業のブランド化、消費者への直接販売、飲食施設の経営などが挙げられます。「第6次産業」という名称は、農業本来の第1次産業だけでなく、他の第2次・第3次産業を取り込むことから、1、2、3を足し算する(または掛け算する)と「6」になることを表した造語です。	20

【A】

AED	自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator)の略称です。心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて心臓が本来持っている機能を回復させる装置です。	49
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

【D】

DID	人口集中地区のこと。国勢調査において、原則として人口密度が1平方キロあたり4,000人以上の基本単位数が隣接し、その人口が5,000人以上となる地区で、実質的な都市地域を表します。	60
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------	----

【I】

ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)のこと。同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)がありますが、国際的にはICTが用いられています。	7
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【N】

NPO	非営利団体(Non Profit Organization)の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。	72
-----	-------------------------------------------------------------------------	----

燕市総合計画 後期基本計画

平成 24 年 3 月

【編集・発行】

燕市企画財政部企画財政課

〒 959-0295 新潟県燕市吉田日之出町 1 番 1 号

TEL.0256-92-2111 (代表) FAX.0256-92-2110

【URL】 <http://www.city.tsubame.niigata.jp>

【e-mail】 kikaku@city.tsubame.niigata.jp



環境に優しい大豆インクで印刷しています。